

政経研究

第四十九巻 第一号 2012年6月

論 説

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業のリスク

——中国・N Z 合弁企業・三鹿集団粉ミルク事件を中心に——

築場 保行

企業情報開示の統合化

——インベスター・リレーションズの展開——

田中 襄一

南シナ海の安全保障と戦略環境 (一)

浦野 起央

ハルハ河畔の攻防

——第二次ノモンハン事件——

秦 郁彦

書 評

西川伸一著

『最高裁判官国民審査の実証的研究』

『もう一つの参政権』の復権をめざして『五月書房』(二〇一二年一月、306p. + 三)

藤原 孝

研究ノート

産業連関分析による地域間生産格差の要因分析

武 縄 卓 雄

政経研究 第四十八卷第三号 目次

論 説

北海道における平成の大合併と地方分権改革…山田光矢

研究ノート

ロバート・ケイガンの理解する世界秩序の現実とあるべき姿…小林宏晨

論 説

憲法の制度的枠組みが生産性に与える効果に関する研究…岩井井奉吉 信良

政経研究 第四十八卷第四号 目次

論 説

J・ハリントンの平等な共和国(ないし自由国家)の一考察…倉島隆

民主化の失敗と成功…岩崎正洋

朝鮮半島における南北統合に関する研究…孔義植

草原の国境紛争…秦郁彦

研究ノート

憲法上の特徴と経済成長に関する研究ノート…坂井吉良

雑 報

政経研究 第四十八卷 索引

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業の リスク

——中国・NZ合弁企業・三鹿集団粉ミルク事件を中心に——

築 場 保 行

1. はじめに
2. 中国の光と影—グローバル化が際立たせる中国の影の部分—
 - (1) 超大国の出現
(超大国の出現と諸外国の懸念)
(中国の影の部分)
 - (2) 中国と世界の距離
(グローバル撤退で暴露されたネット検閲)

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業のリスク（築場）

〔世界の工場〕の現実と経済の腐敗、投資リスク

3. グローバル化と中国企業経営の腐敗

(1) 外資系企業の中国での腐敗行為

(2) 外国企業の腐敗行為の形態とその影響

(3) 腐敗の手法

(4) 中国企業による外国での腐敗行為

4. 世界を震撼させた有毒粉ミルク事件——中国・NZフォンテラ合弁・三鹿集団粉ミルク事件——

(1) 事件の経緯

(事件の発生とその波及)

(事件の原因)

(2) 後日談

(網民の声)

(後日談)

(3) 三鹿集団粉ミルク事件の判決

むすびにかえて

1. はじめに

超大国として台頭した中国の企業経営は多くの困難な社会的問題を内包している。経済のグローバル化は中国の成長を促進したが中国の影の部分をもひろ際立たせるようになったということが出来る。本稿では最初に最近の主要な

事件を簡単に紹介する。これらの事件は中国の経営と政治のありかたそしてグローバル化とが直接間接、原因になっている。短期的な利益の追求、企業理念・倫理の欠如、官民の腐敗・癒着が人命軽視、環境破壊、法を無視した企業活動を常態化させている。グローバル化は外国企業を現地化、中国化させ、また中国企業の腐敗をグローバル化した。そこで次に外国企業の中国での腐敗活動の形態と方法を考察し、また中国企業の海外活動と腐敗の輸出の事例を紹介した。最後に中台合資企業である三鹿集団の有毒粉ミルク事件の検討をつうじて中国企業の官民癒着・腐敗の構造、そして外国企業にとっての中国投資のかかえる問題点を考察した。

2. 中国の光と影——グローバル化が際立たせる中国の影の部分——

(1) 超大国の出現

(超大国の出現と諸外国の懸念)

中国が経済大国として台頭し二〇一〇年に日本のGDPを追い越し、また近い将来、米国をも追い越すことが語られている。ただ国際社会の反応は決して好意的ではない。その理由は中国の成長による環境問題の深刻化、資源争奪戦への影響、そしてその領土的野心などへの懸念からである。

中国企業の成長も顕著である。世界の企業の株式時価総額ランキングでは中国国有企業のペトロチャイナ(中国石油天然気股份有限公司)、中国工商银行、チャイナモバイル(中国移动通信集团公司)がそれぞれ一、四、一〇位にランキング入りしている(出所: Financial Times Global 500 2010)。このように中国企業の急速な大規模化が顕著である¹⁾。

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業のリスク(築場)

ただ上記三社を含む中国上位ランキング企業のほとんどは資源、インフラ、金融等の基幹産業の独占企業であり、また国有企業であることが特色である。ちなみに上記ペトロチャイナは米国や香港で上場しているが政府が株式の大半を所有する中国石油天然気集団 (China National Petroleum Corporation, 略称C N P C) 傘下の子会社であり、実態は中央政府が経営権を握る国策会社である。

二〇〇九年、英豪系の鉄鉱石メジャーのリオティント社 (Rio Tinto limited / Rio Tinto plc) に対する国有企業・中国アルミ (中国铝业公司) の出資計画が豪州側の撤回で頓挫した。計画の公表後、豪州の野党が買収に反対していたのも中国の資源支配に対する懸念からであるといわれる。事実、中国鉄鋼企業をはじめ中国大手企業の膨大な資源需要が多く、中国に脅威となっていることと無関係ではないであろう。

(中国の影の部分)

二〇〇八年有毒粉ミルク事件が世界を震撼させた。被害者の数が膨大であるだけでなく、海外へも被害が拡散した。二〇一一年八月現在でも有毒粉ミルクが流通過程から回収されず被害者が続出している。中国では食品汚染の事件が非常に多発しており、事業者のモラルが問われることはもちろん法令順守の精神の欠如として政府の監督体制が問われる問題である。また当局が事件を秘密裏に処理しようとする結果、被害が拡散・大規模化することも多い。

ちなみに中国で毎年、発表される富豪のランキングに多くの炭鉱経営者が登場する。労働災害の発事件数が非常に多いが、特に炭鉱事故が頻発しており死亡者数は世界一である。荷請漣女史によれば、安全対策の不備が深刻な事故の一因であるが、法定基準を守らない違法な操業を可能にしているのが安全局公務員への贈賄であるといわれる。公

務員の炭鉱への投資は原則的には禁止されているが遵守されていない。多くの公務員が炭鉱に直接もしくは間接に投資をするか無償株の譲渡を受けており、労働者の安全を軽視して利益を追求する結果、炭鉱事故が多発している。²⁾法令順守の精神の欠如として政府の監督体制の不備は食品汚染事件の発生と軌を一にしている。

(2) 中国と世界の距離

(グーグル撤退で暴露されたネット検閲)

この他にも大規模な環境汚染や医療過誤など事件が多発しているが、大規模な事件が中国の多くの民衆に知られるようになったのはインターネットの普及によるところが大である。それは官製メディアが伝えない生の真実の情報を伝えているからであり、また庶民がはじめて意見を表明し間接的な方法で当局や共産党を批判することができる場を手に入れることができたからである。ところが当局にとってはそれが「社会の安定」を脅かす存在になることは最大限警戒しなければならないところである。事実、中国共産党の独裁廃止を求めた「零八憲章」がネットで広がったように、民主活動家の主舞台がネット上であり、ネットに対する検閲と統制が近年強化されていった。

そしてグーグル (Google) の中国本土撤退の事件は中国の政治のありかたを改めて知らしめた事件であった。「社会の安定」を根拠にネットの検閲を合理化する当局と「言論の自由」を価値とするグーグルの対立は二つの世界の対立とみることができる。

ネットを舞台に自由に権力を批判すること、またその腐敗を批判することを当局が検閲やハッキングを通じて制限しようとしているのだとすれば当局の対応はむしろ権力とその腐敗とが無縁でないことを証明しているといえるかも

しれない。中国の腐敗の根の深さ、権力と腐敗の関連そして民主主義を抑圧する権力の存在を改めて知らしめる事件であったといえる。

〔「世界の工場」の現実と経済の腐敗、投資リスク〕

中国富士康社・深圳工場で起きた工員の連続飛び降り死事件は、その生産現場のスケールの大きさと「世界の工場」といわれる現実を改めて知らしめた事件であるが、それだけでなく中国の産業構造、労務管理などの問題点を中国内外に提起する事件でもあった。米アップル社（Apple Inc.）のiPadをはじめデル社（Dell Inc.）、ヒューレットパッカー（Hewlett Packard Co.）、ソニーなどの最先端のIT製品が同社で受託生産されている。八〇万人を超える従業員を有する大企業であるが、中国の典型といえる労働集約型加工組立産業企業の収益水準は決して高くない。また労働者の賃金水準も先進国の二〇分の一ほどである。

また三度も中国富豪ランキング第一位になった企業家が二〇〇八年、禁錮一四年の実刑判決を受けた。中国最大の家電量販店国美電器の創業者であり会長の黄光裕氏が兄の経営する会社株式のインサイダー取引と贈賄などで有罪となった。二〇〇八年一月同氏の拘留に続き中国公安部長補佐（副大臣相当）、同公安部経済捜査局副局長らも捜査・拘留され処罰の対象となった。以後七ヶ月間同社株式の売買が停止するなど改めて投資リスクが浮上した。二〇一一年七月現在、同社は外国ファンドも巻き込み黄一族と現CEOとが委任状争奪をめぐり争っていることでも話題となっている。中国の経済が証券投資面でも国際化が進行していることを象徴する事件であるが、同時に当局への賄賂なしには事業に成功できない中国の腐敗文化と投資リスクを海外に知らしめた事件であったといえる。

3. グローバル化と中国企業経営の腐敗

(1) 外資系企業の中国での腐敗行為

厳しく腐敗行為が禁じられている本国で法を遵守する企業が海外での腐敗行為が禁じられているにもかかわらず中国では腐敗行為に手を染める事件が多い。ウォルマート (Wal-Mart Stores, Inc.) やアルカテルルーセント (Alcatel-Lucent, Inc.)、IBM、ダイアノステック (Diagnostics, Inc.)、シーメンス (Siemens AG) など外国企業がこれまで中国での賄賂事件に巻き込まれてきた。中国の成長率が高いこと、外国企業にとって腐敗のコストを支払ってもリターンがあることで外国企業の中国での事業活動は旺盛である。

「人民網」によるとシーメンス子会社の医療機器メーカーは二〇〇三年から〇七年までに一四四〇万ドルもの賄賂を仲介者に贈ったといわれる。同社はその見返りとして、中国国有病院五院に医療設備を販売し二兆九五〇〇億ドルもの売り上げを得たといわれる。また米メディアの報道を伝えて米最大のラベルメーカーのエイブリーデニソン社 (Avery Dennison Corp.) が中国の地方官僚に賄賂を贈ったとして二〇万ドルの罰金を課されたという (人民網二〇〇九年八月一四日ほか)。

また「金羊網」によると米国コントロール・コンポーネンツ (Control Components Inc.)、略称CCI) は二〇〇三年から〇七年までに三十数カ国で約二二三六回賄賂を渡し、リストにあがった会社に中国の資源系大手の国有企業六社が含まれる。⁽⁴⁾

このように海外の企業が賄賂に手を染めるのは、中国市場が広大で可能性がきわめて高いため、賄賂で支払う金額

の数十倍もの見返りを得ることができからである。同時に中国が最も腐敗の容易な国であること、賄賂を求める傾向(外国企業が求められる)が強いことが外国企業による腐敗行為増大の要因であることも認めなければならない。

(2) 外国企業の腐敗行為の形態とその影響

世界銀行のアナリスト Cheryl W. Gray & Daniel Kaufmann は外国企業の発展途上国における投資に際し頻発する腐敗行為とその影響を五類型に分類している。すなわち、

- 一. 政府契約… 公的な財やサービスを供給する民間当事者の選択とその財の供給契約の条件が賄賂により影響される。またプロジェクトの執行中にも再契約の条件が影響を受ける。
- 二. 政府ベネフィット… 賄賂により貨幣ベネフィット(税、補助金、年金、失業補償など)と実物ベネフィット(特権学校へのアクセス、医療、保険、住居、企業の株式など)の分配が影響を受ける。
- 三. 公共収入… 賄賂により政府により民間側から徴収される税あるいはその他費用が減少する。
- 四. 監督の時間の減少と免除… 賄賂により政府の認可がスピード化される。
- 五. 司法活動の結果と規制の過程への影響… 賄賂によって不正行為の阻止や法の公正な執行が阻害される。⁵⁾

以上の五類型であるが、中国における外資企業の腐敗活動にもこのすべてが該当する。ただ中国には中国独特の腐敗の構造的要因が存在し実際の腐敗はもっと広範かつ多様である。したがって外国企業は中国での腐敗行為では中国

特色のルール、多様性を受け入れて腐敗に手を染める。

ゲームのルールに譬えれば中国では政府がルールの制定者、審判であると同時にプレイヤーであるといえる。政府の官員が政策を決定し事業の発展の資源を掌握し、また事業への参入と制限を監督する責任ももつ。国内企業に対して官員はこの権限を利用し、不法な利益を得ることができる。また外国企業からは国内企業とは異なる便益をも得る（例えば非常に多いのは後述するように子女を国外に留学させる、外国に家族を移民させるなど、何静漣が賄賂を得るための「社会資本」と呼ぶ官僚の権限である⁶⁾。

一般論であるが多国籍企業は規則を守り本国では比較的「遵法」であるといわれる。特に米国の「連邦海外腐敗行為防止法」(The Foreign Corrupt Practices Act of 1977, 15 U.S.C. 78m, et seq.)やOECDなどの国際機関の取り決めは厳しく腐敗行為を禁じている。しかし腐敗が習慣になっているこの中国では利潤を得ようとすれば、外国企業も郷に入れば郷に従えである。賄賂を使って迅速に市場の参入権と各種便益を獲得しなければならない。腐敗したくなければ中国市場を退出するしかないといわれる。

(3) 腐敗の窓口

それでは外国資本はいかに訓練して腐敗の達人になるか？中国の市場環境を経験した外国企業の腐敗の窓口は多様かつ巧妙である。中国『瞭望東方週(中国語表記では周)刊』によれば以下のような窓口が紹介されている⁷⁾。

一、贈賄対象の子女に留学の機会を提供… 官員の子女の海外留学と住居を手当て。(筆者注…前記CCI社の案

件では同社が中国国有企業の収賄者の子女の大学学費を提供していた）

二・退職ないしその後事業を営む官員に「顧問料」を給付する。

三・関連取引… 官員の親族と商取引を… して利益を送る。

四・口座に送金… 官員の海外親族ないし友人に銀行の通帳、カードを交付。一般に（営業員→顧問会社→顧客（収賄者）の形の取引を… して顧問料の名目で送金される。

五・虚偽の職位… 官員あるいは国有企業の幹部の親族や、はては運転士を高額で招いて高級主管に就任させる。特に銀行業はこの方法をとる。投資銀行の事例では高官や重要な機関の職員の子を招聘して人脈を構築し多くの取引の獲得に成功した。

六・顧問に招聘… プロジェクトの中心業務とまったく関係のない新会社を設立し顧問に招聘し高額サラリーを給付。

七・株主権供与… 不動産業で普遍的な方法である。設立する開発会社の株式を贈与。

八・広告… メディアが不利な事実の報道を準備しているのを知ると広告会社をとおして記者か管理者を買収する。広告費を使って一時的な安全を得る方法である。

九・旅行接待… 官員らがファーストクラスに乗り五つ星のホテルに滞在した事例ではハワイ、デイズニーランド、ラスベガスが目的地である。（筆者注… CCI社の案件では工場見学と研修の名目で同社は米国観光に招待）

十・販売商をつうじた贈賄… 米国の電信設備会社員によれば米国の関連法規の制裁を回避するため販売商に安い価格で製品を販売し現地販売商に賄賂を送らせる。

以上であるが、いずれにしても中国では商業腐敗と官員腐敗とが密接に関連があることを実例が語っている。腐敗の原因は法が未整備であることも一因であろう。また法があっても法に依らない悪しき伝統も無関係ではない。前述の最強者の「ルール」が存在することが問題の原因なのである。

(4) 中国企業による外国での腐敗行為

中国企業による海外での腐敗行為が増大している。資源の確保や国家戦略遂行の役割をもつものもある反面、賄賂などの不正な手段による受注や事業を利用して官僚自身が不正な利益を取得する仕組みを内包するものがある。以下代表的事例である。

◆ フィリピンの公共工事受託の中国企業に対し賄賂嫌疑で世界銀行融資停止

世銀廉潔局 (World Bank's anti-corruption unit) の調査により世銀が一・五億ドルを融資するフィリピン全国道路改善管理計画のプロジェクトの受注で中国四社の腐敗行為が発見され融資を停止した。四社の社名とその処分は中国路桥集団 (停止八年)、中国武夷実業公司 (同六年)、中国地質工程集団公司 (同五年)、中国建筑工程総公司である。同時にフィリピンと韓国の建設会社も処分された。⁸⁾

◆ 胡主席の長男に嫌疑

「精華ホールディング」の子会社・威視公司は世界各地でX線検査機の納入実績をもつが持株会社である同社の

党書記は胡主席の長男胡海峰氏である。英国港湾の入札について英のエンジニアリング企業スミス社 (Smits Group (k Ltd.)) が不当な競争を理由にEC委員会に提訴。同社の入札価格が特別に廉価なうえ中国政府の特別融資が付帯していたことが問題になった。

ナミビアでも同社入札に同様な嫌疑が浮上。三名の中国人を賄賂容疑で逮捕。現地代理店(中国人)への頭金の支払いに海峰氏の関与の有無が焦点とされた。⁹⁾

◆フィリピンのアロヨ政権側へ贈賄疑惑

中国によるフィリピンのブロードバンド網構築、鉄道復旧、南シナ海の共同探査など一連の援助をめぐり、中国企業のフィリピンのアロヨ政権側、大統領の夫への贈賄疑惑が浮上。¹⁰⁾

◆中国輸出入銀行が低利融資

シーレーン上のバンングラデッシュ、ミャンマー、セイロン等に援助攻勢。中国の輸入石油の七割がシーレーン経由のためといわれる。これらは資源確保のための援助ともいえるが、腐敗行為をとまなうことも多いといわれる。¹¹⁾

いずれにしても中国と中国人の関わる腐敗行為がきわめて多い。国内の腐敗レベルが高ければ中国および中国企業の活動の国際化にともない腐敗も国際化するのには必然である。なお上の事例は腐敗と権力の関係、また中国独特ともいえる家族観念が腐敗とも無関係でないことを推測させる。このような国家プロジェクト推進を執行する企業に党の

現職ないし高官OBの子弟が密接な関係を有する事例は事欠かない。

4. 世界を震撼させた有毒粉ミルク事件

——中国・NZフォンテラ合弁・三鹿集団粉ミルク事件——

有毒粉ミルク事件は中国で事業展開する外国企業にとって投資リスクの存在と製品の安全性の確保の難しさを改めて知らしめた事件であったといえる。また同時に中国の政治のありかたが事件の発生と事態の深刻化と無関係でないことが明らかにされた事例である。

(1) 事件の経緯

(事件の発生とその波及)

二〇〇八年九月、中国河北省「三鹿集団」の製造する粉ミルクに有毒物質のメラミンが含まれており多数の幼児が腎臓機能障害を発症する事件が相次いで報道された。六人の死亡が確認され三〇万人に疾患が見つかった。メラミンは有機化学製品生産工場で生産されるもので、粘着剤として用いられている。二〇〇七年、中国の二つの会社が米国に向けて輸出した植物性たんぱく質にこのメラミンが添加されていたため、米国のペットフードが汚染され、犬や猫が四千匹以上死亡している。同集団以外にも国内二三社の乳製品メーカーが生産する乳児用粉ミルクとその他の乳製品にもメラミンが検出されたと報告された。

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業のリスク（築場）

同集団はニュージーランドの乳業大手フォンテラ社（Fonterra Co-operative Group Limited）が四三％の株を保有する合弁資本である。フォンテラ社も急遽、ニュージーランド国内で、妊婦用保健牛乳の回収を公表した。また日本の九大食品も同社子会社が中国から購入した食材にメラミン混入の疑いがあり五品目の商品を自主回収した。韓国でも中国産飼料からメラミンが、シンガポールでは中国産乳製品からメラミンが検出され中国産飼料、乳製品の輸入と販売禁止を命じた。そのほか多くの国が直接間接中国の乳製品を輸入しており中国内外の取引企業が対応に迫られた。世界保健機構（WHO）は九月二一日、中国が情報をすぐに開示しないことを批判した。

なお中国衛生部当局の発表によれば有毒物質の混入は人為的なもので、河北省当局による調査の結果、牛乳提供業者が二〇〇五年にはすでに牛乳の中にメラミンを添加していたこと、また粉ミルクメーカーの三鹿集団が早期に問題を知っていたにもかかわらず隠し続けていたことが九月一七日、明らかにされた。¹³⁾

また一〇月二九日、北京の弁護士グループが北京・天津・山東・河北など合わせて九人の三鹿有毒粉ミルク被害者のために、三鹿集団に対して石家荘新華区裁判所へ民事訴訟を行った。このほか各地で被害者は裁判所に対し三鹿集団を訴え賠償金を求めたが、裁判所からの回答が得られないという。情報によると、各地裁判所は早くから政府上層部から、三鹿有毒粉ミルクに関連する賠償提訴を受理してはならないという通達を受けていたという。一方、被害者家族は、三鹿集団への訴えに対して、政府が介入したことについて双方の間に関係があればまさに官民結託ではないかと疑問を抱いているという。¹⁴⁾

こうして三鹿有毒ミルク事件はメラミン混入という生産者による直接的原因のほかに行政の監督体制、司法行政のありかたが問題になった事件であった。こうした行政に対する疑いは根拠がないわけではなく司法の独立性の欠如、監

督機関と企業の癒着が原因、温床となる事件が頻発しており人民の行政に対する怨嗟が蔓延しているのである。

(事件の原因)

同製品のメーカー三鹿集団は五〇年以上の歴史を持つ国内屈指の業界大手であり、年間売り上げトップの座を一年間確保し続けてきた。これまでにその開発商品は中国当局から数々の賞を受賞した。このような「優良」企業は政府の検査免除の認定を得て、所定の期間無検査で製品を販売することができる。

ところで中国では生産コストを下げるため、有毒物質を食品に使用するのは日常茶飯事とも言われる。富阪氏の著書にその数多くの事例が紹介されている。多くの事例は中小の生産者や農民が有毒物質を使用して食品を生産した事例である。いずれも三鹿集団のメラミン投入が公表される以前の事件であるが三鹿同様、牛乳を水で薄め有毒物質を混入する事例が紹介されている。¹⁴⁾

多量のメラミン混入は生産過程で意図的にたんばく質を増加するためにおこなわれていた。判決ではメラミンの混入は三鹿が原乳を購入する前に二人の農民によりおこなわれたとされている。しかし一〇万人以上の多数の被害者と数年の間メラミンが使われていたことだけでも三鹿集団が意図的に投入していたと疑われる理由はある。いずれにしてもメラミンの混入と食品中毒の発生を知らながら対応をとらず隠していた三鹿集団、それに加え、行政の監督倫理の欠如、責任の回避は責任重大である。当局の安全管理の監督体制が十分に機能していない原因として行政と企業の官民が癒着し監督が形骸化している疑いは濃厚である。その上、当局が報道統制をつうじて事件が明るみになるのを防ごうとしてきた。そのために被害が拡大し被害者が増大する結果となった。さらに当局は司法に介入し審理を妨害

した。当局のこうした姿勢も被害を拡大した原因といえる。

事件はこうした行政と企業の癒着、司法の独立性の欠如の制度的環境のなかで発生したといえる。同社は同社粉ミルクに国家質量監督検疫総局（「国家質検局」）の検査免除の認定を得てメラミンの投下された粉ミルクを生産し、各地で多くの乳児が発症しているにもかかわらず有毒粉ミルクを販売し続けた。監督当局も知らぬ存ぜずの態度に終始し事態を悪化させた。問題発生から数年経た二〇〇九年九月、国家衛生部によりメラミン混入が発表されたのは中毒発症被害がもはや隠せないほど拡大したからであった。

（2） 後日談

（網民の声）

中国では政府の発表、政府系メディアの報道を信じない人民が増えている。いわゆるロコミを信じる人が多い。実際、ロコミの内容が後日真実であることがわかることが多い。いわゆる「網民」とは広義にはインターネットのユーザーである。二〇一〇年七月現在、約四億の網民がいるといわれる。ネット新聞・報道のサイト上に網民の投書欄を設けたものが多く、狭義にはネット上で積極的に発言する者ということが出来る。この中には本名や偽名で学術的論文を掲載する者からユーモアのある政府批判の投書や誹謗中傷まである。水準も多様である。したがってネットは現代のロコミともいえる。「網民」の発言をそのまま事実とすることはできないが、事件の真相を知り経営環境を知るとして検討・研究することは必要であり最良の材料であるといえる。三鹿に関する「網民」の声を集約し紹介すると以下のとおりである。それは政府発表と相反する内容である。

○メラミンを投入したとされる生産者はスケープゴートであり三鹿がたんばく質を増加させるために組織的に添加したのが原因である

○「国家質検局」の「検査免除」の許可を獲得するまでには、五つの段階をクリアしなくてはならない。ただ賄賂次第で簡単に許可を得ることはできる、三鹿の検査免除の認定も例外ではない

○権限を有する当局にとつてそれ（許認可）はまさに絶好の利殖機会でもある

○三鹿の有毒ミルクを許可した責任を回避したい当局が真相解明をするはずもない

○司法に対する審理の差し止めも真相解明を防ぐためである

こうした声に根拠がない、事実無根であると思われるのは、当局の発表が真実でないことが後日判明することが多く、疑いをもたれているからである。それほど中国の食品汚染の闇は深いといえる。

（後日談）

政府衛生部発表後、中国内外で公表された重要事実とその概要を以下紹介する。改めて政治と経営の不透明、責任を追究することの困難性、そして中国投資リスクの問題の存在を知らしめる内容である。

①フォンテラ社は問題を伝えていた 公表拒否したのは中国共産党幹部

ニュージーランド国営テレビ局チャンネル1は二〇〇八年一〇月一九日、中国「三鹿有毒粉ミルク」の事件調査を

報道した。フォンテラ社のアンドリュー・フェリエ会長（Andrew Feriel）は取材に対し、有毒粉ミルク事件が発覚した当時、中国共産党幹部は「国家安全」を理由に、有毒三鹿粉ミルク製品を公に回収することを強く反対したことを明らかにした。

また三鹿集団はすでに、二〇〇七年一月に粉ミルクの問題が発覚したとし、二〇〇八年の六月に上層幹部まで粉ミルクの中にメラミンが含有していることが広がった。しかし、一月から九ヶ月が経つてから、ようやく株主のフォンテラ社に知らせたという。フェリエ会長は、当初、われわれはメラミンが有毒であることについて知らなかった。しかし、食品が汚染された以上、情報公開して製品を回収するしかないと決定した。この決定に対して、中共幹部は『決して公開してはならない』と否定的な内容が返って来た。弊社と三鹿の要求に対して、中共幹部は『製品回収してもいいが、情報公開してはならない』と強く拒んだという。¹⁵⁾

②フォンテラ社は同社が中国の酪農大手・三鹿集団への投資した一・〇七億ドルは全額回収不能になったと公表した。¹⁶⁾

③三鹿集団、社名変更して生産再開
社名を変更した三鹿集団は優良資産を移転すれば、その実体は空になり、被害者と債権者への賠償も事実上空論になる。¹⁷⁾

④河北省石家荘市中級人民法院は二〇〇九年一月二二日、メラミンを投入したとされる被告に対し死刑以下判決。また二月一二日三鹿社の破産を宣告。

⑤三鹿有害粉ミルク事件・責任問われた政府関係者、実質昇進

重大過失のある「国家質検局」食品生産監督司副局長・鮑俊凱氏はすでに、数か月前（二〇〇八年内）に安徽省出

入国検閲検疫局局長に就任した。河北省紀律委員会、省監察庁から処分を受けた河北省農業庁元庁長の劉大群氏は二〇〇八年一月に邢台市の市委副書記に人事異動され、さらに今年一月に邢台市市長に就任した。⁽¹⁸⁾

上記の①にあるように、三鹿集団の株式の四三%を所有するフォントテラ社が役員を二名も派遣しながら、メラミン混入の事実について長く知らなかったことが事実であるか否か問われる。事実であるとしても、その経営姿勢はもろん品質管理面のガバナンスに問題があったこと、安全な製品を提供する努力が十分でなかったことは明らかである。本国ニュージーランドでおこなわれている厳しい品質管理がどうして三鹿集団に根付かなかったのかも疑問である。同時にこの事件から、中国での合弁企業経営のうえで外資企業にとって管理困難な不透明な政治の問題が存在することも明るみになったといえる。

また事件後、中国のメディアが伝えるように一度処分を受けた責任重大な政府関係者が昇進している。これは多くの人々にとつても理解不可能だというのが、中国において強力な官僚制度の存在が経営環境の一つであることを認識させる事例であるともいえる。

(3) 三鹿集団粉ミルク事件の判決

二〇〇九年一月二四日、河北省石家荘市中級法院においてメラミン混入の実行犯の農民三人に対し死刑（一人は執行猶予二年付き）、事件当時の三鹿集団社長兼会長であり河北省共産党委員会書記（党トップ）の田文華ら経営陣三人のうち田は無期懲役と罰金が命じられた（田は上訴したが高級人民法院は一審判決を維持⁽¹⁹⁾）。しかし監督機関の中

央・地方の官僚の責任が問われることは全くなかった。本稿で官僚の地位が強固である一端を垣間見たところであるが、こうした中国官僚制と司法のありかたは外国企業が苦慮する中国の経営環境でもある。

むすびにかえて

中国の市場開放とグローバル化が経済成長をもたらしたのは事実であるがそのあり方はいびつであり多くの問題が噴出してきている。食品の製造にかぎらず安全な製品を製造・販売することは事業者の倫理である。有毒であることを知っていて販売していたのは言語道断である。ところで合弁企業の共同出資者も共同責任を有する。有毒な粉ミルクが販売されているのは倫理感が欠如しているばかりか違法であるがフオンテラ社はその事実を久しく知らないでいたという。またこの事実を認識した後にも共産党中央から公表を禁じられたというのがこれは確認が困難なレベルの問題である。政治の不透明性と中国での合弁事業のガバナンスの難しさを知らしめた事件である。

経済成長の一方で急速に貧富の格差が拡大している。その一つの理由は最も多く富の配分にあずかる者が元共産党高級幹部子弟や共産党官僚、大企業経営者など「赤色資本家」に偏っていることである。彼らは政府や公的機関、国営企業などの官僚、経営者として資源配分の決定権限を有し、また家族関係や「関係」(guanxi)といった中国独特の関係網をつうじて利益共同体を形成し利益を独占している。いわゆるクローニー(縁故)資本主義が新旧党官僚により形成されているといえよう。

そして彼らの経済行為が不法な腐敗行為をとまなうこともなけば常態化しているが彼らは権力そのものであるか権

力と癒着しており不正を摘発されることは少ない。また官僚や経営者の腐敗の摘発がおこなわれるか否か処分が公正におこなわれるか否かは党権力の維持、党幹部間の権力闘争、力関係と無関係ではない。また司法も独立しているとはいえない。本稿の前半で紹介したのはそうしたなかで露見した官僚の不正の一端にすぎない。また三鹿集団粉ミルク事件の公判をつうじて真正な責任の追及がどこまでなされたかはなほ疑問である。本稿で官僚の地位が強固である一端を垣間見たが、こうした中国官僚制と司法のありかたは外国企業がしばしば苦慮する中国の経営環境の一つでもある。

ところで食の安全の問題は政治的な導火線となる問題である。『南方週（中国語表記では周）末』で報道された後、ほどなく削除されたように、党幹部食品用専用農場が中国各地に存在することは公然たる秘密である。^⑩多くの貧しい人にとっては党幹部が食する安全だが高価な食品を手に入れることは簡単ではない。食の差別、党幹部の倫理感欠如は党幹部に対する怨嗟を生む原因であり貧富の格差はまた火に油をそそぐ要因である。

貧富の格差がもたらす不平等感是中国ではもともと敏感な問題であり政治的な導火線になることは歴史が証明している。また言論弾圧にもかかわらず政治変革を求める声は依然として止まない。「社会の安定」を口実として弾圧されているが、言論の弾圧が効果をもたないことは歴史が証明している。中国社会の表面的な発展と裏腹に社会変革を求めるマグマが蓄積され外国企業にとって中国ビジネスのリスクは増大しつつあるといえる。

(1) Financial Times Global 500 2010. <http://www.media.ft.com/cms/66ce3362-68b9-11df-96f1-00144feab49a.pdf> retrieved 2010.07.10

(2) 何清漣：「清洗『带血的GDP』为『何如此困难』」 http://www.danke4china.net/Article/news_more.asp?1mid=67 retrieved 2010.07.10

- (3) 人民網日本語版「グローバル企業の賄賂事件が続出 手段現地化が特徴に」<http://www.j.people.com.cn...html>, 2009.09.08. retrieved 2010.07.10
- (4) 金羊網「商業賄賂成官員腐敗重災區 窩案牽涉多個部門」來源：中國經濟周刊：2010.09.07 http://big5.ycwb.com/money/2010-09/07/content_2739529.htm retrieved 2010.11.20
- (5) Cheryl W. Gray & Daniel Kaufmann, "Corruption and Development", *Finance & Development*, March 1998
- (6) 何清涟(著) 坂井臣之助、中川友(翻訳)『中国現代化の落とし穴―噴火口上の中国』草思社 2012.12.
- (7) 贺军「跨国公司在中国行賄十宗罪」来源：瞭望东方周刊 <http://www.igouhome/thread...> 2009.09.03, retrieved 2010.11.20.
- (8) 第一經濟日報「中国4家国企涉嫌腐敗行为遭世界銀行封杀」2009.1.06 <http://ido.3mt.com.cn/Article/200901/show1245646c31p1.html> retrieved 2010.07.01.
- (9) 産経新聞社「胡锦涛の長男が社長を務めていた会社が贈賄」<http://sankei.jp.msn.com/world/china/090721/chn0907211924005-n1.htm> retrieved 2010.07.01.
- (10) 朝日新聞社「外交ハロー：中シレーン重視、港を支援」<http://www2.asahi.com/TKY200804230232.html>, 2008.04.30, retrieved 2010.04.24
- (11) 同右
- (12) AP通信・北京／ニューヨーク発一訳『米流時評』．米国時間二〇〇八年九月二四日．「中国公安当局、汚染乳業メーカー三鹿への昨年から捜査を隠蔽」<http://www.belryu2.exblog.jp/8676241/> retrieved 2010.07.01
- (13) Epochtimes, 「中国有毒粉ミルク事件訴訟 政府関与で全件不受理」http://www.epochtimes.jp/jp/2008/11/print/prt_d34652.html. retrieved 2010.07.01
- (14) 富坂聡『中国ニセ食品のカラクリ』角川学芸出版(角川グループパブリック) 2007.12
- (15) Epochtimes, 「有毒粉ミルク事件の公表拒否したのは、中共幹部フォンテラ社会長」<http://www.epochtimes.jp/jp/2008/10/html/d71620.html>. retrieved 2010.07.01

- (16) Epochtimes, 「ニュージラード酪農大手：中国投資、全額回収不能の見込み」 http://www.epochtimes.jp/jp/2008/11/print/prt_d24523.html. retrieved 2010.07.01.
- (17) レコードチャイナ 「三鹿集団、社名変更して生産再開」 <http://china.jp/article/25351.html>; http://www.epochtimes.jp/jp/2008/11/print/prt_d33951.html. retrieved 2010.07.01
- (18) Epochtimes, 「三鹿有害粉ミルク事件：責任問われた政府関係者、実質昇進」 http://www.epochtimes.jp/jp/2009/04/print/prt_d12852.html. retrieved 2010.07.01.
- (19) 「人民網日本語版」 二〇〇九年三月二七日 「三鹿粉ミルク事件―審判決を維持」 <http://people.tcuibetec.jp/ar/1a970640a4be459eae3dc8926bf343ae> retrieved 2012.02.12
- (20) 南方周末(广州)「『低调』 种菜」 2011-05-06 10:48:35 <http://discover.news.163.com/11/0506/10/73C7M72R000125LI> retrieved 2012.02.12

企業情報開示の統合化

——インベスター・リレーションズの展開——

田 中 襄 一

はじめに

本稿の目的は企業の情報開示についての考え方及び経緯を整理し、今後の情報開示の在り方と方向性について示唆を得ようとするものである。情報開示を論者によつてはディスクロージャーと呼ぶこともあるが、ここでは情報開示とする。なお、本稿において、情報発信主体は上場企業（株式公開企業）、情報受領者は株主、投資家をはじめ従業員、顧客、取引先、地域社会、行政、NPO等企业を取り巻くすべてのステークホルダーとする。

企業情報開示を法律や規則等に基づいて求められる情報開示と企業の自発的な意志に基づく情報開示、前者を制度

的(あるいは強制)情報開示、後者を自発的(あるいは任意)情報開示とに区別することもあるが、上場企業の情報開示に関していえば、情報の有用性は企業価値形成にとつて、それが制度的であるか自発的であるかを問わない。制度的情報開示の内容は近年充実してきてはいるものの、自発的情報開示の内容が社会の要請のもとで多種多様になってきているということがある。このような状況のもと、制度的情報開示の比重が相対的に低下する中で、その融合が進みつつあるという指摘もある¹⁾。

情報開示についてみると、それを広く捉え、情報開示を「社会に情報を伝えること²⁾」とすることもあるが、この「情報を伝える」というような見方はどちらかというと開示について静的な側面が強い印象を受ける。情報開示はただ単に「伝えること」つまり、伝達だけではなくより積極的な意味合いを持つものと考ええる。ディスクリジャーは非公開であったもの、つまりクローズされていたものを解くということ、あるいは明らかにするという意味で、どちらかという消費的ニュアンスが強く感じられる。情報開示を単に「公表した」「伝達した」という静的な意味で用いるのではなく、ここでは、情報開示により積極的な内容を持たせ、情報開示をすることによって、納得を得、信頼の獲得を目指すという、能動的な姿勢を示すものと考えたい。

なお、情報の伝達についてコミュニケーションという表現を用いる場合もあるが、コミュニケーションは基本的に「複数の者³⁾が、言語などのやりとりをする」ことであり、相互に情報交換するということである。情報の公表があつてその後コミュニケーション活動があるという一連の行動全体を情報開示とするならば、情報開示により積極的意味合いを持たせることも可能であろう。情報開示は単に開示、伝達の意味ではなく、情報の受け手側の立場からみてその情報が伝える内容について納得できるものでなければ価値はないといえる。たとえば、それが情報受領者にとつ

て都合の悪い情報であるとしても、その情報に納得すれば、その後の行動につながるからである。つまり、静的な情報開示ではなく、納得してもらうための動的な情報開示が求められている。ところで、コミュニケーションという言葉について、情報の相互交換機能を強調して双方向コミュニケーション (Two way communication) という表現を用いる場合もある。⁴⁾ 本稿では、もともとコミュニケーションには双方向の情報交換が含まれると考えるため、単にコミュニケーションとする。このように考えてみると、先に触れたように情報開示は公表、伝達だけではなく情報受領者からの予想される反応を踏まえた上での行動ということと、情報受領者からの納得をもらう、信頼を得るという行為であることを理解する必要がある。

ステークホルダーを主に株主、投資家とする資本市場に限ってみると、情報開示をインベスター・リレーションズ (Investor Relations: 以下 I R とする) と表現することが多い。I R という言葉は米国において一九五〇年代から用いられるようになった資本市場における開示、コミュニケーションを指していたが、一九七〇年代以降企業財務の領域を包含する幅広い概念へと展開するにいたっている。ことに資本市場関係者の中で、より精度の高い企業評価を行なうため企業に対して法律や規則で定められた情報以外のさまざまな情報発信を求めてきた経緯がある。わが国において、I R の重要性が企業経営者に意識され積極的にその具体的な行動としての I R 活動が推進されたのは一九九〇年代に入ってからのことである。⁵⁾ ここで、この I R についてみると、一般に受け入れられている I R の定義として、全米 I R 協議会 (National Investor Relations Institute: NIRI) のものがある。それによると I R は「企業とファイナンス・アルコミュニケーション及びその他の関係者の最も効果的な双方向コミュニケーションを可能とするため、ファイナンス・コミュニケーション、マーケティング及び証券諸法のコンプライアンスを統合し、究極的には企業の証券のフェア

パリュウの達成のための戦略的なマネジメントの責務である」としている。IR活動における情報開示の対象は株主、投資家から時とともに、顧客、従業員、地域社会、マスメディア等資本市場関係者以外へと広がりを見せてきている。たとえば、二〇〇五年に米国においてコーポレートコミュニケーション研究の第一人者ともいえるポール・アージェンティンによってまとめられた全米IR協議会の報告書⁷⁾をみると、コーポレートコミュニケーションという言葉のものとIRは膨らみをもってきているようにみえる。IRは資本市場における企業価値を高めるための株主、投資家への開示、コミュニケーションから、資本市場を含む社会全体での企業価値を高めるために、ステークホルダーへの情報開示によって、信頼を得るという内容へと進化してきている。

ここで、企業価値についてみると、後述するように、明示的に理解される資本市場における企業価値に加え、明示的に示すことの困難な社会的存在としての企業価値、つまり一般社会での多様なステークホルダーが評価する企業価値を考慮に入れなければならない時代となった。通常、前者を株主価値と呼ぶがここでは後者を社会的企業価値と表現することにする。なお、企業価値の多面的側面について経済価値と社会価値という見方での取り上げ方もある⁸⁾。先に触れたように、一般的には資本市場における企業価値を高めるためのさまざまな工夫と努力をIR(狭義のIR)と呼ぶが、本稿においては、IR(広義のIR)の目的は広い意味での企業価値、資本市場における企業価値つまり株主価値と多くのステークホルダーの描く社会的企業価値双方の企業価値をバランス良く高めることである。

情報開示と企業価値

企業による情報開示の目的は企業のステークホルダーに企業の実体および行動への理解を促し、企業の示す姿勢、

情報内容が信頼に値するという評価を獲得することにあり、このことを通じて、より高い企業価値の創造を行おうとするものである。企業が社会の中で、事業活動をする際にはさまざまな法律や規則に基づいた情報開示を行うことになるが、そのことだけでは十分とはいえないため、それに加え企業独自の自発的な情報開示によって理解を求める行動をとることになる。今日、企業の事業活動はステークホルダーの満足を得るような内容でなければ社会の中で存在できなくなってきた。つまり、企業が社会との相互関係を維持し、その上で事業活動が成り立っていることを考えると、企業経営の目的は株主価値を高めることであるが、同時に、その株主価値を生むプロセスの中で、企業の行動はステークホルダーに反映しそれぞれのステークホルダーが描く企業の社会的存在として企業価値（社会的企業価値）を高めることでもある。このことは社会そのものの価値を高めて行く、つまり社会を豊かにして行くということにもつながる。

このように考えると、先に触れたように、企業価値は資本市場における企業価値（株主価値）と社会的企業価値を統合したものと考えることができよう。ただ、資本市場における企業価値は株主価値あるいは時価総額という形で表現されるように、数値表現が可能である。一方、社会的企業価値は概念として考えることができるが数値表現されにくい内容をもつ。通常、貨幣数値で表現される企業価値については企業財務論によって表される企業価値があり、その企業価値は負債価値と株主価値の総和である。一般的に負債の変化率は株式のそれに比べると極めて小さく、負債の金利は外部変数であり経営者の統制のできないファクターのため、企業価値の増大という場合は、株主価値の向上を意味することと同じ意味で用いることが多い。この株主価値は資本市場においては、時価総額つまり発行済株式数（潜在株式数を含むこともある）に株価を乗じたものである。このように資本市場において貨幣数値での表現が可

能なものを企業価値とすることが多いが、経済、社会の発展とともに、企業価値に対する考え方も多様化するようになってきた。

社会的企業価値の考え方は企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility: 以下CSRとする) と対をなす関係にあるともいえよう。企業の社会的責任についてその情報開示との関わりでみると、「経営者としての報告責任 (Accountability) は所有者だけでなくその他企業への貢献者、社会に対して生じるもの⁹⁾」とする視点もあるが、さらにより具体的な内容をもつ考え方として「企業活動プロセスに社会的公正性や環境への配慮等を組み込み、ステークホルダー (株主、従業員、顧客、環境、コミュニティなど) に対してアカウンタビリティをはたしていくこと。その結果、経済的・社会的・環境的パフォーマンスの向上をめざすこと¹⁰⁾」というものがある。CSRは社会的企業価値を経営者が認識すると同時に、企業経営の現状と将来像についてステークホルダーに対して示すことである。そのことによって企業が社会全体の持続的成長に貢献していることを理解し、納得してもらうことである。このようにみると、企業の情報開示は、それが制度的であるか、自発的であるか否かを問わず、株主を始めステークホルダーそれぞれが描く企業価値を高める役割を果たしているということができよう。そして、重要なことは、その情報開示は上場企業であるならば、どのような種類の開示たとえば、株主、投資家向けあるいは顧客、取引先、さらには一般社会向けなどであるとしても、ステークホルダーを介して瞬時にあるいはタイムラグを置いて一部または、すべての情報が、資本市場に伝播し資本市場における企業価値、即ち株主価値の形成に影響を及ぼすことである。

なお、CSRの問題は近年別の視点から、ESG (Environmental, Social, and Governance) 問題と捉える見方も定着しつつある。

企業活動と情報開示

本稿で前提としている株式会社形態の企業は多くの出資者が資金を持ちより、それを受け取った人々が企業を形成し、その中で研究開発、生産、販売体制等を整備し、その仕組みを維持、向上させ、そして継続させていくことによって利益を出すことになる。この利益の中から配当を行なった後に残った資金を再生産にまわすという効率的な仕組みを構成し今日に至っている。その中心的な概念として「法人」が生み出されることになり、この組織形態のもので、法人に属する人々（エージェント）とその人々に経営を委託する人々（プリンシパル）との関係が課題ともなった。^①

このような仕組みと背景のもとでは、企業の情報開示の対象はもっぱら株主、投資家中心のいわゆる英米型資本主義がひとつの潮流であったといえよう。時代が進むとともに、いわば自由な資本主義から国の規制を受ける規制型資本主義となり、株主資本主義の考え方が見直されるに至った。米国においては「一九八〇年代になると経営者が株主だけではなく、その他の利害関係者に配慮することを認める法律を制定した。……（中略）……イギリスでも……（中略）……取締役が株主だけではなく労働者の利害にも配慮するよう義務づけた」^② ことの影響は大きい。

ことに、企業への社会からの関与の増大という企業を取り巻く環境変化の中で、企業は社会的存在としてステークホルダーに対しての役割を果たすと同時に社会的責任が強く求められることとなった。企業は社会が求める、あるいは求めるであろう財・サービスを研究、開発し、生産そして販売することが期待され、その中で成長と存続に必要な利益を生むことが社会的にも認められている。そのようなプロセスを通じて社会の発展に貢献することになる。そして、いうまでもなく、財・サービスの生産、販売とそのフィードバックに至るまでの一連のフローの中で、企業はさ

さまざまな情報開示を行なうことになる。そのひとつは企業の提供する財・サービスが間違いないもの、信頼されるものとして社会に受け入れられることを意図するものがあり、これらは、広告・宣伝活動といわれる。加えて、当該企業が提供するものは間違いないという企業そのものへの信頼を得るための開示がある。このような開示は、広報、PRあるいはコーポレートコミュニケーションといった名称で表される事が多い。これらに限らず、さまざまな情報開示活動を通じて、企業と社会の相互信頼関係は成り立っているといえよう。

ところが、信頼関係が失われるケースもある。たとえば、企業不祥事によってステークホルダーとの相互信頼が損なわれることである。企業不祥事は企業の提供する財・サービスそのものに欠陥がある、質が十分ではないなど顧客が直接的に被害を被るようなことから、企業内部のコンプライアンスの不全によるさまざまな問題、たとえば不正会計、インサイダー取引、第三者割り当てに絡む不正な取引などがある。具体的には、雪印乳業集団食中毒事件、カネボウ粉飾決算事件、三菱自動車リコール隠し事件、西武鉄道有価証券報告書虚偽記載事件、最近ではオリンパスの損失隠し事件等である。企業に内在するさまざまな不正、不誠実が表面化して不祥事が判明するケースが多いが、そこに至らないことも多く存在すると考えても不自然ではないであろう。とはいうものの、社会は不祥事のない企業を期待していることは間違いない。このことを可能にするのは、情報開示による社会からの監視も一定の役割を果たすと考えられる。経営者は基本的には資本の提供者である株主から委託をうけているため、株主に対しての責任が優先されることにはなるであろうが、先に述べたように株主だけでなく、同時に多様なステークホルダーへの配慮も求められるようになってきている。その意味で、経営者は社会全体の利益に資する行動をとることが期待され、そのため情報開示が求められている。

また、企業は事業活動に際して、さまざまな社会問題、たとえば環境問題、児童労働問題などを引き起こし、このような問題に対して適切な対応を迫られるようになった。つまり、企業は収益を生むということと社会との摩擦を限りなく削減させるという社会性の双方を満足させなければならなくなった。これが企業の社会的責任企業を問うひとつの背景にあるものであり、経営者は株主のみに責任を負うのではなく顧客、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーに対しても責任を負わなければならなくなったことを意味する。そして、そのような適切な経営が行なわれているか否かは企業の情報開示によって判断される他ないというのも現実である。つまり、情報開示の内容に対する信頼度が誠実な経営が行なわれているか否かを判断するものとなつているといえよう。また、経営者は事業活動の面のみならず、情報開示の面においても適正な経営が求められることになる。持続可能な企業として利益を生むということが前提にあるものの、不祥事を起こさないような内部統制の構築と運用を適切に行なうと同時に、ステークホルダーが期待する事柄に対して貢献し、その一連のプロセスと結果を開示するという責務がある。また、ステークホルダーへの貢献がどのようなものであったかという結果についても責任を負わなければならない。アカウンタビリティを説明責任と表現することもあるが、アカウンタビリティには結果責任をも伴うのである。¹³⁾

コーポレートガバナンスと情報開示

コーポレートガバナンスの定義は多様である。経営学、法学、社会学等それぞれの専門領域からのアプローチの方法によって捉え方が異なっている。企業統治と訳されることの多いコーポレートガバナンスの発祥は英米であるといわれているが、英米においても、歴史的、社会的背景の違いからコーポレートガバナンスにはおのおの固有の考え

がある。欧州の大陸諸国においても、コーポレートガバナンスという言葉が用いられることがあるものの、それらに主に英米型のコーポレートガバナンスという意味が使われ、それぞれの国の歴史的、社会的、文化的背景の相違によりコーポレートガバナンスの考え方、運用に大きな差がみられるのが実態である⁽¹⁴⁾。

コーポレートガバナンスの考え方のひとつの例として、機関投資家のそれがある。その代表格ともいえる米国のカリフォルニア州公務員退職基金 (The California Public Employees' Retirement System: CalPERS : 以下カルパースとする) は「コーポレートガバナンスとは企業の指揮及び業績の決定にむけた各参加者の関係であるとし、主たる参加者は株主、CEOに主導された経営者、取締役会」⁽¹⁵⁾ であるという定義づけをおこなった。この考え方の基本はコーポレートガバナンスを株主と経営者の直接的関係に結びつけ、株主は企業業績を向上させ、その成果を株主にもたらすよう経営者に委託するという構図である。それを受託する経営者はそのプロセスと結果を委託者である株主に説明する責任を持つことになる。米国の資本市場において機関投資家がメインプレイヤーとなる一九六〇年代以降のいわゆる機関化現象が進むにつれ、カルパースのような考え方が次第に一般化するようになった。加えて、英米等の機関投資家の投資対象が日本などの海外市場に向かうとそれらの国々においても英米流のコーポレートガバナンスが浸透するに至っている。機関投資家のコーポレートガバナンスへの関心の高まりを企業経営者は無視し得なくなってきた。株主構成における機関投資家の比重の上昇は機関投資家の企業への発言力強化になったからである。

一般に、機関投資家は業績が悪化した企業などに対しては、当該企業の株式を売却することによって出口を求め、これをウォールストリートルールと呼ぶ。機関投資家が巨額になり、保有株式の売却が思うようにいかない、売却すれば株価が下がり、損失が出る可能性があるなどの要因でウォールストリートルール

を単純に適用することができなくなった。その結果、保有した株式のもつ発言力を生かして経営に介入し、業績を建て直し、株価の回復や配当の増加を図ろうとすることになる。このような経緯が企業経営者にコーポレートガバナンスへの関心を払わせる契機となっている。コーポレートガバナンスが主に株主と経営者との関係の中で取り上げられるようになった背景として、機関投資家の行動が果たした役割は大きかったといえよう。

従来、経営者とステークホルダーとの関わりの中では、株主が中心であったが、先に触れたように、経営者に対して株主以外のステークホルダーへの配慮を求められるようになってきたという大きな変化がある。わが国のコーポレートガバナンスの問題についてみると、日本独特のメインバンク制や株式持ち合いの中で、経営者と株主との間には英米ほど明確な委託―受託の関係が意識されてこなかった。また、いわゆる日本の経営といわれる従業員等に配慮する経営が行なわれてきたというような社会風土、経営環境のもとで、株主主権のコーポレートガバナンスではなく、従業員にも比重をおいたコーポレートガバナンスの考え方も主張されるようになっていた。¹⁷⁾ 経営者にとつて株主への配慮は極めて重要なことではあるが、株主以外のステークホルダーに対する配慮もまた同等に重要なことであるという認識が高まりつつあるといえよう。経営者の責任については、「株主に対するアカウントビリティと他の利害関係者に対する社会責任のミックスである。……（中略）……株主を優先する傾向が強いといわれる英米においても企業の社会責任を重視する姿勢¹⁸⁾」が求められる時代となっている。

さて、コーポレートガバナンスにおける株主の役割は経営者を信認することを踏まえた上で、経営者にアカウントビリティを求めることになるならば、他のステークホルダーもまた経営者に信頼を寄せ、アカウントビリティを期待することになる。経営者の株主に対するアカウントビリティは受託した企業経営全般についてそのプロセスと結果及

び将来像を説明する責任である。同時に、株主以外のステークホルダーに対してのアカウンタビリティは企業の社会的責任を果たす重要な一環として、事業活動のプロセスと結果及び将来像を説明する責任を意味することになる。つまり、企業のアカウンタビリティとは株主を含む全てのステークホルダーに対して情報開示を行ない、納得を得ることである。

企業は顧客、取引先、従業員、行政、地域社会などステークホルダーに対してさまざまな形で情報開示を行なっている。たとえば、顧客に対して財・サービスを提案しそれらを購入してもらうことによって企業は成り立っており、企業は財・サービスそのものを認知、納得してもらうために財・サービスに関する情報を開示し、購入を誘発しようとする。ひとつの側面では、企業が提供する財・サービスが信頼に値するものであるというような説明責任を果たしていることになる。従業員に対しては、経営者は社内報や直接的に話しかける場をつくるなどの方法やマスコミを通じた間接的な方法で、経営理念に基づく事業活動のプロセスと結果、さらには将来の企業の姿を示す経営戦略について説明し、理解と納得を得ようと努力する。さらには、行政、特に監督当局（資本市場にかかわるものや、それぞれの企業の事業活動にかかわるものである。具体的には金融庁、経済産業省、さらには自治体等）に対してはさまざまな規制のもとで報告義務を負っている情報開示がある。その全てが一般に開示される情報とは限らないが、これらもアカウンタビリティの一端であるということには変わりはない。

加えて、企業は販売促進、人材の採用のため、さらには資本市場において高い評価を得ることを目的として企業イメージの向上を図る。このために、環境問題を含めた社会的責任を果たしている企業としてアピールするさまざまな情報開示を行なうことがある。たとえば、環境報告書、CSR報告書、サステナビリティ報告書等の作成、さらには

マスメディアを通じて多様な情報を提供するといった活動を行なうことが多い。これらを、広報活動、PR活動あるいはコーポレートコミュニケーション活動と呼ぶこともあるが、情報を提供し、理解と納得を得ようとする点で、これらの行動もまた広い意味でのアカウンタビリティの一環である。

資本市場における制度的情報開示の展開

株主、投資家に対する情報開示は資本市場規制によって定められている。たとえば、わが国では金融商品取引法や会社法及び証券取引所規則等が柱となっている。このような法律や規則等に基づく情報開示の原型は米国にあったといえよう。米国における情報開示への要求は、一九〇〇年代の巨大トラストの出現時に遡り、議会がトラストに対して財務情報の提出を求めたことに始まる¹⁹⁾。それが制度的に確立し今日的な法律や規則等のもとの情報開示がもめられるようになったのは一九二九年の資本市場における株価の暴落を契機としたいわゆる大恐慌時代であった。具体的には一九三三年の証券法 (Security Act of 1933) 及び一九三四年の取引所法 (Security Exchange Act of 1934) が制定されたことによる。この二つの法律はその後の米国資本市場法制の基本となったということのみならず日本を含む多くの国々の資本市場規制に大きな影響を及ぼすこととなった。両者の違いは「証券法の内容が情報開示という理念に忠実に構成されているのに対し取引所法は流通市場で生起する雑多な問題を扱う²⁰⁾」ものとなっていることにある。なお、取引所法によりSEC (Securities and Exchange Commission : 証券取引委員会) が設立され証券法、取引所法の運用が委ねられ、資本市場にかかわるさまざまな事柄に対処することとなった。米国の資本市場における情報開示の中でのひとつの柱は多数の株主、投資家が参加し売買を行なう流通市場における情報開示である。たとえば、取引

所法等により、有価証券を発行した企業は年次報告書 (Annual report) 及び四半期報告書 (Quarterly report) として臨時報告書 (Current report) をSECに提出しなければならない。同時にこれら報告書はSECのEDGARシステム (現在IDEASシステムに移行中) によってウェブ上で直ちに閲覧可能となっている。

資本市場における企業情報の開示の基本となっているのは、このような法律や証券取引所の規則等に基づきいわゆる制度的情報開示である。資本市場において株主、投資家の求める情報についてみると、年次報告書、四半期報告書といった過去の情報も重要なものではあるが、それ以上に必要なものは企業の将来の業績を予測できるような情報である。これは将来志向情報 (Forward looking information) と呼ばれるが、SECはこの情報について「一九七〇年代後半まで、強制開示上の開示書類に発行会社が将来志向情報を記載することを禁止してきた。しかし、一九七八年にSECは政策を転換し、予測がはずれた場合に一定の条件のもとで免責を認める安全港ルール (筆者注: Safe harbor rule) を制定して将来志向情報の開示を奨励している」⁽²¹⁾。加えて、年次報告書においては経営者による討議及び分析 (Management Discussion and Analysis:MD&A) の中で、将来の業績に与えるような合理的要因については記載するよう求められる。このように、法律に基づく情報開示の中にも一定の条件付きとはいえ将来の業績を検討する上で、必要な情報を加えることが求められるようになっていく。

なお、二〇〇一年のエンロン事件等を契機に二〇〇二年に成立した通称サーベンス・オックスリー法 (Sarbanes Oxley Act of 2002) では年次報告書に企業の開示した財政状態及び経営成績が適正であることを記載したCEO (Chief Executive Officer: 最高経営責任者) 及びCFO (Chief Financial Officer: 最高財務担当責任者) の署名を付した証明書を添付することになっている。このことによって、開示への信頼性を一層高めようとするものである。開示さ

れた情報が信頼されるために、わが国においても同様の手だてが講じられた。二〇〇二年に金融庁が公表した金融再生プログラムの中で「財務諸表の正確性に關する経営者による宣言」において代表取締役が署名を求めることになった。これは、二〇〇三年四月から有価証券報告書の添付書類となり、二〇〇四年には東京証券取引所は会社情報の適時、適切な提供について経営者が真摯な姿勢で臨む旨を宣誓した「宣誓書」の提出を求めることとなった。わが国における制度的情報開示の中心は、有価証券報告書、四半期報告書として米国にはない決算短信であるが、基本的には米国の考え方をベースとしているといえよう。

ところで、株主、投資家の側からみると、財務諸表等の開示内容について、比較可能性の視点での課題が残されていた。それは会計基準が国によって異なり、国際化する資本市場の中にあつて世界の企業を比較し、株主、投資家が企業評価を行い、投資判断をする際には不都合なことが多かったことにある。このため、長年にわたつて会計基準の世界的統一化の努力が行なわれ、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) が作成され各国が採用しつつある。この IFRS の適用は二〇〇五年に EU (欧州連合) やオーストラリアで始まり、各国に広がっている。米国においても適用が迫り、わが国においては二〇一〇年三月期から一定の企業に適用を認め、早期の本格適用を目指しているが、適用までには多くの課題が残されている。IFRS の導入は企業の情報開示に情報の量と質の面から大きな影響を及ぼす。加えて、二〇一〇年に公表された国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) の「経営者の説明」 (Management Commentary : MC) では財務報告の中において、財務情報以外の次の五点を重視した内容を記載することが求められている。それは、① 事業の性質、② 経営者の目標及びそれらを達成するための戦略、③ 企業の最も重要な資源、リスク等、④ 事業の成果及び予測、⑤ 目標に対して業

務遂行の評価に用いる重要な指標等、である。²³⁾

これらの内容から理解されるように財務諸表等に過去の結果を示すことと、なぜそうだったかという経緯を説明することに加え、それらが企業の将来をみる上でどのようなインプリケーションをもつかということや将来の経営目標を達成するための具体的経営戦略の内容の開示まで求めていることに大きな特色がある。資本市場での制度的情報開示においても内容が充実し、世界共通の尺度で評価できるような試みが行なわれてきた。つまり、財務情報のみならず、非財務情報についても一定の共通した基準のもとでの表現が行われるようになってくる可能性が生まれてきたことになる。このような情報内容は資本市場におけるステークホルダーのみならず、他のステークホルダーにとっても非常に重要な意味を持つものとなってきたといえよう。

企業財務と情報開示

I R の実践においては、企業が持つあらゆる経営資源、たとえば、ファイナンス（企業財務）機能、マーケティング機能、コミュニケーション機能等を総動員して企業価値の維持、向上を図ることになる。この中で、特にファイナンス機能を有効に活用することは資本市場における株主価値の増大を考える上で重要な意味を持つ。

企業財務とは株主価値の創造、言い換えれば株主価値の最大化を目的とする財務活動を指す。一般に、企業財務の意思決定は、投資活動の意思決定、資本構造（資金調達）の意思決定、配当の意思決定の三つに大別される。投資の意思決定にあたっては、投資の期待収益率が資本コストを上回っていることが条件となり、それが株主価値を高めることにつながる。資本構造の意思決定に際しては、事業遂行のための投資をする際の資金調達をどのような組み合わせ

せで行なうのかを決めることになる。具体的には株主資本と負債をどのような比率で組み合わせれば全体の資本コストが低下し、株主価値の増大に貢献するかを考えることである。配当の意思決定は、事業活動の成果として生んだ利益をどのくらい株主への配当に回すかという意思決定である。もともと、事業活動の結果生じた利益は株主に帰属するものであるが、企業は事業活動の継続のために全てを配当せず、利益の一部を再投資にあてることが多い。株主価値を高めるために、外部流出する配当と企業内に留める内部留保をどのようにすれば良いか、ということが配当の意思決定である。

これに加えて、株主価値増大のために不可欠なことがある。それは価値創造のプロセス、つまり事業活動と財務活動のプロセスと結果及び将来像について情報開示することである。企業財務の意思決定の中で、どんなに企業、経営者が株主価値を高める努力をしても、そのような事業活動と財務活動の経過等を株主、投資家ははじめステークホルダーに評価してもらわなければ株主価値の増大は表面化しないからである。特に、資本市場においては適正な、あるいは高い評価をしてもらわなければ株主価値の増加につながらないためである。⁽²⁾従って、企業財務という場合は先の三つの意思決定に加え、この企業価値創造のプロセスと将来像の情報開示をも含むと考えるべきであろう。

ところで、企業財務論の前提となっている、完全市場(情報コストゼロ、税率ゼロといった状況で流動性が確保されていること)及び効率的市場(情報が瞬時に株価に反映しフェアバリューになること)といった条件は現実には満たされていない。従って、この条件に限りなく近づけるためにも資本市場に対しては十分かつ積極的な情報開示が不可欠である。

なお、資本市場における株主価値の測定は、企業財務論ではフリーキャッシュフローを用いたモデル、つまりその

企業が将来生み出すフリーキャッシュフローを資本コストで割り引いて現在価値を算出するモデルで行なわれることが多い。⁽²⁵⁾これは企業のファンダメンタルによって株価が形成されることを前提としているが、現実には常に企業のファンダメンタルによって株価が形成されているわけではない。従って、資本市場は「企業のファンダメンタルに基づく価格形成の場にするためには企業が、経営戦略、経営成果に関する情報を十分に開示し、投資家がそれらの情報に基づいて自由に取引できる市場環境⁽²⁶⁾」になければならない。キャッシュフロー算出に際しては、企業の財務情報以外の、いわゆる非財務情報をも加味して行なわれることになる。この非財務情報は数値で表現される場合もあるが、その多くは定性的情報として開示される。また、先に触れたように制度的情報開示の中にも非財務情報が含まれるようになり、その重要性は高まっている。たとえば機関投資家、証券アナリストといった資本市場のプロフェッショナルは基本的には財務情報をもとに分析を行なうが、その際には経済、社会、環境等企業を取り巻く定性的な諸要因及び企業自体の非財務情報を織り込むことによって最終的な企業評価を行なう。従って、「企業はこうした点を踏まえて、財務情報とそれを説明する経営方針などの定性的な非財務情報を整合的に説明し、企業評価者がこれら情報を関係付けて整理・分析するための手がかりをあたえる必要がある⁽²⁷⁾」。

インベスター・リレーションズの展開

IRは企業活動の中で行われるあらゆる情報開示を通じて株主価値、社会的企業価値の増大を目的するものである。情報開示は、それが一般社会を対象とした広告・宣伝や広報であったり、あるいは株主、投資家を対象としたコミュニケーションや社内コミュニケーション、さらには行政とのコミュニケーションや地域社会との情報交換といわれる

ものであってもそれらの情報開示の結果はステークホルダーの描く企業価値形成に大きな影響を与える。IRという言葉が使われるようになってから、それは主に株主、投資家を対象とした情報開示を指すことと同義的に扱われてきたが、資本市場、社会環境の変化とともにIRの意味するところも大きな変化をみせてきたということができよう。一方、実務をみると、わが国企業の中で、情報開示にあたる部署の名称として、たとえば広報・IR部などといった用語を用いることも多くなってきたことから理解されるように、情報開示はその対象の如何を問わず、一体化の方向にある。このことは、株主、投資家に限らずステークホルダー全体への情報発信をいわばワンポイス化するための工夫であるともいえる。また、広報・IR部といった名称は上場企業であるならば、資本市場を意識した情報開示をせざるを得なくなってきたことの象徴的側面ということも否定できない。なお、財務情報を主に扱うアニユアルレポートとCSR報告書、サステナビリティ報告書といったどちらかというとき非財務情報を扱う報告書類を一体化してゆこうとするいわゆる統合レポートへの動きも無視できないものとなってきたという事実もある。

米国において、株主に対しての情報開示を意識し、専門の部署が設置されたのは、一九五三年のゼネラルエレクトリック社(GE社)が初めてであった。⁽²⁸⁾まさにアカウントビリティの最優先対象者ともいうべき株主を対象に絞った情報開示が強く意識され始めたといえよう。この資本市場を意識した情報開示が基礎となり、対象が株主のみならず、株主以外の投資家へと広がりを見せた。そして、対象が株主・投資家以外へのステークホルダーへと展開し、今日的なIRへとつながってきたのである。

資本市場における企業価値の形成は一義的には資本市場に対する情報開示を反映して行なわれるが、資本市場を意識しているかを問わず、さまざまな情報を受けとったステークホルダーの言動を通じて資本市場に投影されることに

なる。いわば、世の森羅万象を映して企業価値が形成されるのである。この意味で、IRは企業価値を形成するための企業のアカウンタビリティそのものだということができよう。別の視点から見れば、IRの成果が問われるということは、コーポレートガバナンスが機能しているのか否かが問われるということにもなる。

つまり、IRの目的を単に、資本市場における企業価値（株主価値）を高めるということだけではなく、社会における企業価値（社会的企業価値）を高めるということでもあると考えるべきであろう。現実の企業の中の情報開示についてみると、各企業の歴史的、組織的変遷の中で、その担当部署は広告・宣伝、広報、PR、（狭義の）IR、最近では、広報・IRあるいはコーポレートコミュニケーションといった名称で、それぞれの業務が行なわれるようになった。そこで、働く人々の行動、意識の差などから実際問題として、全ての情報開示をIRで総称することには抵抗があるものと思われる。とはいうものの上場会社の目的がコーポレートガバナンスを有効に機能させ、株主価値、社会的企業価値の維持、向上を図ることにあるとするならば、IRはまさに、企業の発信するあらゆる情報を一體化し効率的な運営によって行われるべきものと言えよう。

結びにかえて

企業の情報開示は経済、社会の発展とともに多様な展開をみせることとなった。情報開示は顧客などへの財・サービスについての情報開示に始まり、資本市場の発展とともに出資者に対して、経営者が事業のプロセスと結果及び将来像について報告するなど多岐にわたるようになった。そして、それぞれの情報開示の領域において開示内容と方法は進化を遂げてきた。ことに、資本市場の視点からみると、企業の情報開示の姿勢は、社会からの要請の高まりとと

もに積極化せざるを得なくなってきた。そして、情報開示は当初、財務情報が中心になるもので、一九八〇年代に入るとそれは狭義のIRという形で展開され始め、いわゆる自発的情報開示が多くなるとともに、非財務の情報も加わるなど内容は充実することとなった。このころからの企業価値（株主価値）を意識する投資家の存在は、企業経営者にも企業財務論を基礎にした企業価値（株主価値）を意識した経営を行なわせることとなった。同時に、投資家のコーポレートガバナンスへの関心は企業経営者にアカウンタビリティについても強い関心をもたらすこととなった。

ところが、社会経済環境の変化の中で、企業価値についての考え方が多様化してくるにつれ、企業経営者は資本市場における企業価値（株主価値）に加えて企業のさまざまなステークホルダーが考える社会的存在としての企業価値（社会的企業価値）をも考慮することが求められるようになってきた。これら企業価値の向上のためには企業からの適時、適切かつ公正な情報開示が不可欠である。つまり、株主、投資家を始め多様なステークホルダーに対するアカウンタビリティが求められることとなった。このような推移を見せてきた情報開示の背景には九十年代になってから急速に企業に浸透してきたCSR（企業の社会的責任）等の問題があった。この考え方は、ステークホルダーへのアカウンタビリティの問題と表裏一体をなすものとして、多くの企業に受け入れられ今日に至っている。

この代表的な例としてソニーのケースが挙げられよう。ソニーは「グループ行動規範」の中で次のような考え方を公表している。「イノベーションと健全な事業活動を通じて、企業価値の向上を追求することが、ソニーグループの企業としての社会に対する責任の基本をなすものです。ソニーグループは、その事業活動が、直接、間接を問わず、様々な形で社会に影響を与えており、そのため健全な事業活動を営むためには、株主、お客様、社員、調達先（サプライヤー）、ビジネスパートナー、地域社会、その他の機関を含むソニーグループのステークホルダーの関心に配慮

して経営上の意思決定を行う必要があると認識しています。ソニーグループは、このことを踏まえて、事業を遂行するよう努力²⁹）するとして情報を積極的に開示する姿勢をみせてきた。先に触れた経緯の中で、狭義のIRでの情報開示から社会的企業価値を念頭に置いたIRへの展開を志向する時代となってきた。

CSRへの貢献の努力は企業のアカウンタビリティの責任の遂行そのものだといえよう。ソニーのケースのみならず、企業の事業活動に際しては、企業を取り巻くステークホルダーに関心を払う企業は多い、そうでなくては企業としての存在が問われる時代となってきたからである。そのステークホルダーへの関心は同時に、ステークホルダーからの納得を得なければならぬことを意味する。納得を得るためには当然のことながらステークホルダーへの情報開示が不可欠なことはいうまでもない。つまり、社会に関心を払うということは情報開示を徹底することになる。このような意味で、上場会社のIRを単に資本市場に限定した情報開示とするのではなく、広く社会を対象にする情報開示とすべき時代となってきたといえよう。

このような意味で、IR（広義のIR）は、ステークホルダーへの情報開示によって企業価値を高めるというSR（Stakeholder Relations）と呼べるものに変化しているのかもしれない。

- (1) 藤原博彦「企業情報ディスクロジャーの変容」日本評論社、二〇〇五年、一〇一頁―一六二頁。
- (2) 柴健次、須田一幸、薄井彰「現代のディスクロジャー」中央経済社、二〇〇八年、七頁。
- (3) 橋元良明「コミュニケーション学への招待」大修館書店、二〇〇一年、一一五頁。
- (4) 小倉重男、瀬木博道「コミュニケーションするPR」電通、一九九八年、三七頁。

- (5) 田中襄一「インベスター・リレーションズの歴史と思想」政経研究三九巻一号、日本大学法学会、二〇〇二年、一七三頁—二〇二頁参照。
- (6) Investor relations is a strategic management responsibility that integrates finance, communication, marketing and securities law compliance to enable the most effective two-way communication between a company, the financial community, and other constituencies, which ultimately contributes to a company's securities achieving fair valuation. (Adopted by the NRI Board of Directors, March 2003). National Investor Relations Institute <http://www.niri.org/FunctionalMenu/About.aspx>
- (7) Paul Argenti "The power of Integration". National Investor Relations Institute, September 2005.
- (8) 石崎忠司、中瀬忠和「コーポレートガバナンスと企業価値」中央大学出版部、二〇〇七年、二五五頁—二八三頁。同じくは、経済価値、社会価値の議論を踏まえ、株主価値重視と多元的価値重視の調和化という議論を展開をしている。
- (9) 十川廣國「CSRの本質」中央経済社、二〇〇五年、一八〇頁。CSR論の発展フェーズのひとつとして例示されている。
- (10) 谷本寛治「CSR経営」中央経済社、二〇〇四年、五頁。
- (11) 渡部亮「アングロサクソン・モデルの本質」ダイヤモンド社、二〇〇三年、二三五頁—二六五頁。
- (12) J. Micklethwait, A. Wooldridge "The Company". Random House, 2003. pp149-151 (高尾義明監訳「株式会社」ランダムハウス講談社、二〇〇六年、二〇二頁—二〇四頁)。
- (13) 吉森賢、齋藤正章「コーポレートガバナンス」放送大学教育振興会、二〇〇九年、六三頁。
- (14) 吉森賢「企業統治と企業倫理」放送大学教育振興会、二〇〇八年、七九頁—一三七頁。
- (15) 関孝哉「コーポレートガバナンスとアカウンタビリティ論」商事法務、二〇〇八年、七頁。
- (16) 三和裕美子「機関投資家の発展とコーポレート・ガバナンス」日本評論社、一九九九年、一一二頁。
- (17) 伊丹敬之「日本型コーポレートガバナンス」日本経済新聞社、二〇〇六年、一四九頁—一八二頁。
- (18) 関孝哉、前掲書、六〇頁。
- (19) 大西清彦「財務公開思想の形成」森山書店、一九九九年、一〇頁—四四頁。

- (20) 黒沼悦郎「アメリカ証券取引法」弘文堂、二〇〇四年、五頁。
- (21) 前掲書、一四〇頁。
- (22) 野村嘉浩「目前に迫る国際会計基準の適用」『財界観測』野村証券金融経済研究所、野村資本市場研究所、二〇〇九年夏号、二〇〇九年、四頁—二三頁。
- (23) Management Commentary,IASB, 2010,para.24.
- (24) 高橋文郎「企業財務とI・R」『インベスター・リレーションズ』Vol.6 日本インベスター・リレーションズ学会、二〇〇五年一月、一頁—二五頁。この中で企業財務の領域を①価値を生む事業を実施する（投資政策）②資金の調達と分配の仕組みを考える（資金の調達と分配政策）③価値創造の状況を投資家に伝える、としている。
- (25) 新井富雄、渡辺茂、太田智之「資本市場とコーポレートファイナンス」中央経済社、二〇〇〇年、一二頁—一四一頁。
- (26) 井出正介、高橋文郎「株主価値創造革命—東洋経済新報、一九九八年、一三一頁。
- (27) 経済産業省知的財産政策室「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査」経済産業省、二〇〇七年、二七頁。
- (28) 渡部亮、前掲書、三三七頁。
- (29) <http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr/report/>二〇一二年一月五日。

南シナ海の安全保障と戦略環境（一）

浦野起央

一 南シナ海問題

一・南シナ海問題の現在

南シナ海は、近隣住民の生活圏にあった。そして、中華世界の交流空間であった。現代世界では、シーレーンとして戦略的関心事にあった。そして、南海諸島における石油開発が展望されるなか、南海における領土支配と開発をめぐる角逐が一九七〇年代以降、注目されることとなった。中国人民解放軍の海軍艦艇は、二〇〇八年以降、太平洋に進出するところとなり、第一列島線及び第二列島線の存在が指摘されることとなったが、二〇一一年には第一列島線が南シナ海にも拡張適用される戦略分析が登場してきた。その分析を通じて、中国の戦略は南海の内海化あるいは内水化にあると解されており、米国は、中国が南シナ海でA2/A D (Anti-access/Area Denial) アクセス拒否・海

域防衛戦略）をとり、南海における戦略潜水艦の巡航など中国南海艦隊の展開をもって、「要塞化」戦略を遂行している、と解している。その状況は、二〇〇一年四月海南島上空での米軍偵察機と中国軍戦闘機の衝突事件当時のそれとは変わっていない。

こうした経過において、南シナ海の安全保障が現在性が問われており、筆者も『南海諸島国際紛争史』（刀水書房、一九九七年）以後の局面を新たに分析することにした。同書では、資源開発とともに、南海における対立状況が展望されるなかで、南シナ海問題の経緯と構造を解明し、かかる南シナ海をめぐる対立と抗争の激化で、一九九〇年一月以降、南海に領土を有していないインドネシアの主導で、南シナ海の潜在的紛争の管理に関する関係国非公式協議が開催され、これを受けて中国が同九〇年八月領有権の棚上げによる共同開発提案を行った状況にあった。その文脈で、一九九二年七月東南アジア諸国連合（ASEAN）の南シナ海宣言が採択され、信頼醸成の促進が確認された。中国とASEAN加盟国は二〇〇二年一月、さらに、当事国間の対立及び紛争の平和的・恒久的解決のために望ましい条件を創造するべく南シナ海各行動宣言を採択した。こうした海洋への関心から、講座『海のアジア』六卷（岩波書店、二〇〇〇—〇一年／ソウル、Bookcosmoson、二〇〇五年）が刊行され、その第五卷「越境するネットワーク」に、筆者も「海の支配——南シナ海をめぐる国家間紛争の歴史と現在」を執筆した。

他方、ASEAN諸国及びシレーン関係国は、二〇〇〇年以降、アジア海賊対策に取り組んできており、その安全保障の追求とそのための中核組みに向けての取組みがなされてきた。この状況下における視点での分析は、筆者は『南シナ海をめぐる安全保障と問題点』（シップ・アンド・オーシャン財団、二〇〇四年）にまとめた。

そこで、本稿は、以後の局面における新しい安全保障の状況とそこでの戦略環境の分析が主題とされる。その論点は、

表 1 第二次世界大戦期までの南シナ海の状況

区分	時期	事 象	備 考
第 1 期 生活圏とし ての南海		1433 年 鄭和の航海	15 世紀 慎懋賞『海國廣記』
		1604～34 年 御朱印船貿易	1537 年 梁廷梅『粵海關志』
		1776 年 ベトナムの黄沙隊、広義府平山県 安永久村近くの岩礁で遭難者救済	1540 年 顧玠『海槎餘録』
		1816 年 ベトナム、水軍と黄沙隊の黄沙派 遣	1730 年 陳倫炯撰『海國聞見録』
		1835 年 ベトナム、広義省黄沙に神祠建立	1754 年 『大南寔録』 1776 年 黍貴惇『撫邊雜録』 1820 年 謝清高述・楊炳南『海録』
第 2 期 ヨーロッパ 人の進出と 中国領土の 確認	1800 年 ～ 1913 年 10 月	1800～17 年 英国、西沙群島を 4 度調査	1838 年 ルイス・ターベル司教 『諸国民の歴史並びに宗教、慣習、 風俗に関する記述』
		1803 年 英国、南沙群島隠遁暗沙測量	
		1813 年 英国、南沙群島測量	
		1815 年 阮黄沙調査隊、西沙群島調査	
		1835 年 米国、南沙群島で測量	
		1858 年 英国、中沙群島測量	
		1881～84 年 ドイツ、南沙・西沙群島調査	
		1887 年 フランス、海中島嶼は清国帰属を 確認	
1909 年 中国、西沙群島籌弁庫処設置			
第 3 期 開発、 調査、 及び支配	1915 年 ～ 1945 年 8 月	1921 年 3 月 中国政府、西沙群島を海南省 管轄	1933 年 8 月 中国、日本海軍の 出動要請、日本、フ ランスに申し入れ 1939 年 2 月 日本軍、海南島上陸
		1933 年 4 月 フランス軍、スプラトリー群 島占領	
		7 月 日本外務省文書「南支那海諸 島に関する件」	
		1939 年 3 月 日本軍、西沙群島上陸	
		4 月 日本、新南群島管轄	
1942 年 12 月 大暴雨で新南群島壊滅			

南シナ海の安全保障と戦略環境（一）（浦野）

南シナ海の戦略性の分析を前提に、南シナ海関係国の領土につき現状と問題点を分析し、そして南シナ海の管轄と安全保障の主題の文脈を解明することにした。後者の論点では、（一）中国の南海戦略、（二）ASEAN枠組みを生かした中国・ベトナム交渉／中国・ASEAN交渉、それとは別の（三）フィリピンの海洋戦略と米国の関与、及び（四）米国の南シナ海におけるプレゼンスと南シナ海安全保障の展望をとりあげる。^①

二．南シナ海問題の経緯

そこで、問題の特性とその推移を把握するために、南海諸島問題史を、以下の時期区分をもって要約しておくことにする。

第二次世界大戦期までの状況は、表 1 の通りである。

第一期 生活圏としての南海

一九七四年に発見された海南島漁民の記録『更路簿』は漁民の古い生活を記録しており、南海が漁民の世界にあることが確認されている⁽²⁾。

南海をめぐる人の往来は古く、一四三三年鄭和の航海図、一六〇四〜三四四年の御朱印船貿易地図では、萬里石塘と記述されていた。南海をめぐる交易は漸次、ヨーロッパ諸国をも加わって拡大した⁽³⁾。一七五〇年代、ヨーロッパ人の地図でパラセル（東沙）の表記が出現し、一八三八年ルイス・ターベル司教は、コーチシナ（交趾支那）の付属島嶼としてホンサ（黄沙）がある、と述べた。

一五三七年の『粤海關志』、一七三〇年の陳倫炯『海国聞見録』、一七七六年の黍貴惇『撫邊雜錄』などの記録が現存している。一八三六年の『大南寔録』には、ベトナム王国の記録として、南海に関する記録が収められている。

第二期 ヨーロッパ人の進出と中国領土の確認

南海は、南海諸島海域の航海ルートにあった。一八〇〇〜一七年英国が西沙群島を四度調査し、一八一五年に阮黄沙調査隊が西沙群島を調査した。一八三五年米国が、南沙群島で測量に着手し、一八八一〜八四年ドイツが南沙群島・西沙群島調査をした。

一八三八年のルイス・ターベル司教『諸国民の歴史並びに宗教、慣習、風俗に関する記述』は、ヨーロッパ人による最初の記述である。

インドシナに植民地進出をしたフランスは、一八八七年六月清国とのベトナム境界画定に調印し、その際、海中島嶼は清国領と合意した。

一八九五年日本は台湾を確保し、民間日本人による南海諸島探險が始まり、一九〇二年「海鳥棲息ノ島嶼ヲ發見シ」、その帰属が意図された。一九〇五年貿易商社恒信社長風丸は、プラタスの無帰属を確認した。一九〇九年三月中国政府は、在広東日本総領事に対し東沙島は中国領土と通告し、これにより一〇月日本と清国は、プラタス島引渡し取決めに調印し、中国は同年三月中国は、西沙群島籌辦處を設立した。そして一九一三年一〇月日本は、プラタス島を中国に引き渡した。

第三期 開發、調査、及び支配

一九一七年中国企業が西沙群島を探險し、燐鉍開發を申請したが、許可されなかった。しかし、この時期以降、台湾の日本人は東沙群島海域で漁労を行っており、一九一九年ラサ島燐鉍株式會社が南沙群島の開發を申請し、一九二一年長嶋（太平島）の燐鉍及びグアノの日本への輸送が行われ、同社は同二年四月東京地方裁判所に会社登記をしていた。この事業は一九二九年四月中止された。⁽⁴⁾

一九二一年三月中国政府は、西沙群島を海南省の管轄と決定し、一月日華合弁西沙羣島實業公司が設立された。一九二五年五月石丸庄助は、東沙島近海の漁労で、中国官憲に始末書を提出する事件も起きた。

この日本の動向に、インドシナを支配していたフランスは関心を寄せ、一九二〇年以降、パラセル（西沙）群島を聖域としていた武器・阿片取引を封じる措置をとった。一九二一年フランスは、パラセル島の潜航艇基地化の可能性を検討した。そして一九三二年四月フランスは、パラセル群島の領有権を主張し、六月日本に対しパラセルはアンナン（安南）に属すると通告し、一九三三年日本が国際連盟を脱退する段階で、四月フランスはスプラトリー（南沙）群島を占領した。この事態に、八月中国は日本海軍の出動を要請し、日本はフランスに抗議を申し入れた。一九三三

表2 第二次世界大戦期までの南シナ海の状況

区分	時期	事象	備考
第4期 南海諸島の中国継承（新中国支配への移行、別に台湾支配）、フランス占領（南ベトナム占領への移行）、フィリピン占領	1945年 9月～ 1957年 12月	1945年 12月 中国、西沙群島林島接收	1947年4月 中国、長島を大平島と改称
		1946年 8月 中国広東政府、東沙・西沙・南沙群島接收、9月中国艦艇	
		10月 フランス、パラセル群島占領	
		1947年 1月 中国、西沙・南沙群島を海南特別行政区と決定	
		1月 フランス、西沙群島への中国軍駐留に抗議、パラセル群島パスツル島占領	
		9月 中国、西沙・中沙・東沙・南沙群島を広東省管轄	
		1949年 6月 新中国、西沙・南沙群島を海南特別行政区編入	
		1950年 5月 新中国、西沙群島永興島に人民解放軍派遣、閉鎖	
		1956年 3月 南ベトナム、ホアンサ群島占領	
		6月 台湾、立威部隊を南沙群島に派遣	
		10月 南ベトナム、チュオンサ群島を本土編入	
		1957年 2月 台湾、南沙群島の主権声明	

年七月外務省文書「南支那海諸島に関する件」が作成され、八月在サイゴン日本領事は、本省に文書「水上機基地としての新南群島」を本省に送付した。一九三九年二月日本軍は、海南島に上陸し、三月続いて西沙群島に上陸した、そして八月日本は中国の対応をも考慮して占有の検討に入り、一九三九年九月日本は、新南群島の管轄を決定し、四月台湾の管轄下に実効的な統治に置いた。フランスは、日本の支配に抗議し、日本はこれを拒否した。一九四二年二月大暴風雨で新南群島全島はほぼ壊滅し、日本の支配は、一九四五年八月終結した。

第二次世界大戦以後の状況は、現代世界における局面を形成してきている。

南シナ海の安全保障と戦略環境 (一) (浦野)

<p>第5期 中国・南ベトナム対立と主権論争及び対立事件</p>	<p>1958年 1月～ 1989年 12月</p>	<p>1958年 9月 中国、12海里声明で南海諸島の主権声明 1959年 3月 南ベトナム、ホアンサ群島で資源調査 1969年 10月 南ベトナム、ホアンサ群島をクアンナム省に編入 1971年 6月 南ベトナム、自国大陸棚で石油開発着手 1972年 4月 フィリピン、カラヤーン群島をパラワン省編入 1974年 1月 西沙群島交戦事件 10月 マレーシア、スプラトリー群島ツルシブ・ラヤン島占領 1976年 2月 中国、西沙群島に軍事基地建設 3月 ベトナム、チュオンサ群島をドンナイ省に編入 1978年 6月 フィリピン、カラヤーン群島併合宣言 1979年 2月 フィリピン、カラヤーン群島で石油開発 8月 中国、西沙群島に飛行禁止地域設定 1987年 5月～6月 中国、南海群島海域で軍事演習</p>	<p>1966年8月 南ベトナム、ホアンサ群島から撤退 1969年6月～1971年1月 米軍、ベトナム戦争で西沙群島侵犯 1975年4月 ベトナム人民解放軍、チュオンサ群島上陸</p>
<p>第6期 非公式協議と実務的交渉</p>	<p>1990年 1月～ 2006年 12月</p>	<p>1990年 1月 第1回南シナ海資源の潜在的紛争の管理に関する非公式協議開催 1992年 7月 ASEAN外相会議、南シナ海宣言採択 1995年 3月19日 中国時報社論、南海中台共同開発論提起 1996年 8月 中国・フィリピン、8項目行動基準の原則の共同声明 2000年 12月 中国・ベトナム、トンキン湾排他的経済水域・大陸棚画定協定調印 2001年 11月 中国・ASEAN南シナ海各行動宣言採択 2006年 10月 ASEAN・中国首脳会議、2002年中国・ASEAN南シナ海各行動宣言の履行合意</p>	
<p>第7期 中国のA2/ADと米国の新たな対応</p>	<p>2006年 1月～ 現在</p>	<p>2001年 4月 海南島上空での米軍機・中国軍機衝突事件 2006年 中国南海艦隊、南沙群島巡航 2009年 3月 米海軍海洋調査船事件 2011年 6月 米上院、南海問題での中国非難決議採択 10月 中国・ベトナム、海洋における紛争解決の基本原則協定調印</p>	

第四期 南海諸島の中国継承（新中国支配への移行、別に台湾の支配）、フランス占領（南ベトナム占領への移行）、フィリピン占領

中国は、日本の敗戦で、一九四六年九月南海諸島に国旗を掲揚し、その接收に入った。他方、フランスは同四六年七月パラセル群島に軍隊を派遣し、占領した。一方、フィリピンは、一九四六年七月の独立で、南沙群島は国防範囲に含まれると宣言した。一九四九年七月ベトナム国（南ベトナム）の成立で、一九五〇年一〇月フランスは、西沙群島・南沙群島の主権をベトナム国へ移譲した。一九五〇年五月新中国は、西沙群島永興島に軍隊を派遣し、南海諸島の主権声明を発した。

一九五一年九月サンフランシスコ対日条約の調印で、日本は、正式に新南群島の主権を放棄した。これとともに、新中国は、その支配を継承し、一九五六年三月南ベトナムのホアンサ（西沙）群島を占領し、七月フィリピンはスプラトリー群島に上陸して人道王国を樹立した。

第五期 中国・南ベトナム対立と主権論争及び対立事件

一九五八年九月中国は一二海里の領海宣言を発し、東沙群島、西沙群島、中沙群島、及び南沙群島の主権を明確にした。一九五九年一月南ベトナムは、ホアンサ群島での開発に着手し、二月中国漁船の拿捕事件が起き、その南ベトナムの挑発行動は続き、そして一九七四年西沙群島事件が起きた。

南ベトナムは、一九六九年一〇月ホアンサ群島をクアンナム省に編入し、一九七一年以降、自国大陸棚での石油資源開発に入った。フィリピンは一九七二年四月スプラトリー群島の占領地域をカラヤーン群島と称し、パラワン省に編入した。そして、一九七九年二月リード・バンク（礼樂灘）での石油開発に入った。

中国は、一九八七年五月―六月南海諸国の軍事演習を決定した。

南海諸島は、開発と紛争の世界へ突入した。⁵⁾

第六期 非公式協議と実務的交渉

そこで、一九九〇年一月バンドンで南シナ海における潜在的紛争の管理に関する非公式協議がASEAN諸国の学者・研究者が参加して始まった。翌九一年七月の第二回非公式協議には、中国・台湾・ベトナムも参加した。一九九二年六月―七月第三回非公式協議では、ハワイ大学のマーク・バレンシアがスプラトリー条約草案を提出した。同非公式協議は、一九九五年一〇月の第六回協議まで続く一方、その協議の流れのなか、一九九〇年八月中国は、各国が占領を続けた南沙群島の主権棚上げと共同開発を提起し、一九九二年七月ASEAN外相会議は、南シナ海宣言を採択し、信頼醸成の取組みへと向かった。

一方、中国とASEAN諸国との実務交渉は続き、中国と対立していた南ベトナムは統一ベトナムが引き継ぎ、中越紛争の対決を克服して、二〇〇〇年一二月中国とベトナムは、トンキン湾（北部湾）の排他的経済水域・大陸棚画定協定に調印した。これを受けて、二〇〇一年一二月中国とASEANは、南シナ海各行動宣言を成立させて平和的解決が求められた。

にもかかわらず、南沙群島海域では、発砲事件が続き、台湾は大平島の支配を強化した。

第七期 中国のA2/AD（アクセス拒否・海域防衛戦略）と米国の新たな対応

米国は、南沙群島海域にリーダー施設を維持しつつ、一九九五年五月国務省声明で、南シナ海問題に直接関与せずとし、そのASEAN外相会議行動宣言の方針を支持してきた。依然、米国は、偵察行動は続けてきており、二〇〇

一年四月海南島上空での米偵察機・中国軍機の衝突事件、そして二〇〇九年三月米海軍海洋調査船事件が起きた。そして、米上院は、二〇一一年六月、南海諸島の中国非難決議を採択した。また、米国防総は二〇一一年に、第一列島線を南海諸島海域へ拡大する一方、中国封じ込めのA2/A D戦略を発動し、南シナ海情勢は、新たな米国の関与による潜在的冷戦構造に入ったといえる。

(1) 南シナ海問題関連の文件・史料は、以下をみよ。

陳天錫編『西沙島・東沙島成案彙編』廣東、廣東實業廳、一九二八年。

中華人民共和国『越南政府承認西沙群島是中国領土的部分文件』北京、中華人民共和国政府、一九五八年。

中華人民共和国『西沙群島和南沙群島自古以來就是中国的領土』北京、中華人民共和国政府、一九八〇年。

楊炳南撰『海録』台北、慶文書房、一九六八年。

外務省記録『各国領土発見及び帰属関係雜件 新南群島関係』三綴、外交資料館。

外務省記録『東沙島及西沙島ニ於ケル本邦人ノ理研事業関係』三綴、外交資料館。

外務省記録『パラセル群島燐鉍關係一件（西沙群島）』外交資料館。

『中國南海諸島文獻彙編』二八・二九、台北、臺灣學生書房、一九七五年。

浦野起史『南海諸島國際紛争史』刀水書房、一九七七年。

『中国对西沙群島和南沙群島敵主權無可爭辨——評越南外交部關於中關係的白皮書』北京、人民出版社、一九八〇年。

蘇繼順校釋『島夷誌略校釋』北京、中華書房、一九八一年。

Joseph R. Morgan & Mar J. Valencia eds, *Atlas for Marine Policy in Southeast Asian Seas*, Berkeley: Univ. of California Press, 1983.

Sorjak Kasemsuvan, *The Law of the Sea and ASEAN States: Maritime Arrangements of ASEAN States in the Malacca Straits, Gulf of*

Thailand and the Southern South China Sea, 671 leaves, Boston Spa: British Library Document Supply Centre, 1987.

- 韓振華主編、林金枝・吳鳳斌編『我國南海諸島史料匯編』内部資料、北京、東方出版社、一九八八年。
- 中華民國外交研究設計委員會編『外交部南海諸島檔案彙編』上・下、中華民國外交研究設計委員會、一九九五年。
- 吳士存主編『南海問題文獻匯編』海口、海南出版社、二〇〇一年。
- (2) 『更路簿』は、韓振華主編、林金枝・吳鳳斌編『我國南海諸島史料匯編』内部資料、北京、東方出版社、一九八八年、一三六頁以降に所収されている。
- (3) 南海關係の交流・交易は、以下をみよ。
- George Bryan Souza, *The Survival Empire: Portuguese Trade and Society in China and the South China Sea, 1630-1754*, Cambridge / New York : Cambridge U. P., 1986.
- Denys Lombard & Jean Aubin eds., *Marchands et homes d'affaires asiatiques dans l'Océan Indien et la Mer de Chine, 13e-20e siècles*, Paris: Editions de l'Ecole des hautes etudes en sciences sociales, 1988.
- 広東省文物管理委員会・他編『南海丝绸之文物圖州』広州、広東科技出版社、一九九一年。
- 丁新豹編『南海海上交通貿易二千年』香港、香港市政局、一九九六年。
- Roderich Prak, *China's Seaborne Trade with South and Southeast Asia (122-1750)*, Aldershot: Asgate, 1999.
- Robert J. Atony, *Like Forth Floation on the Sea: the World of Pirates and Seafarers in Late Imperial South China*, Berkeley: Institute of East Asian Studies, Univ. of California/ Center for Chinese Studies, 2003.
- 肖一亭『先秦時期的南海島民——海灣沙丘遺跡研究』北京、文物出版社、二〇〇四年。
- 何方耀『普唐時南海求法高僧群体研究』北京、宗教文化出版社、二〇〇八年。
- 李慶新『瀕海之地——南海貿易与内外關係史研究』北京、中華書局、二〇一〇年。
- 王川『市船太監与南海貿易——廣州口岸史研究』北京、人民出版社、二〇一〇年。
- (4) 山下太郎「新南群島の今昔」臺灣時報、一九三九年五月号。山下「新南群島探險の記録」上・下、臺灣時報、一九三九年六月号、七月・八月号。山下「東沙島の沿革」正・續、臺灣時報、一九三九年一月号、二月号。

(5) 南シナ海の対立・紛争経過は、特に、以下をみよ。

Les Buszynski, "Vietnam Confrontation China," *Asian Survey*, Vo. 20 No. 8, August 1980.

符駿『南海四沙群島』台北・世紀書局、一九八一年。

Marwyn S. Samuels, *Context for the South China Sea*, New York: Methuen, 1982.

陳鴻瑜『南海諸島主權衝突』台北・幼獅文化事業出版、一九八七年。

東方戴「南沙風雲與國際爭議」九十年代、一九八八年五月号。

竹下秀邦「南シナ海紛争の経緯と領有権問題」上・下、アジア・トレンド、第五九号、第六〇号、一九九二年。

竹下秀明「南シナ海の発火点、西沙・南沙群島は誰のものか——中国とベトナム・ASEAN対立の現状と歴史的背景」

世界週報、一九九二年一月一七日号。」

Victor Prescott, *The South China Sea: Limits of national Claims*, Kuala Lumpur: Maritime Institute of Malaysia, 1996/ *Limits of National Claims in the South China Sea*, London: Asean Academic Press, 1999.

Bob Catley & Makmur Keliat, *Spratlys: the Dispute in the South China Sea*, Aldershot: Ashgate, 1997.

呉士存『南沙争端的由来与発展』北京・海洋出版社、一九九九年。

Timo Kivimäki ed., *War or Peace in the South China Sea?*, Copenhagen: NIAS Press, 2002.

二 南シナ海の地域性と戦略性

一 南シナ海の地域

南海諸島は、東西約一三〇〇キロメートル、南北約二四〇〇キロメートルに拡がり、その全海域は約三五〇万平方キロの領域に達し、インド洋と太平洋の間にあつて、交通運輸上、重要な位置を占めている。それは、シンガポール、

香港、マニラを結ぶ三角地帯の中心に位置し、軍事・安全保障上、南洋の心臓部といわれる戦略的価値を有する。

この珊瑚沙洲は、島嶼・沙洲・暗礁・暗灘から成立しており、僅かでも海水面から露出した平坦な砂地が沙洲で、それが堆積すると、陸地となり、島嶼となる。直接的価値は、漁業資源、海鳥の糞からなる燐鉱石だけでなく、石油・天然ガス資源も確認され、その戦略的価値は極めて高い。

ここでは、既に述べたように、中国の世界であったが、今や、幾多の歴史を経て、国際世界の焦点にある。それは、二八〇余の珊瑚砂洲の地名が、中国語、ベトナム語、ヨーロッパ語、マレー語、日本語など多様極めることから理解される。¹⁾

その地域は、朝貢国ベトナムをも含む中国の版図にあるが、版図は、現実政治のなかに流れた地政学の実在性にある。中国の辺境概念は、一統システムの帝国イメージのなかに継続性の理解を経てきており、現在の領土概念も、その統治能力における領域支配の実態をみせている。²⁾ こうした理解のパーセプション・ギャップが新しい安全保障上の問題を提起している。

二．南海調査報告

『海國圖志』に南海諸島略図があるが、南海諸島の調査は、一〇四四年の『武經摘要』の記述が的確である。明代では、『康熙瓊州府志』の対外文書としての記述は貴重である。一六一七年完成の『東西洋考』、一六〇二年イタリアのイエズス会士マテオ・リッチの『坤輿萬國全圖』の検証を通じた南海調査報告も、中国人の南海世界の姿をみせてくれる。³⁾ 英国、米国の探険の記録は、一九三〇年代において日本海軍水路部の海図資料に反映されており、それは一九三五年までの海図に従っている。その一八八一―八五年に英海軍海図は、一九〇〇―一二年に日本の海図として刊行され

た。⁴

中国政府は、西沙群島を回復した後、広東政庁は、一九二七年五月海瑞艦を派遣し、調査報告書を作成した。これによって、関係の南海諸島の地名が確定した。一九二九年四月東沙島について、広東建設庁が調査した。⁵

フランスはパラセル島を併合する過程で、一九三〇年五月フランス・インドシナ総督府が文書「パラセル島問題ノ最近ノ沿革」をまとめた。

日本政府は、外務省が一九三八年に「新南群島位置及ヒ状況」をまとめた。

南海諸島の調査・開発が進んだのは第二次世界大戦後のことで、その経過は、以下の通りである。

一九五六年五月 フランス、スプラトリー島上陸記録。

一九七四年三月～六月 中国、西沙群島で文物調査、一九七五年三月～四月第二回調査。⁶

一九七七年～一九七八年 中国、五次にわたる南海調査。⁷

一九八四年七月 中国、南沙諸島調査。

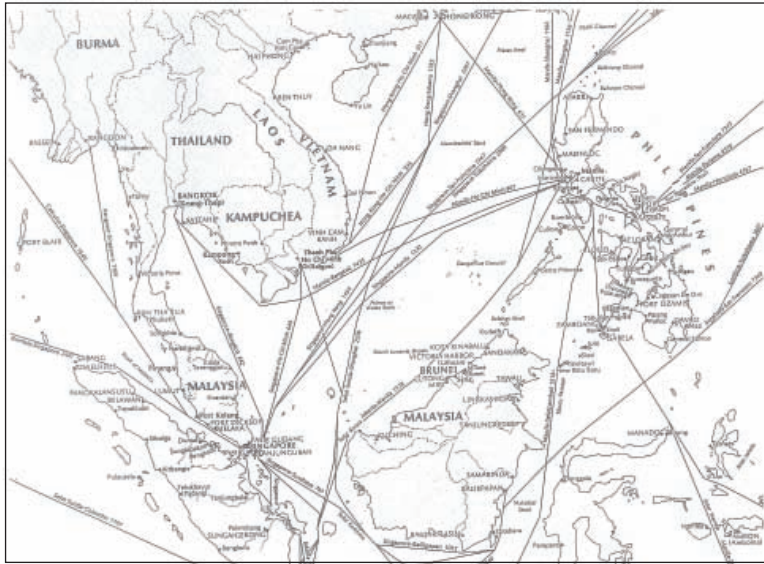
台湾では、中国領土として、一九七〇年代に「中國南海諸島文献集編」叢書が刊行された。⁸

南海の漁業調査、海底資源調査は進んでいる。⁹

なお、南海諸島調査とともに、東銘樞らが海南島調査に着手し、台湾総督府もこの成果を活用した。¹⁰

一九九四年四月～五月バトナムは、チュオンサ群島の第三回総合調査を実施した。

図1 東南アジアにおける主な航路



(出所) Josef R. Morgan & Mark J. Valencia eds., *Atlas for Marine Policy in Southeast Asian Seas*, Honolulu: East-West Environment and Policy Institute/ Berkeley: Univ. of California Press, 1983, p.50

三、南シナ海の戦略性

南シナ海は、マラッカ・シンガポール海峡を経てインド洋からアジア・太平洋に至るシーレーンを形成しており、戦略資源の航行は大きな関心事である。インド洋は永らく「イギリスの海」で、英海軍がそのシーレーンを維持してきた。一九六七年英国がスエズ以東から撤退し、一九七一年末、インド洋は一つの戦略的空白状態が生じた。代わって一九六八年にソ連艦隊インド洋分遣隊が発足し、翌六九年ソ連艦隊のインド洋常駐が実現した。これは、MIRV装備のポセイドンが配備され、これに対処してソ連艦隊が展開したところにあり、主要航路としてのシーレーンの存在が経済的生存戦略から注目されるところとなった。そして、一九七一年一月インドネシア・マレーシア・シンガポール三カ国、は、マラッカ海峡協定に調印した。

さらに、一九九〇年代後半以降、海賊問題が登場

してきた。南シナ海は、バークレー海など他の東南アジア・ルートに比べて船舶遭遇率は二割以上高く、遭遇密度ではジブラルタル沖の一・五倍、ペルシヤ湾の二・二倍とされる。¹¹⁾二〇〇四年一月アジア海賊対策地域協力協定が締結され、日本の支援活動が続いてきたが、二〇〇五年にマレーシアで、二〇〇六年インドネシアでそれぞれ海上保安機関が設立され、また二〇〇五年二月海峡三カ国は領域外の共通海賊追跡手続SOPが合意され、こうしてその海上法執行能力が向上するとともに、海賊の発生件数は著しく減少した。

アジアにおける海賊行為及び船舶に対する武装強盗との戦いに関する地域協力協定の加盟国は、日本、シンガポール、ラオス、タイ、フィリピン、ミャンマー、韓国、カンボジア、ベトナム、インド、スリランカ、中国、ブルネイ、バングラデシュ、ノルウェー、オランダ、デンマークの一七カ国で、その要点は、以下の三点にある。

一．情報共有センターIISC、二〇〇六年一月シンガポールに設立された。

二．IISCを通じた情報供給及び協力態勢（容疑者、被害者、及び被害船舶の発見、容疑者の逮捕、容疑船舶の拿捕、被害者の救助などの要請など）の構築。

三．IISCを経由しない締約国同士の二国間協力の促進（犯罪人の引渡し、及び法律上の相互援助の円滑化、並びに能力の開発など）。

対象とされる海賊取締りのために、同協定の第一条は、「海賊行為」を、次の通り、規定している。

「私有の船舶または航空機の乗組員または旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留、または（a）掠奪行為であって、次のものに対し行われるもの。

（i）公海における他の船舶または当該船舶内にある意図若しくは財産。

(ii) いずれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、人又は財産。

(b) いずれかの船舶又は航空機を海賊船舶又は海賊航空機とする事実を知って当該船舶又は航空機の通航に自動的に参加するすべての行為。

(c) (a)又は(b)に規定する行為を扇動し、又は好意に助長するすべての行為。

「船舶に対する武装強盗」は、以下の通りである。

(a) 私的目的のために船舶又は当該船舶内にある人物若しくは財産に対して行われるすべての不法な暴力行為、抑留又は掠奪行為であつて、締約国がそのような犯罪について管轄権を有する場所において行われるもの。

(b) いずれかの船舶を船舶に対する武装強盗を行うための船舶とする事実を知って当該船舶の運航に自動的に参加するすべての行為。

(c) (a)又は(b)に規定する行為を扇動し、又は好意に助長するすべての行為。

締約国は、以下の一般的義務を第三条において遂行すると規定している。

(a) 海賊行為及び船舶に対する武装強盗を防止し、及び抑止すること。

(b) 海賊又は船舶に対する武装強盗を行った者を逮捕すること。

(c) 海賊行為又は船舶に対する武装強盗に用いられた船舶又は航空機を拿捕すること、海賊又は船舶に対する武装強盗を行った者によつて掠奪され、かつ、それらの者の支配にある船舶を拿捕すること及び当該船舶内の財産を押収すること。

(d) 海賊行為又は船舶に対する武装強盗の被害船舶及び被害者を救助すること。

その経過は、以下の通りである。

二〇〇〇年 三月 船舶に対する海賊行為と武装強奪会議開催、東京アピール採択。

四月 アジア反海賊チャレンジ二〇〇〇措置。

二〇〇一年 一月 テロリズムに対する共同行動ASEAN宣言二〇〇一。

二〇〇二年 一月 テロリズムASEAN宣言。

二〇〇三年 六月 ARF、国境管理に関するテロ対策声明。

二〇〇四年 六月 アジア海上セキュリティ二〇〇四。

一月 アジア海賊対策地域協力協定調印、二〇〇六年一月同協定による情報共有センター設立。

二〇〇五年 一月 海峡三方国、領域外の共通海賊追跡手続きSOP合意。

そのシーレーンにおける海賊行為への対処は、沿岸国のリーダー管理であり、そのための海上重視とその情報の共有化がとられる。これと並んでいま一つの課題は、潜水艦による航路妨害で、その対処には、対潜水艦用のプラットフォームを設置し、対哨戒機によるシーレーン内外及び周辺の巡視が必要となる。これには、海軍力の整備、同盟関係の構築による海軍力の運用が課題となる。¹²⁾

かくして、確立が展望される海洋ガバナンスへの移行展望は、以下の点にある。

1. 国家管轄水域を超越した海洋ガバナンスの確立。

2. 沿岸国の十分適切とはされない管理の超克。資源は沿岸国の独占とはいえない。そこでは、国家の環境は許されえない。沿岸国海軍力の覇権支配は認められない。

3. 海洋の自由の新しい概念と次元。新国連海洋法条約に対応した海洋調査を可能にする沿岸国の措置の対処が課題とされる。それは、多くの海洋調査船事件、例えば、二〇〇一年一月インド洋英海洋調査船スコット号事件、二〇〇九年三月南シナ海米調査船チンペックプル号事件、あるいは日本近海の中国調査船事件などがあり、新しい取組みが求められる。

4. 海洋管理の新しい概念。海洋の平和的共同利用と平和地帯化。一九七一年一月ASEAN外相会議は、東南アジア中立化構想が提起されており、その構想は生きている。

5. 海洋管理の新しいレジーム。国家管轄を残しつつも、その枠内で、市民社会も参加した機能的で多重かつ争点別の地域レジームの創成が課題とされる。

なお、南シナ海電子海図は二〇〇五年に刊行され、ひとつずつ海洋ガバナンスは実現をみせつつある。⁽¹³⁾

三. 石油資源の開発、領土管理と抗争

一九六〇年代、南海における石油資源開発とともに、その領土支配をめぐる抗争へと移った。⁽¹⁴⁾ 南ベトナムは、一九七一年その自国支配地域での本格的な石油開発とともに、一九七四年一月自国の領土であるとする中国は、南ベトナムとの間で西沙群島交戦事件となった。一九七九年八月中国は、西沙群島を飛行禁止区域とした。

一九七八年六月フィリピンは、南沙群島のカラヤーン群島の併合宣言を発し、翌七九年二月石油生産を開始した。中国は、南海諸島の開発を海南島の開発に結び付けている。⁽¹⁵⁾

その経過は、以下の通りであった。

一九五九年 三月 南ベトナム、ホアンサ群島で資源調査。

- 一九六九年一〇月 南ベトナム、ホアンサ群島をクアンナム省編入。
- 一九七〇年二月 南ベトナム、メコン・デルタ資源調査終了。
- 一九七一年 六月 南ベトナム、自国大陸棚で石油開発着手。
- 一九七四年 一月 中国・南ベトナム、西沙群島で交戦、中国、西沙群島制圧。
- 一九七五年 二月 モービル・他、南ベトナム沖合で石油・天然ガス発見。
- 四月 ベトナム人民解放軍、チュオンサ群島に上陸。
- 一九七八年 六月 フィリピン、南沙群島カラヤーン群島の併合宣言。
- 一九七九年 二月 フィリピン、南沙群島カラヤーン群島で石油開発。
- 一九八三年 六月 マレーシアとベトナム、共同石油採掘合同委員会設立。

(1) 南海諸島の地理性は、以下をみよ。

鄭資約編『南海諸島地理誌略』上海、商務印書館、一九四七年／台北、陽明荘、一九五九年。

Lim Joo-Jock, *Geo-Strategy and the South China Sea Basin: Regional Balance, Maritime Issues, Future Patterns*, Singapore: Singapore U. P., 1979.

Peter Kien-hong Yu, 'A Study of the Pratas, Maclesfield Bank, Paracels, and Spratlys in the South China Sea, Taipei: Tzeng Brothers Publications, 1988.

藤島範孝「南中国海（南海）諸島の島嶼名について」駒澤大學北海道教養部論集、第九号、一九九四年。

Sulan Chen, *Instrumental and Induced Cooperation: Environmental Politics in the South China Sea*, Ann Arbor: UMI, 2006.

(2) 一統システムは、以下をみよ。

金觀濤、若林正文・村田雄二郎訳『中国社会の超安定システム「大一統」のメカニズム』研文出版、一九八七年。
金觀濤・劉青峰『興盛與危機——論中国封建社会超穩定結構』長沙、湖南人民出版社、一九八四年／『興盛與危機——論中国社会超穩定結構』香港、中文大学出版社、增訂版一九九二年。

金觀濤・劉青峰『解放中変遷——論再論中国社会超穩定結構』香港、中文大学出版社、一九九三年。
中国版図をめぐる議論は、以下をみよ。

趙宋岑『中國的版圖』上・下、台北、臺灣中華書局、一九五九年。

蘇演存『中國境界變遷大勢考』台北、近代中國史料叢刊第一七輯、文海出版社、一九六八年。

中村充一・秋岡家栄『中国の道——その歴史をあぐる』三省堂、一九七九年。

S. R. Schram ed. *The Scope of State Power in Chinese*. Hong Kong: The Chinese U. P. 1985.

江応澄・趙書文編『中国的疆界』上海、学林出版社、一九九四年。

胡暇『中国歴代疆域與政區』瀋陽、遼寧古籍出版社、一九九五年。

願頡剛・史念海『中国疆域沿革史』北京、商務印書館、二〇〇〇年。

華奥南「歴史路境中的王朝中国疆域概念辨析——以天下、四海、中国、疆域、版図為例」中国边疆史研究、二〇〇六年第二期。

白寿彝『中国交通史』北京、團結出版社、二〇〇七年。

島田美和「願頡剛の「疆域」概念」、西村成雄・田中仁編『中華民国の制度変容と東アジア地域秩序』汲古書院、二〇〇八年。

川島真「近現代中国における国境の記憶——「本来の中国の領域」をめぐる」境界研究、第一号、二〇一〇年。

(3) 明張燮撰『東西洋考』金陵、王起宗校、一六一八年／台北、臺灣商務印書館、一九六五年／北京、中華書店、二〇〇〇年。

駒井義明訳『英訳東西洋考』八冊、京都外国語大学、一九七〇—八〇年。

藤田豊八『西南交通死の研究』南海編、岡書院、一九三二年。

木村宏「東南アジア東部島嶼地域の歴史地理学的研究——「坤輿万国全図」収載の東南アジア東部島嶼」一〜二、Cosmica

地域研究、第一三号、一九八三年、第一五号、一九八五年。

木村宏「東南アジア東部島嶼地域の歴史地理学的研究——F. Verbiest（南懷仁）作「坤輿全図」収載のMalay諸島」一〇三、Cosmica 地域研究、第二〇号、一九九〇年、第二二号、一九九二年、京都外国後大学研究論叢、第四三号、一九九四年。

(4) 英海軍海圖（一八八五年）第九四號「パラセル群島」日本水路部、一九〇〇年。

英海軍海圖（一八八八年）第一二〇號「支那海諸礁」日本水路部、一九〇〇年。

英海軍海圖（一八八七年、改正一九〇四年）第二二六三號「支那海」日本水路部、一九〇五年。

英海軍海圖（一八八一年、改正一九〇三年）第二二六〇號「支那海南部東區」日本水路部、一九一二年。

海軍省水路部『廣州灣——南シナ海』Kuang cheou wan: South China sea』水路部、一九三二年。

海軍省水路部『南支那海——北部東區 South China sea: Northern portion』水路部、一九三六年。

海軍省水路部『南支那海 South China sea』水路部、一九三六年。

水路部『南支那海——北部西區 South China sea: Northern portion』水路部、一九五三年。

(5) 沈鵬飛「調査西沙群島報告書」民國日報、一九二八年五月一九日／中國南海諸群島文獻彙編第九冊、台北、臺灣學生書局、一九七五年。廣東建設廳「東沙島之沿革及狀況」新華報、一九二九年四月一八日、一九日。

(6) 広東省博物館『西沙文物——中國南海諸島之——西沙群島文物調査』北京、文物出版社、一九七四年。

(7) 広東省文物管理委員会・他編『南海絲綢文物図集』広洲、広東科技出版社、一九九一年。

中国国家博物館水下考古研究中心・海南省文物保護管理辦公室編『西沙水下考古（一九九八～一九九九）』北京、科学出版

社、二〇〇六年。

広東省文物考古研究所編『二〇一一年「南海一号」的考古試掘』北京、科学出版社、二〇一一年。

(8) 『中國南海諸島文獻彙編』一〇種一五冊、台北、臺灣學生書局、一九七五年は、以下のものである。

一冊 段成式撰「西陽雜俎」／趙汝适撰「諸蕃志」／汪第淵撰「島夷誌略」／顧玠「海槎餘録」。

二冊 趙變撰『東西洋考』一、二卷。

- 三冊 黄衷撰「海語」／陳倫炯撰「海國聞見錄」／楊炳南撰「海録」／繼番撰「徐瀛考略」。
- 四冊 巖如煜『洋防輯要』四冊。
- 五・六冊、王錫祺『小方壺齋地叢鈔』第九帙・第一〇帙三冊。
- 七冊 王之春撰『國朝柔遠記』二冊。
- 八冊 李準撰「巡海記」／沈鵬飛撰「調查西沙群島報告書」／凌純聲「中國今日之邊疆問題」／張振國「南沙行」。
- 九冊 「海軍巡弋南沙海疆經過」。
- 一〇冊 許棠灝「瓊崖誌略」／鄭資約編撰「南海諸島地理誌略」／杜定友編「東西南南沙群島資料目錄」／丘岳榮編「海南文獻目錄」／「中國南海諸群島文獻資料展覽目錄」。
- (9) 臺灣總督府專賣局『海南島事情』臺灣總督府專賣局、一九一九年。
- 臺灣總督府調查課(村上勝太)『海南島事情』台北、臺灣總督府調查課、一九二二年。
- 後藤元宏『海南島——南シナ海之一大寶庫』武道社、一九三二年。
- 陳銘樞總纂『海南島志』上海、神州國光社、一九三三年／臺灣總督府熱帶產業會訊、台北、臺灣總督府熱帶產業會、一九三六年／臺灣總督官房外務部訊『海南島志——附・海南島奧地良港報告』臺灣總督官房外務部、一九三九年／井出季和太訊『海南島志』松山房、一九四一年。
- (10) 青木三郎「タイ湾および南シナ海堆積物中の年度鉱物の分布」日本海洋法学会誌、第三二卷第四号、一九七六年。
- 中国科学院南海海洋研究所編『我国西沙、中沙群島海域海洋生物調查研究報告集』北京、科学出版社、一九七八年。
- Mark J. Valencia et al., *Shipping, Energy, and Environment: Southeast Asian Perspectives for Eighties: Proceedings of a Workshop held in Honolulu, Hawaii, 10-12 December 1980*, Halifax: Dalhousie Ocean Studies Programme, 1982.
- Brian Morton & C. K. Tseng eds., *The Marine Flora and Fauna of Hong Kong and Southern China: Proceedings of the First International Marine Biological Workshop, Hong Kong, 18 April - 10 May 1980*, 2 Vols., Hong Kong: Hong Kong U. P., 1982.
- 中国科学院南海海洋研究所編『南海海洋生物研究論文集 Contributions on Marine Biological Research of the South China Sea』

北京、海洋出版社、一九八三年。

台湾省水産試験所『七十七年度南中國海漁場開發調査報告— Cruise report on the investigation of fishing ground in South Sea in 1988』基隆、台湾省水産試験所、一九八九年。

劉海齡・他『南沙地塊傳裂構造系統与岩石圈動力学研究』北京、科学出版社、二〇〇二年。

Pinxian Wang & Qianyu Li eds., *The South China Sea: Piecemeal and Sedimentology*, Dordrecht : Springer, 2009.

(11) 矢田殖朗・高山久明「主として南シナ海における遭遇船の実態」航海、第五四号、一九七七年。

(12) 山本尚史・浅川公紀「南シナ海のシーレーン防衛における日本の役割」東京家政学院大学筑波女子大学紀要、第一集一九八七年。

John H. Noer & David Gregory, *Chokepoints: Maritime Economic Concerns in Southeast Asia*, Washington, DC: Center for Naval Analyses/National Defense U. P., Institute for National Strategic Studies, 1996.

(13) 梶村徹「電子海図南シナ海電子海図と日本の関与」水路、第三七巻第一号、二〇〇八年。

(14) 資源開発をめぐる南シナ海問題は、以下をみよ。

Roderick O'Brien, *South China Sea Oil: Two Problems of Ownership and Development*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1977.

Mark J. Valencia, John M. Van Dyke, & Noel A. Ludwig, *Sharing the Resources of the South China Sea*, Honolulu: Univ. of Hawaii Press, 1999.

Institute of Southeast Asian Studies, *Energy and Geopolitics in the South China Sea: Implications for ASEAN and its Dialogue Partners*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2009.

久保田英二郎「ベトナム・ランドン油田——南シナ海での挑戦の一年、CDMのバイオニアを目指して」ペテロテック・Petrotech、第三三巻第九号、二〇一〇年。この油田は、日本が参加した事例で、一九九八年に初噴出に成功した。

(15) Daojiong ZHA, *China's Exploitation of South Sea Resources: the Case of Hainan Province*, 大和, IJJI Research Institute, 2000.

ハルハ河畔の攻防

——第二次ノモンハン事件——

秦 郁 彦

第二十三師団長小松原道太郎中将が書き残した丹念な日記（防衛研究所蔵）はノモンハン戦の研究に欠かせない第一級の記録だが、事件発生の前日に当る一九三九年（昭和一四年）五月十日の項に「東京物資漸く欠乏」のみだしで、9項目の具体例を列挙している。

1. 日記には年間を通じてこの種の話題は見当たらないので、やや奇異の感をぬぐえないが数例を拾ってみると、市中に金屑の一片もなし。ハイラルには鉄屑、古釘、古針金の散乱遺棄せるもの多し。
2. 織（物）欠乏。一着分百十円、ハルピンは三、四十円
3. 足袋、タオル、繻帯、殆んどスフ（人造繊維）、当地は尚木綿の残物あり。

4. 罐詰の罐、殆んど姿を没す。

5. 紙不足、店は商品を紙で包まず。

など悲観的な材料ばかりである。

情報の出所は不明だが、実際の統計データを参照すると意外に正確であることがわかる。たとえば日中全面戦争に突入した一九三七年に比べ、三九年における内地民需品の総供給量は綿布で六割、毛織物、紙は三分の一、ゴム製品は半分以下になっている。

主食のコメも在庫量が半分に落ち、四一年から配給制へ移行した。物価上昇（年率10%前後）もあって、実質国民所得は三八年から下降線に入っていた。^①百万人を超える外征の大軍を賄うためか、国民生活はかなりの圧迫を受けている。中国軍を相手にした前近代的戦争の三年目にして、日本の総合国力は息切れし始めていたと言えよう。

陸大卒の知性派と目され、大使館付武官補佐官、同武官など情報将校として革命前後のソ連に勤務した小松原が、戦時経済の実情に関心を寄せていてもふしぎはない。そうだとすれば、対ソ戦のリスクをはらむノモンハンの国境紛争にもう少し慎重な姿勢で臨んでもよさそうなものだが、逆方向に近い心境を思わせる反応が目につく。

東京の物資欠亡ぶりを憂えた翌日（五月十一日）——くしくも、事件の発端となった日——の日記には「支那軍に對する必勝の信念」と題し、

三倍なれば殲滅し得べし

五倍なれば相当大なる打撃を与え得べし

十倍なれば攻撃し得べし

のような勇ましい所見が登場してくるのである。小松原には支那軍と戦った経験はないから、誰かからの受け売りだろうが、十倍の敵と戦うのも辞さないというのは、およそ兵学の常識に反する暴論である。だが支那軍の戦力を極端に軽侮する風潮が当時の陸軍部内に横行していたのは、まぎれもない事実だった。自前の空軍も戦車も持たぬ劣等装備で、後退戦略を重ねる支那軍に対する連勝体験の副産物ともいえよう。

そして満州事変の成功を背景に、「泣く子も黙る関東軍」の威勢を誇る「独立王国」を形成していた関東軍のなかには、「支那軍」を「外蒙軍」や「ソ蒙軍」に置きかえた「必勝の信念」が広がっていたようだ。

第一次ノモンハン事件では第二十三師団、第二次以降は関東軍司令部が主導した作戰計画を見ると、兵力差を計算したとは思えない独善的な思考と運用が目につく。第一次で小松原が手元の兵力を出し惜しんで、東捜索隊の全滅を招いたのは、既述の通りだが、戦訓は生かされなかった。

七月初頭のハルハ河渡河作戦を立案した関東軍の作戰参謀たちは、対決するソ蒙軍兵力を歩兵九大隊、戦車一五〇両と算定したうえで、歩兵十二大隊、戦車約七〇両という「関東軍としては未曾有なる大規模の地上作戦」^②を發動すれば「牛刀をもつて鶏を割くようなもの」と楽観していた。この渡河作戦は失敗し、一日で東岸へ撤退せざるをえず、虎の子の安岡戦車団も甚大な損害を受け、戦線は膠着状況に陥った。

満を持したジュエーコフの第一集団軍が八月二十日に歩兵四個師団、戦車・装甲車五個旅団の兵力を投入した大包囲作戦に出た時も、関東軍と第六軍は消耗して戦力が半減した第二十三師団だけで支えられると誤算した。

そればかりか一個旅団強を加えただけで、八月二十四日から無謀な反転攻勢を試みている。もしソ蒙軍がかねてか

ら主張していた国境線で自発的に停止していなかったら、第六軍は玉碎同然の破局に陥ったかもしれない。

ここまでくると、関東軍には戦術上の計算どころか、傷つけられたブライドへのこだわりしか残らなかった。全軍をあげての対ソ決戦を決意した植田関東軍司令官は、「暴戻不遜なる蘇蒙軍を撃滅し以て皇軍の威武を中外に宣揚せん」³（九月二日の訓示電）と、なおも強気だったが、さすがに見込薄と判断した大本営の介入で中止となり、四か月にわたったノモンハン戦は終結した。

軍事的観点からは日本軍の敗北は隠しようもないが、関東軍をひきずった主戦派の辻政信参謀は、戦後に刊行した著書『ノモンハン』で所々に反省の弁を加えながらも、「戦争は敗けたと感じたものが、敗けたのである」⁴としめくくつた。責任を取らされる形で一時左遷された服部卓四郎、辻のコンビは、二年後に大本営の作戦課長、兵站班長（ついで作戦班長）として返り咲き、似た発想と手法で対米英戦へ全軍をひきずっていくことになる。

少し進みすぎたので、あらためて第一次ノモンハン事件が終った一九三九年五月末まで戻りたい。

「委せたらいいではないか」

小松原師団長が山県支隊へハイラルへの撤退命令をくだし、関東軍司令官と参謀次長から健闘ぶりを評価する「祝電」が舞いこんだ五月三十一日には、事件のその後の展開を暗示する次のような関連情報が記録されている。

1. ソ連のモロトフ新外相は最高会議の決定に基づき東郷茂徳駐ソ大使へ、全力をあげてモンゴル国境を守るつもりだと表明した。

2. 事件が全面戦争に拡大する可能性は「万無きものと信ずる」が、もしソ蒙軍が攻勢をかけてきても、第二十三師

団だけで対処できるとする関東軍の見通しが中央部へ打電された。⁽⁵⁾

3. 大本営作戦課は、関東軍の不拡大方針に信頼し早期終結を期待する。そのためハイラルを爆撃されても、航空隊の越境進攻は実施しないという主旨の「ヘノモンハン」国境事件処理要綱⁽⁶⁾を作成している（ただし関東軍には示達されず）。

4. 陸軍の主唱で年初から進行していた防共協定を軍事同盟へ強化しようとする日本とドイツの外交交渉の過程で、対米英刺激を警戒して強硬に反対する海軍に右翼からの圧力が強まった。テロに会う覚悟をきめた山本五十六海軍次官は、この日の日付で「述志」と題した遺書を書き、金庫に収めている。

5. 四月に天津のイギリス租界で起きた親日派中国要人の殺害犯引き渡し問題で、日英関係は緊張を高めつつあったが、この日天津の日本総領事から英総領事へ期限付要求が提出された（六月十四日には北支那方面軍による天津租界の封鎖へ発展）。

いずれも九月に勃発する第二次世界大戦へ向かう巨大な潮流が残した指標であったが、渦中にあつた当事者たちの視界は限られている。当面の課題と取り組むのに追われ、右往左往するしかなかった。

国家的観点から言えば、この段階での最優先課題は半年余の間に七十数回の五相会議でもみにもんで決着がつかなかった4の三国軍事同盟問題だったろう。ドイツと結んで筆頭仮想敵国のソ連を東西から挟撃できるから、陸軍が実現に熱意を持ってもふしぎはない。

ところが五月頃から、日本が同盟に応じないならドイツは馬を乗りかえてソ連と手を結ぶかもしれないという情報

が流れてくるようになった。実際に英仏との提携に見切りをつけたソ連は八月二十三日、ポーランドの分割を密約したうえで独ソ不可侵条約を結び、呆然自失の平沼内閣は五日後に「欧州の天地は複雑怪奇」の一言を残し、倉皇として総辞職する。

こうして短期間に変転を重ねた日独ソ関係のバランスを、スターリンはノモンハン事件の処理策に反映させたが、同盟問題で多忙な陸軍中央は、ソ連に事件拡大の意図がなさそうだと判断していたこともあり、暴走気味の関東軍にひきずられるまま半ば放任していた。

もっとも国軍の七割以上を中国大陸の戦場に釘づけされていた陸軍にとつての最重要課題は、日中戦争の早期解決であり、政治・外交的手段による和平工作も模索しているところだった。その意味でも中国に影響力の強いイギリスとの関係を、天津租界問題で悪化させず、日本に有利な形で調整する必要があった。

この頃の畑俊六侍従武官長日誌を見ると、昭和天皇の関心が圧倒的に同盟問題と天津問題に集中していたことが窺える。ひとつには米英協調を重視する天皇が三国同盟を嫌い、天津での実力行使を抑えたいと希望していたのに、それに逆らう姿勢をとっていた陸軍とのやりとりがくり返されたせいでもある。

五月末に一段落した第一次ノモンハン事件について、陸軍は侍従武官長を通じ一応の情報は上げていたようだが、天皇が始めて関心を示した記録は、六月二十二日の畑日誌に「昨日御前に召され……昨今のノモンハンの外蒙軍の活躍は天津租界問題と関係ある如く思われるゝが」とあるのが最初である。

そこで畑は夕方に板垣陸相を訪れて懇談したが、「ノモンハン事件の原因は未だ参謀本部にて適確なる判断なきも、大したことになるやに察せられる」と聞いている。

おそらく天皇にも伝えられたであろうが、すでに二十一日には関東軍から第二十三師団に安岡戦車団を加え、ハルハ河を越えて進入したソ蒙軍を膺懲すると通報され、陸軍省・参謀本部首脳の会同で論争になっていた。

陸軍省側からはかなり強い反対意見も出たが、「一師団ぐらいいちいちやかましく言わないで、現地に委せたらいいではないか」という板垣の一言で容認してしまう。容認派の稲田作戦課長は、戦後に「結果論にみると、初めから中止を命ずべきであったという感じもあるが、関東軍はかなり忠実に中央の意向に同調しているように見受けられた」ので、あえて認めたものの「事後承諾を求めてきたそのやり方に……胸中一まつの不安を押さえることができなかった」と回顧する。

この時点で、関東軍はすでにハルハ河を渡河して、地上部隊をモンゴル領内に進攻させるとともに、ソ連空軍の根拠地であるタムスクへ航空の全力をあげて攻撃する構想を固め、参加部隊に出動準備を下令していた。しかし「若し中央に企図を報告する場合、中央より行動すべからざる旨申し来らば」⁽⁸⁾困るので、越境攻撃の部分は秘匿し事前協議はしないと決めた。

板垣も稲田も、「膺懲」行動がハルハ河を越えたモンゴル領内に及ぶとは想像できなかったのか、頼まれもしないのに、内地から野戦重砲二個連隊を増派する配慮を見せている。

この増派は二十四日閑院宮参謀総長が参内して上奏、裁可を得た。ついでに膺懲行動の概要も報告し、ソ連軍が補給根拠地のザバイカル軍管区から八〇〇kmも離れたノモンハンに大兵を注入することは「万なかるべし」と樂觀論を言い添えたが、天皇は双方がいたちごっこで増兵すると拡大の恐れがあり、「満州事変の時も陸軍は事変不拡大といながら彼の如き大事件となりたり」と述べ、むしろ国境画定交渉に入ったらどうかと提言した。

昭和天皇の目配りと心配は的を射ていた。許可を得ない越境攻撃は、天皇の統帥大権を犯す重大な犯罪である。天皇は満州事変時に林朝鮮軍司令官が独断越境を強行したにもかかわらず、「越境將軍」ともてはやされ陸相、ついで首相の座を得た先例を想起したのかもしれない。

偶然ながら、同じ日に上京してきた関東軍参謀の片倉衷中佐からタムスク爆撃の企図を知った参謀本部は、次長名で関東軍参謀長へ自発的中止を促したが、関東軍の暴走は止まらない。タムスク爆撃は二十七日に決行され、得々と大戦果を電話で報告した寺田高級参謀に、稲田作戦課長が「馬鹿ッ、戦果が何だ」とどなりつけ「余りと言えは無礼の一言」は「関東軍と中央部とを、決定的に対立させる導火線になった」と辻参謀は記す。

さすがに地上部隊も越境しそうだと思念したのか、大本営は二十九日に上奏裁可を得た大陸命第三二〇号と大陸指四九一号で「地上戦闘行動は概ね、ポイル湖以東……に限定するに勉むるものとす」「敵根拠地に対する空中攻撃は行わざるものとす」^①と関東軍を抑えにかかった。「勅命」という伝家の宝刀を抜いたかに見えるが、それにしても、腰が引けていた。

南東から北西方へ流れるハルハ河が西へ向きを変えポイル湖へ流れこむ地形なので、「ポイル湖以東」にはモンゴル領も入ってしまう。係争地域は「ハルハ河以東」と表現すれば足りるのに、なぜわかりにくい「ポイル湖以東」としたのか理解し兼ねる。しかも「概ね」という曖昧な条件が加わり、「勉むる」の部分で強制的色彩がぐつと薄まって、単なる努力目標としか読めなくもない。

さらに大陸指を補足する次長電(六二七号)でも、「近く貴軍の企図せらるる地上作戦を容易ならしむる趣旨のものなり」と、言わでもの配慮を示していた。七月二日の発動を期しすでに地上部隊を攻撃配置へ前進させつつあった

関東軍が、一連の警告を歯牙にもかけなかったのは当然の反応だったと言えようか。

「再び起て打撃を……」

ここで目を転じて、第二次ノモンハン事件の攻勢作戦を發動した関東軍の動きを追ってみよう。

すでに見てきたように、関東軍はノモンハン周辺の国境紛争（第一次ノモンハン事件）は一段落したものと判断し、対ソ戦において本来の主戦場と想定していた東部、北部正面の作戦準備へ関心を向けつつあった。

六月三日から七日まで司令部では東部満州を舞台とする図上演習を実施し、参謀本部からは橋本第一部長を筆頭に秩父宮中佐、島村、宮子、今岡各少佐ら作戦課のスタッフ七名も参加した。後方担当の今岡は到着早々に「ノモンハン事件は終りましたからもう大丈夫です。ご安心して下さい⁽¹²⁾」と辻参謀に言われたと回想している。

しかし、この甘言は額面どおりには受けとれない。ソ蒙軍の活発な動きを注視しながら、「再び起て打撃を与うる⁽¹³⁾」機会を窺っていたという服部の回想のほうが本音だったと思われるからだ。

実際に東搜索隊を撃破したあとハルハ河西岸に退去したソ蒙軍は、山県支隊のハイラル帰還を見きわめるや、六月二日には東岸の旧陣地へ復帰し、日本軍の再攻撃に備えた防衛体制の強化を進めつつあった。モスクワは、増援兵力を加えた前線部隊の再編成にも着手した。

ブリュッヘルが失脚したあと、極東方面軍は第一赤旗軍（ハバロフスク）と第二赤旗軍（ウラジオストク）に分割されていたが六月五日、チタに司令部を置く前線集団軍を新設し、シユテルンを集団軍司令官に任命する。前線集団軍は両赤旗軍、ザバイカル軍管区、第五十七軍団ばかりか海軍の太平洋艦隊まで指揮下に入れたから、旧極東方面軍

を上まわる大軍となった。

六月十九日には、国防人民委員会指令第二九号により第五十七軍団を第一集團軍に改編し、ジューコフが集團軍司令官に任命された。形式上はシュテルンの指揮下に属したとはいえ、ジューコフはウオロシロフを通じスターリンと直結して行動することが多く、シュテルンの司令部は主として補給など後方支援の役割を担うことになる¹⁹。事実上は二頭併立と言ってもよく、両人の関係がしつくりいかなかったとしてもふしぎはない。

六月中に第一集團軍が日本軍との決戦に向けタムスクを中心にモンゴル東部へ集中した兵力は、

第36車載狙撃師団（約一万一千人）

第11戦車旅団（戦車一八二両）

第7、第8、第9装甲旅団（装甲車二五四両）

モンゴル第6、第8騎兵師団（約二千人）

戦闘機一五一機、爆撃・偵察機一一六機など計三一八機

であった。

ジューコフが立ててモスクワに伝えた作戦構想は「日本の大規模攻勢を想定して、ハルハ河東岸の陣地を固守し、反撃態勢を準備したい」というもので、あわせて兵力の増派も要請したが、国防人民委員部は六月十二日に要請をしまわる狙撃三個師団、戦車二個旅団、装甲車三個旅団、砲兵四個旅団、飛行六個連隊を送ると返電してきた¹⁹。

とくに力を入れたのは、五月の空戦で「きわめて不首尾」（ジューコフ最終報告書）と自認する航空隊の建直しであった。しばらく出動を禁じ、スペイン内戦でソ連空軍を指揮したスムシュケビッチ少将（空軍副総司令官）が六月

上旬に連れてきた熟練飛行士の一団を、教官役として再訓練に当らせる。

戦闘機は旧式鈍速のイ15戦闘機に代えて武装を強化したイ16とイ153（チャイカ）戦闘機を補充し、日本の九七式戦闘機が得意とする格闘戦を避け、一撃離脱戦法を採用した。新鋭のSB—2高速爆撃機も加わり、地上部隊との直協を重視した。⁽¹⁶⁾

急ピッチで再編と再訓練を進めたジューコフが、禁を解いて航空隊に出撃を許したのは六月十七日、偵察を兼ねた地上部隊（モンゴル軍）の出動を下令したのは十九日だから、期せずして日ソ両軍は相手方の動きを手探りしつつ、ほぼ同時に二度目の遭遇戦へ踏み出したことになる。

小松原日記にはソ蒙側の動きを、

六月十七日……「敵27機、カンジュール廟を対地射撃」「戦車・装甲車34両を伴う敵騎兵三〇〇、ノモンハン付近の満軍派遣隊を攻撃す」

十八日……「敵15機、アルシャンを偵察」「敵40機ツアガン・オボ、ハルハ廟を空襲、敵戦車も出現」

十九日……「五時、敵17機、カンジュール廟とアムグロを爆撃、物資集積所の満軍用ガソリン四〇五罐など炎上し、一名戦死。歩兵団長の指揮する一個連隊をカンジュール廟に急派」

と記録している。

戦史叢書『関東軍(1)』は「小松原師団長は六月十九日朝、以上の状況を報告するとともに、これを撃攘すべき意見を具申した」「関東軍第一課においては……意見具申に接するや、直ちに研究に着手した」「軍は越境せるソ蒙軍を急襲殲滅し其の野望を徹底的に破砕する」方針を固めたと記述している。⁽¹⁷⁾

「判断に迷った」と称する事も、「第二十三師団長は、防衛の責任上進んで更に徹底的に膺懲したい、との意見を具申して来た」⁽¹⁸⁾と小松原が主導したことを強調し、他の諸文献も同調しているが疑問もある。

関連の重要電報を収録している関東軍の機密作戦日誌に、なぜか第二十三師団長の具申電が洩れているし、小松原日記にも言及がなく、十九日の項には「軍は外蒙軍の挑戦的行動を膺懲破摧せんとす」との「軍命令を受領す」としかなく、積極的姿勢を感じさせる表現が見当たらないからである。

また小松原の具申電への回答となるこの軍命令（関作命一五三〇号）は、十九日二一四〇の発信となっており、しかも関係諸部隊へ任務の付与を並べた十六項目にわたる長大な電文である。植田軍司令官の反対で棚上げされた第七師団を使用する当初案の作成過程（後述）まで考慮すると、時間的に不可能に近く、少くも数日前から関東軍司令部の主動で準備しておいたとしか考えられない。

それを裏書きするような証言もある。六月十七日、植田関東軍司令官は矢野参謀副長、寺田、服部、辻、芦川ら参謀をひきつれ、北部満州の防衛を担当する孫呉の第四軍司令部を視察中だった。後方担当の第三課（後方担当）参謀芦川春雄少佐の「備忘録」と題した日記に次のような記載がある。

六月十七日（土曜日）、ノモンハン方面の敵の跳梁に鑑み、第一課（作戦担当）において「第七師団の主力をアルシャン方面に進め、第二十三師団の一部をカンジュール廟、將軍廟方面に進め、航空部隊と共に敵を徹底的に撃滅する」の議起こるや、第三課においても所要の準備を進む。

この日記を発掘した『昭和史の天皇』取材班は、健在だった芦川から「作戦会議の席ではなく、十八日に新京へ帰るまで同行した辻参謀から作戦実施にさいしての兵站補給について相談されたのだ」と語っている。⁽¹⁹⁾

前後の経過から想像すると、攻勢計画の原案は六月十七日よりかなり前から辻が暖ため服部も同調していたもので、上部を説得できる材料がそろうのを待っていたのではあるまいか。

そして十七日以降に続発したソ蒙軍の「挑発的」行動を伝える小松原の通報が、好材料として利用されたのだろう。ただちに十九日午前、軍司令部の第一課作戦室に寺田大佐（高級参謀）、服部中佐（作戦主任）、三好康之中佐（航空主任）、村沢一雄（北部担当）、辻（東部担当）、島貫武治（西部担当）の三少佐らが集って協議した。作戦担当の矢野音三郎参謀副長は出張の帰りがおくれ、列席していなかった。

作戦会議の経過は、関東軍機密作戦日誌が詳しく伝えている。

タムスク爆撃は目くらまし？

それによると、寺田参謀は主旨には賛成するが、支那事変の処理に重要な対英関係が天津租界問題でこじれている最中なので、解決の見通しがつくまで攻勢時期を延ばしたらどうかという慎重論を唱えたいらしい。

それに猛然と食い下ったのが辻で、「事ここに及んで、ノモンハンを放置すればソ軍はわが軟弱態度に乗じ大規模な攻勢をかけてくるだろう。徹底撃破する自信もあり、それにより、かえって日英交渉を好転させられる」と説き、服部、三好が同調して寺田も主張をひっこめた。

のちになって寺田は「事件を自主的に打切るとせば此際が正に潮時なりし」⁽²⁰⁾「職を賭しても主張し抜くべきであつ

「た」⁽²¹⁾と悔い、辻自身も「素直に寺田参謀の意見を採用」していれば「第二次ノモンハン事件は……立ち消えになったかもしれない」⁽²²⁾と反省している。

ともあれ辻がまとめた「対外蒙作戦計画要綱」（案）の要点は、次の通りである。⁽²³⁾

作戦方針

「ノモンハン」方面に於ける越境「ソ」蒙軍を急襲殲滅し其の野望を徹底的に破摧す。

作戦指導要領

- (1) 飛行部隊は地上作戦の開始に先だち展開して、好機を捉え航空撃滅戦により制空権を獲得す。
- (2) 地上部隊主力（第七師団と戦車団）を鉄道でアルシャンに集中し、ハルハ河上流方面より左岸（西岸）に進出し、川又西方台上（ハマルダバ）の敵砲兵主力を撃滅して敵の退路を断ち、ついでノモンハン方面の越境した敵を背後より攻撃し撃滅する。
- (3) 第二十三師団は主力に先だち、勉めて多くの敵をノモンハン方面に牽制抑留する。
- (4) 戦闘が一段落した後には、一部兵力でハルハ河左岸の要点を確保する。

使用兵力

第七師団長の指揮する歩兵二個連隊（六個大隊）等

第二十三師団の歩兵一個連隊（三個大隊等）

第一戦車団（戦車第三、第四連隊）独立野砲兵第一連隊（九〇式野砲八門）

第二飛行集団の一部（戦闘二、重爆二戦隊など）

その他

この要綱案を提出された磯谷参謀長は、主旨に異存はないが師団を動かすほどの規模となるので、中央と連絡し、大本營の了解を得ることが必要だと述べ再考を求めた。しかし寺田、服部は中央の空気を察するに「意見具申を採用する公算少」と思われるので、独断専行すべきだと押す。磯谷はさらに矢野副長が帰ってくるまで待つたらどうかとも述べたが、両人は待つ余裕はないと強弁し、説得されてしまう。

ところが意外にも植田軍司令官が異論を持ち出す。攻勢をかけるのはよいが、ノモンハン地区の防衛は第二十三師団の管轄なのに、他の師団を以て解決するのは好ましくないというのだ。服部は第二十三師団が新設から一年にすぎず、三單位師団（三個歩兵連隊の編制）でもあって、在満師団では最精鋭と目されている第七師団（四單位編制）に比し戦力的に不安があると食いさがつた。

すると植田は、戦術的考察はその通りだが、「統帥の本旨ではない……自分が小松原だったら腹を切るよ」と言い切り、「肅然として答える者もなかった。正に一本参つた」⁽²⁴⁾形の幕僚たちは、引きさがつて案を練り直すことになる。もともと植田の本心について、三好参謀は「小松原師団長のメンツを表面にたてられたが、内心では第七師団をそんなところへ使うな」⁽²⁵⁾という意図ではなかったかと推測している。

しかし練り直すといっても、急に斬新な発想が湧くはずもない。軍司令官の顔を立てて、主役を第七師団から第二十三師団へ入れ替えてはいるが骨格は変わらず、むしろ投入兵力を歩兵九個大隊から十二個大隊へ、火炮も七六門から九〇数門へ水増ししていた。小松原が率いる第二十三師団の主力（満州里分遣の一大隊を除いた八個大隊）に第七師

団の四個大隊を編入するので、幕僚たちは名を捨て実を取ったともいえる。

早くも十九日夜には航空部隊の出動準備を指示した関東軍命令(関作命第一五三〇号)、翌二十日午後には地上部隊の応急派兵(編制定員の約八割)を命じた関作命第一五三二号が発出され参謀総長をふくむ関係方面に通報されているが、国境線を超えるタムスク爆撃とハルハ河渡河作戦の企図は明示していなかった。

それでも注意深く読むと、前者の第三項には「第二飛行集団長は……越境敵飛行機を索めて撃墜し且爾後の進攻を準備すべし 敵航空根拠地に対する攻撃実施に関しては別命す」「速に……ハンダガヤを経てハルハ河左岸地区に通ずる道路の写真撮影を実施すべし」とヒントめいた字句が入っていた。大本営の担当参謀なら何を意味するか察知できるはずだが何も手を打たず、二十七日のタムスク爆撃を知ってあわてふためいたことにされている。

戦史叢書はそうした事情から関作命は「直ちに、大本営へ送致されなかつた²⁶としか思われぬ」と推測するが、別の見方もありうる。大本営には内心で関東軍に同調ないし遠慮する空気があり、あえて幕僚連絡等で問いただしめせず、黙認ないし放置していたとも考えられるのである。

ヒントは他にもあつた。地上部隊の行動を指示した関作命一五三二号は、既述のように二十一日の省部首脳会議で論議された。出席者は「第二十三師団長は……主力を将軍廟方面に集中しハルハ河畔に於ける爾後の作戦を準備」(第五項)とか「安岡支隊長は……第二十三師団主力と策応しノモンハン方面に於ける爾後の作戦を準備すべし」(第九項)とハルハ渡河戦を示唆していたのに、問いただしたようすは見られない。

国境を越えての軍事行動には大命が必要で、それを無断でやるのは天皇の統帥大権を犯すことになる。しかも地上侵攻は空爆よりも罪は格段に重い。ところがタムスク爆撃計画のほうが前述のような片倉参謀の暴露(二十四日)で

表 1 小松原兵団の編組

A 左岸攻撃隊

(1939年7月3日～5日)

ハルハ河畔の攻防(秦)

	指揮官	出動兵数	戦死	その他
歩71連隊 (I～III大)	岡本 徳三大佐	2,404	47	
歩72連隊 (I・II大)	酒井美喜雄大佐	1,705	73	
砲13連隊 (III大)	関 武思少佐	448	7	野砲9門 (失1)
工23連隊 (1・2中)	斎藤 勇中佐	371		
歩26連隊 (I～III大)	須見新一郎大佐	<u>1,500</u>	143	
捜索隊 (1・2中)	井置 栄一中佐	264	4	第2中は右岸
配属速射砲 (9個中隊)		<u>150</u>		計34門
その他				通信隊、衛生隊、 輜重、自動車、 高射砲隊の一部等
計		<u>7,500</u>	323	

B 安岡支隊 (右岸攻撃隊)

	指揮官	出動兵数	戦死	その他
戦車3連隊	吉丸 清武大佐	343	47	戦車25両 (失15)、 装甲車7 (失6)
戦車4連隊	玉田 美郎大佐	561	28	戦車42両 (失15)、 装甲車10両 (失1)
歩64連隊 (I～III大)	山県 武光大佐	2,388		I大の死24、III大 は予備
歩28連隊 (II大)	梶川 富治少佐	<u>800</u>	28	
独立野砲1連隊	宮尾 幹大佐	539	8	野砲8門 (失1)
砲13連隊 (I・II大)	伊勢 高秀大佐	<u>1,100</u>		野砲24門 (失1)、 I大は予備隊
工24連隊 (1・2中)	川村 質郎大佐	235	11	
配属速射砲 (3個中隊)				計12門 (失2)
満軍 (興安支隊)		<u>(1,700)</u>		ホルステン川南岸 を守備
計		<u>6,000</u>	127	
総計		<u>16,670</u>		

八九(八九)

出所：各部隊の戦闘詳報等により作成

(注1) 出動兵数の下線は推定

(注2) 別に第2飛行集団の出動兵数2,993名

(注3) 敵戦車・装甲車の撃破は歩71が164両、歩72が97、砲13が88、歩26が83、
捜索隊が7と記録されている。

大本営をあわてさせたため、地上部隊のハルハ河渡河への関心はかすんでしまった。目くらし効果と呼んでもよい。大本営は参謀次長名で関東軍参謀長にあて「外蒙内部の爆撃は適当ならず」と自発的中止を促す電報を打ち、翌日には作戦課の有末作戦班長が説得役として新京へ飛んだ。

関東軍のほうも、二十三日関東軍が第二飛行集団へ発したタムスク爆撃の命令書を島貫参謀に持参させた。しかし決行後となるように、わざわざ列車と連絡船を使い上京させる小細工を弄している。満州事変時に陰謀の「止め男」として派遣された建川少将の先例を見習ったのであろうか。

関東軍と大本営のドタバタ劇

その後に進展した一連のドタバタ劇を日録風に追ってみよう。²⁷⁾

六月二十三日―(a)タムスク爆撃を命じた関東軍司令官の命令(関作命甲第一号)を第二飛行集団に下達、(b)同日夜、命令写を携行した島貫参謀、列車で新京発上京。

二十四日―(a)「我の断乎たる決意」をソ連へ示すため、関東軍へ野戦重砲二個連隊を内地より増派することについて参謀総長より上奏、裁可を得る(二十六日発令)、(b)片倉参謀、岩畔軍事課長へタムスク爆撃の計画を暴露、(c)それは稲田作戦課長に伝わり、一六三〇に参謀次長名で、外蒙内部の爆撃を実施しないよう要望し有末中佐を連絡のため飛行機で派遣すると伝える電報を関東軍参謀長にあて発信。

二十五日―(a)第二十三師団長へ「一時ハルハ河左岸に行動することを得」との関東軍命令(関作命甲12号)を示達(参謀総長へも通報)、(b)爆撃中止を説得するため、有末次中佐を空路で新京へ派遣、(c)それを知った関東軍は

○七三〇に寺田参謀から第二飛行集団参謀長へ二十六日の爆撃決行を指示。

二十六日―(a)タムスク爆撃の予定を準備不足により一日延期、(b)島貫少佐、東京着。

二十七日―(a)戦爆計一一九機の大編隊でタムスク攻撃を実施、敵一四九機を撃墜破したと大本営へ報告、(b)天候不良でおくれた有末は新京着、(c)島貫が大本営へ出頭、(d)参謀次長より関東軍参謀長へ「事前連絡なかりしを甚だ遺憾」と発電(参電七九七号)。

二十八日―(a)参謀長↓参謀次長「北辺の此事は当軍に依頼し安心せられ度」の返電

二十九日―(a)参謀総長より上奏、裁可を得て大陸命三二〇号、大陸指四九一号を発令。

七月二日―(a)橋本第一部長、新京へ出張、大陸命の主旨を植田軍司令官へ説明(橋本は翌日戦場へ向い観戦)、(b)安岡支隊、夜襲により攻勢発起。

三日―(a)未明第二十三師団主力はハルハ河を渡河、ソ蒙軍と決戦。

この日録を眺めてまず気づくのは、強気の関東軍と硬軟の合い間をふらつく軍中央とのやりとりがチグハグにすれちがひ、結果的にタムスク爆撃もハルハ河渡河も抑止できなかったことだろう。

もし中央が本気で阻止するつもりなら、二十四日の時点で大陸命を発するのは可能だった。二十九日の大陸命でもハルハ河渡河は中止させられたはずだが、既述のように「概ねポイル湖以東に限定」とか「近く貴軍の企図せらるる地上作戦を容易ならしむる趣旨」のように曖昧な表現になっていたため、関東軍に見くびられてしまう。

疑心は疑心を呼ぶ。関東軍が作命の番号(一五〇〇番台)を二十三日から甲第一号という新連番号へ更改したのも、

秘匿のための小細工かと疑う向きさえあるが、いずれにせよ荒馬を乗りこなすとか、「駄々っ子」を宥めすかす中央の手法が通じる相手ではなかった。関東軍は「任務達成上の戦術的手段として、軍司令官の権限に属するもので、別に大命を仰ぐべき筋合ではない」と割り切っていた。中央からタムスク爆撃を叱られても（二十七日のd）、「現場の認識と手段とに於て貴部と聊か其の見解を異にしあるが如きも北辺の些事は当軍に」任せてくれと聞き直る。

それでは、これほどの無理を押し通して決行したタムスク攻撃はそれに見合うだけの成果を収めたのだろうか。翌日の新聞が「前代未聞の大空中戦 戦果絶大」（関東軍報道班長談）と報じたのはともかく、四年後に発行された陸軍大学の教科書「ノモンハン空中戦史」までが「世界航空史上未曾有の戦果」と自讃している。

たしかに午前中の第一波攻撃は、幸運もあつての奇襲となり、あわてて離陸しはじめた敵戦闘機群は九七戦の編隊に上方からかぶられ、次々に撃墜されるか、在地のまま撃破された。しかし爆撃隊のほうは投弾のタイミングを外したため命中弾はほとんどなく、奥地のサンベースに向つた午後第二波攻撃でも在地機が見当らず空振りに終つてしまふ。

発表された総合戦果は空中で98機、地上で49機、日本側の損失は4機（7人）だが、最近になつて判明してきたソ連側の記録によると、空戦で撃墜された戦闘機は17機（9人）にすぎない。詳細は不明だが他に地上で撃破されたり被弾した機がかなりあつた。搭乗員の戦死者数で見ると、大差はない。どうやらネディアルコフ（ブルガリア人の航空世家）による「日本側の勝利は不完全」という評言が妥当なところだろう。

参加者のなかからも疑問の声は出たようだ。下野一霍少将（第七飛行団長）は「当時から確認できる撃墜数は二十六機と判断していた」とクックス博士へ語り、空中指揮に當つた野口雄二郎大佐（戦闘機の飛行第11戦隊長）は、中

隊長たちと「(発表戦果は) どう考えても多すぎる」と言いあい、「戦果が誇張されるとすればそれで得をする者がいるからだ³²⁾」と想像をめぐらせた。

それが参謀クラスではただ一人爆撃機に同乗して戦果を見届け、その足で新京の司令部へ戻った辻少佐を指すと考へてもむりはない。もとをただせばタムスク爆撃の発想は、七月早々に予定したハルハ渡河作戦にさいし、戦場の制空権を確保したいという願望に発していたからである。

だがその思惑はかなわなかった。実際にはソ連側は直後に航空二個旅団をザバイカル軍管区から補充する処置をとり、七月三日のバインツァガン戦(後述)には戦闘機一二〇機、爆撃機八〇機と、日本空軍を上まわる機数をそろえて迎えうったからである。

この頃になると、中央も関東軍を実質的に動かしているのは辻少佐らしいと気づき始める。「これほど関東軍の立場を考えて」いるのに「中央の不同意を承知の上で殊更出し抜く、その不徳義、その権謀的態度に心底から」怒った³³⁾ 稲田作戦課長は、参謀人事を所管する岡田庶務課長や陸軍省の額田補任課長へ辻の更迭を要望したが、二人とも「あれは役に立つ男ですよ」と煮えきらない。

そこで板垣陸相へ「いまの関東軍司令官は辻君です。彼がかきまわすので事件が大きくなってしまった」と直訴したが、かつて上司として辻を重用した板垣は、「そういわないでかわいがってくれよ³⁴⁾」とニヤ／＼笑うばかりだった。稲田と作戦課のほうにも、弱味がないわけではなかった。四月に関東軍が示達した「満ソ国境紛争処理要綱」に「一時的にソ領に侵入……することを得」という条項があり、送付された大本営作戦課は疑問を呈さなかったばかりでは

ない。既述したように要綱を第二十三師団長が指揮下の部隊へ説明する席に出張中の稲田ら作戦課員が居合わせ、松原らに一時越境を大本営も容認していると思わせたからである。おくれればながらこの「失策」に気づいた大本営は、二十九日の大陸命三二〇号で国境線の主張が異なる地域の「防衛は情況に依り行わざることを得」と修正し、大陸指で戦闘行動の範囲をポイル湖以東に限定した。

裁可にさいし、どこまで問題点を知らされたかは不明だが、昭和天皇は明らかに参謀本部の優柔な対応ぶりに不満だった。畑日誌には「明かに越権行為にて一の大権干犯と見ざるを得ず……当然関東軍司令官の責任なり」という天皇の発言が記録されている。植田軍司令官の更迭を要請したとみてよいが、閑院官総長は「軍司令官の処分に関しては何れ慎重に研究」と逃げてしまい、天皇は「将来もこの種のことは度々起らざる様注意せよ」と駄目押ししている。⁽³⁵⁾しかし大本営は大元帥の怒りを「柳に風」とばかり受け流し、「一時的越境」について今後の裁可は期待できないとしつつも、「万やむを得ざる」行動は可能になるよう配慮する所存だと抜け道を暗示するかなような表現の次長電を添えて関東軍へ伝えている。

傍点の部分の真意は、まもなく判明する。「大本営研究班抜粋」に、七月二日付で冒頭部の（一）が抜けた「総長上奏」という奇妙な文書が入っている。ハルハ河の越境進攻を必要とする理由を、関東軍に代って弁明するスタイルになっているが、一部を引用したい。

（二）ハルハ河左岸台地は同河右岸の我方を瞰制しあり、正面よりする我攻撃は敵砲火に暴露するため、多大の損害を招き（東支隊の失敗例を引き）……敵の側背を攻撃し特に左岸地区に在る敵の砲兵を撲滅するとともに

同河の敵橋梁を扼し退去する敵に徹底的打撃を与うるの要あり。

右の如く一時なりとも我方の認定しあるハルハ河の線を越えて行動することは……万已むを得ざるものと考察せられ、之が為に事件を拡大紛糾せしむることは無きものと認めらる。

推測になるが、七月二日は日曜日で畑日誌にも上奏の記事はないので、上奏案を下書きだけでとどめたのであるまいか。もし二日に上奏しても事後報告となつてしまい、天皇の激怒を誘うばかりと思ひ直し、頬かむりすることにしたのかもしれない。

七月二日、三日の攻勢が失敗に終つたせいもあり、関東軍は大本営作戦課にも報告を怠つたらしく井本少佐メモは「状況依然明確ならず。有利に進展しあらざるが如し」(六日)、「状況すこぶる不明」(七日)と記入し、十一日になつて、やっと「総長参内将来の見透しに就き上奏、第一部長は其の実視せる状況に就き御説明」するに至つた。天皇が知らぬ間に戦は始まり終つてしまつたのである。

多少の内わもめがあつたにせよ、統帥権者である天皇に対して、関東軍と大本営は持ちつ持たれつの共同戦線を張る姿が露呈したと言えそうだ。モンゴル人研究者のエルデニバートルは、七月三日の渡河作戦に姿を現わした橋本第一部長が混雑をきわめる軍橋に立つて一時的に砲兵を指揮した事実に注目した。そして「関東軍独走」という通説は虚構にすぎず、関東軍と参謀本部は「作戦上の〈対立〉」というより、むしろ〈合作〉の方が目立つ³⁶と指摘している。ともあれ、矢はすでに弦を離れた。しばらくは目を移して、その行先を見定めることにしたい。

貧弱な架橋能力

戦闘は過誤の連続であり、より多くのミスを犯したほうが敗れるという言い伝えは正しいが、偶然にまぎれこむ幸不運で流れが変わる場合もあり、戦史研究に興味を添えてくれる。七月一日を目途に発動された第二十三師団による攻勢作戦の変転を眺めると、勝敗は別としてその思いが去来する。

ハイライトと目される局面は二つあった。ひとつはハルハ河東岸（右岸）のソ蒙軍と安岡戦車団の攻防（七月二、三日）、もうひとつは、シュテルン将軍が「ハマルダバ大会戦」と名づけた西岸（左岸）における日本軍歩兵とソ蒙軍機甲部隊との遭遇戦である。

結果的に安岡戦車団は東岸のソ蒙軍陣地を突破できずに後退し、西岸の日本軍も半日で進撃をあきらめ、一本だけの軍橋を渡って東岸へ撤退した。彼我の数的損失だけ見れば痛み分けと評す余地もあるが、作戦目的を達成できなかった点を考慮すれば、仕かけた日本軍の分が悪いといえる。

関東軍の辻参謀は事件から十年後になっても「勝負なし、引分けに終わった」と、当時と同じ負け惜しみ調だが、七月三日に架橋現場で戦況を視察した橋本参本第一部長は、「ハルハ河左岸の戦況は結局退却なり」⁽³⁸⁾（井本熊男メモ）と率直に失敗と敗北を認めていた。軍中央の公式見解と受けとってよいだろう。

大著『ノモンハン―草原の日ソ戦』の著者A・D・クックス博士は、関係者の証言や記録を広く参照して、彼らが指摘した西岸作戦の「敗因」を次のように列記する。⁽³⁹⁾

1. 敵に対する過小評価と自軍に対する自信過剰

2. 上級司令部の戦略指導のまずさ
3. 弱体な第二十三師団
4. 劣勢な火炮力
5. 脆弱な兵站（補給）
6. 劣弱な架橋能力
7. 原始的な対戦車戦闘力
8. 非効率な通信

9. 劣弱な戦車の性能と運用
私としては東岸作戦で日本陸軍にとって初体験となる戦車対戦車の戦闘が加わるので、あえて、を追加しておきたい。

こうした指摘の詳細はここでは深入りせず、作戦経過を追っていく過程に織りこんで論及したあと、ソ蒙軍と対比する形で総括的な論評を試みることにする。

表1は右岸と左岸への攻勢作戦を發動した時点における参加部隊（小松原兵团）の編組等を一覧したものである。六月十九日の当初案では園部和一郎中将（陸士16期）の指揮する第七師団と安岡正臣中将（同18期）が指揮する安岡支隊（第一戦車団の戦車第三、第四連隊）を主攻、第二十三師団を助攻とする構想だったが、前述のように植田軍司令官の意向で主攻と助攻部隊が入れ替った。

それに伴って作戦の基本構想も変化する。当初は第七師団の二個歩兵連隊を随伴する戦車団が、ハルハ河上流の

コロベンネイラ付近で渡河して、ハマルダバをめざし北上する予定にしていたのを、第二十三師団主力にも下流で渡河南進させ、ソ蒙軍主力を西岸地区で挟撃する構想へ拡大したのである。

難点は直ちに調達できる架橋材料の不足だった。師団規模の部隊を渡河させるには「少くも三本の架橋材料と三個中隊の高射砲が必要⁽⁴⁰⁾」とされていたのに、第二十三師団の工兵23連隊は教育用として熊本から携行した八〇メートル分の乙式軽渡河材料と漕渡用の折疊舟二〇隻しか持っていなかった。

乙式では戦車や重砲を渡せる強度がないので、使用兵力は歩兵と小口径砲に限られる。六月二十一日に關東軍司令部から来た辻參謀が渡河作戦を持ちかけたさい、小松原師団長が渋ったのも、劣弱な架橋能力に不安を抱いたからだろう。しかし辻が「しきりに越境攻撃を求め、師団長が独断でやれんようなら、辻が關東軍司令官の名をもって軍命令を出す⁽⁴¹⁾」と迫ったので、承服してしまう。

追って二十五日に発出された關東軍命令(関作命甲12号)には「第二十三師団長は……一時(ハルハ)河左岸に行動⁽⁴²⁾することを得」とある。傍点は辻の独断を、第二十三師団長の「独断」にすりかえるための修飾なのかもしれない。理解に苦しむのは、当初案では戦車の渡河も可能な甲式重渡河材料を持つ工兵第7連隊を戦車団に随伴させる予定にしていたのを取りやめて、代りに戦車団と同じ公守嶺にいた工兵第24連隊にさし変えたことである。

工24は六月二十一日応急派兵が下令されたときは吉林で渡河演習中で、二十三日には戦車団とともに鉄道終末点のハロンアルシヤンに到着したが、折からの雨で次の集結点であるハンダガヤへの道路は泥濘と化した。キャタピラ走行の戦車だけは何とか二日後に着いたが、燃料、弾薬、架橋材料を積んだトラックは途中で動けなくなった⁽⁴³⁾。

このままでは主攻勢の予定日に間にあわないと判断した關東軍は、ハルハ河上流の渡河計画を放棄して安岡支隊を

軍直轄から第二十三師団長の指揮下へ編入、將軍廟へ北上させ東岸地区でソ蒙軍陣地の突破攻撃に使うよう変更した。場合によっては歩兵をつれずに戦車だけで渡河しても、「河に乗り入れたらエンジンストップ立往生となることは目に見えている」と苦慮していた玉田戦車第四連隊長は「渡河をやめ、補給線をハイラル方面に変えた」のを知り、配属の「野口参謀と互いに顔を見合せてホツとした」と回想する。

小松原が頭を悩ませたのは、ハルハ渡河点の選定で、(1)ポイル湖東方の下流、(2)フイ高地南方の中流、(3)コロベンネイラ付近の上流の三案を検討したが、(1)は補給拠点(將軍廟)から遠すぎるので放棄し、(3)は前記のような事情で断念せざるをえなかった。それでも小松原はあきらめきれず、偵察隊を派遣して、「上流方面の渡河覚束なきが如し」(小松原日記、6月29日付)と判り、やむをえず(2)を選択する。

のちになって小松原は、ハンダガヤまで来ていた工24の重架橋材料を運べばよかったと後悔したらしいことは、次のような小松原日記の記事から見当がつく。

敵(は)攻勢開始に先「ダ」ち一夜に重架橋四を作る。我軍作戦に際し架橋材料の配給を受けず、工兵自隊の軽渡河材料しか而も一の掛換なき材料にて渡河し頗る際どき危険極まる作戦をなせり。安岡支隊方面の重渡河材料は降雨のたためハンダガヤより来らず爾後直に引揚げられ請求するも交付せられず 攻勢を企図する敵の準備周となる、我軍に比較にならず(8月22日付)。

小松原が気づいたように、兵員、弾薬、食料をトラックに積んだままでは渡せない貧弱な橋一本で七千余の将兵を

敵地に投入した「危険極まる作戦」は、当然の報いを受ける。渡河自体は幸運も手伝ってほぼ無抵抗で達成できたものの、渡橋に手間取ったため、進撃開始直後からソ連戦車群の反撃に会った。数時間後には「後方をただ一本の軍橋に託するのは危険」だとして撤退するはめに至ったからである。

橋が戦局全体の死命を制す状況はソ蒙軍も同様で、彼らもきわどい場面を切り抜けていた。ノモンハン戦の最終までにソ軍工兵が架設した橋は計二十二本（ジューコフ報告）に達するが、五月末には川又地区の一本にすぎなかった。六月に入ると三本が増設されたが、十六日の増水で二本は壊れてしまい、日本軍が渡河してきたときは二本しか残っていない⁴⁴。

西岸、東岸の両攻撃隊は、この橋の占領か破壊を目標にしていたので、そうなれば東岸のソ蒙軍は補給を断たれ立ち枯れも同然になりかねない。日本軍は七月に入って幅20mのホルステン川に旧工兵橋、新工兵橋の二本を渡したが、ハルハ本流への架橋は見果てぬ夢で終わってしまった。

戦車対ピアノ線の東岸戦

小松原中将が関東軍の矢野参謀副長、服部、辻参謀らとの協議を経て、攻勢作戦に関する攻撃命令（師作命甲一〇五号）を下達したのは六月三十日の一五〇〇である⁴⁵。十三項目の第二項で「師団は主力を以ってハルハ河を渡河し越境敵軍を捕捉殲滅」する作戦目的を示し、第三項以下で参加諸隊の任務と軍隊区分を列記している。

表1で示すように兵力の規模は通信隊、衛生隊、自動車隊などの後方部隊をどこまで含めるかで数字は分れるが、西岸に渡ったのが約七五〇〇人、東岸の安岡支隊が約六〇〇〇人、予備と後方部隊も合した地上部隊の総数は一万六

千人余と推定される。⁽⁴⁶⁾ 別に第二飛行集団の約三〇〇〇、満軍の約一七〇〇を加えると二万人を超えた。

服部参謀が「鶏を割くに牛刀を以てせんことを欲したるもの」と回想したのを、「関東軍作戦課のいわゆる牛刀主義」と呼んだ戦史叢書は「敵を戦場から離脱させないため、わが企図を一切秘匿し、従って飛行搜索も行わず、急襲によって一気に包圍殲滅しようという考えであった」と解説する。⁽⁴⁸⁾

そのうえ、攻勢発動の直前に「ソ軍の戦意乏し」とか「ソ軍退却中」というたぐいの情報が師団司令部に届いて指揮下の部隊にも伝わった。六月三十日の前記作命の第一項には「哈爾哈河々畔に在る敵は戦意既に喪失し撃滅の好機到来せり」と、異例の情勢判断が加わっている。

関東軍がこれほど樂觀主義に流れた根拠は、必ずしも明確でない。戦力面を比較してみても、軍の作戦参謀たちは、当面のソ軍兵力を軍団砲兵によって増強された狙撃一個師団内外（狙撃約九大隊）、戦車二個旅団（一五〇〜二〇〇両）、飛行機一五〇機、自動車約一〇〇〇両のほか、外蒙騎兵二個師団と判断していた。⁽⁴⁹⁾

日本軍が投入した歩兵十二大隊（二万弱）、戦車七〇両、飛行機一八〇機、自動車四〇〇両に比較すると、ほぼ均等で「牛刀」とは言いにくい。のちに辻参謀は「蓋を取ってみた敵兵力は、一倍半乃至二倍に近いものであった」と書いているが、実状はどうだったのか。

ジューコフ最終報告書によると歩兵は一万一千余、戦車一八六両、装甲車二六六両、飛行機三〇五機で、日本軍の兵力を歩兵二万二千と過大に見積り、兵員と砲数は日本軍の半分だが、戦車・装甲車ではソ軍が優勢だったと総括している。⁽⁵¹⁾ 局面を七月三日から四日にかけての「バインツァガン戦」に限ると、日本軍の歩兵約六千に対し、ソ軍は二千弱と少ないかわりに、戦車・装甲車は約三〇〇両に対し日本軍はゼロという非対称ぶりだった。

同時進行した東岸地区の戦闘では、歩兵と戦車のバランスは逆転する。歩兵二三〇〇、戦車八両、装甲車六二両で守備していたソ蒙軍陣地に安岡は歩兵二四〇〇、戦車六七両、装甲車一七両で攻勢をかけ、半数近い戦車を失って撃退されてしまう。⁽⁸²⁾

次は戦意の側面だが、冷静に観察すれば、むしろ逆の現象が目につく。すでに二十一日に発令した応急派兵で師団主力と歩26などの配属部隊は、ハイラル等を出発して五〜七日かけた強行軍で二〇〇kmを踏破して、二十九日までに將軍廟地区に集結を終っていた。日本軍の攻勢が近そうだと警戒したソ蒙軍は、二十日頃からハルハ東岸の各所に偵察部隊を出没させている。なかでも二十三日には装甲車を伴う歩騎兵の集団が將軍廟を襲撃して、翌日にかけて小ぜりあいを交えたのち退散している。⁽⁸³⁾

七月一日に行動を起こした左岸攻撃隊は、進路を誤まり北方に偏した歩71の西川大隊が二日朝渡河してきたソ蒙軍と河岸で交戦、七九人の死傷者を出す。そのかわり、対岸のソ蒙軍に予想渡河点を実際より十数km北方と誤断させ、主力の無血渡河が成功する一因となった。

安岡支隊が予定を変更して渡河部隊よりも半日早く川又のソ蒙軍陣地への突進を開始したことも、やはり一種の陽動効果をもたらす。戦車をふくむ日本軍の主攻正面は東岸になるかもしれないと疑ったジュューコフは、タムスク周辺に待機させていた予備部隊へとりあえずハルハ河畔への移動を指示した。

そこへ予想より早い日本軍の渡河に不意を打たれたジュューコフは、河畔から五〇kmまで近づいていた機甲集団に進路を変え徹夜の行軍体形のまま迎撃せよと命じた。当初の構想どおり、日本軍がハマルダバを南北から挟撃していたら戦局がどう展開したかは興味深い論点であろう。

ともあれ同時進行した二つの戦場のうち、まずは西岸における安岡支隊の戦闘経過を追ってみよう。支隊の任務が確定したのは、七月二日一七〇〇に発令された師作命甲一〇九号である。それまでに到着したのは戦車団だけだったので戦歩砲の協同攻撃が可能なように、歩64と砲13の森川大隊を配属して、「三日払暁を期し攻撃前進を開始し……川又に向い突進し敵をハルハ右岸に殲滅すべし」と命じた。工24には挺進隊を編成して、川又軍橋へ進入して占領するか爆破する任務が与えられた。

だが作戦企図は挫折した。要因はいくつかある。第一は敵が退却中という「虚報」に影響されてか、安岡支隊長は発進時間を半日早めて七月二日夜にくりあげ、しかも歩砲を置き去りにして先例のない戦車団の単独夜襲を執行する。幸運にも折からの大雷雨にまぎれ夜十一時頃、敵縦深陣地の第一線を奇襲突破したが、歩兵の直協を欠いたため「暴れまわった」だけで、七台の戦車を失い隊形整理のため一時後退する。

第二は、西岸台上のソ連軍重砲が五〇メートルの比高を利用して対岸を南下する安岡支隊に正確な猛射を浴びせたことである。ところが日本軍は反撃できる重砲を持ちあわせず、歩64、砲13、工24の兵士たちは壕に伏せたまま釘づけにされてしまう。二日おかれて追及した梶川大隊に至っては、支隊本部と最後まで連絡がとれぬまま右往左往しただけに終る。

戦車団の突進は翌日に再開されたが、待ち構えていたソ軍の戦車・装甲車・対戦車砲のチームに迎撃された。なおも突破しようとした戦車第3連隊の戦車はキヤタピラを鉄条網のピアノ線にからめ取られ、動けなくなったところを狙い撃ちされて吉丸連隊長車をふくむ十数両が炎上した。それは「ピアノ線の悪夢」として伝説化する。ソ連側から見たこの戦闘の情景を、少し長くなるがコロミーエツ著から引用したい。

（七月二日の正午頃）、ハルハ河の東岸には第9装甲車旅団の装甲車のほかに第11戦車旅団第2大隊所属のルキ
ン大尉が率いるBT—5戦車8両が展開していた（戦車は3日一〇〇〇ごろ東岸に渡河）。戦車第3連隊との2
時間の戦闘で戦車5両を破壊し、ソ軍は3両が撃破された（中略）

約四〇両の日本戦車は、第9装甲車旅団の防陣地に進路をとった。これほどの戦車の大群を目にした装甲車
中隊は撤退を始めた。そこへ到着した旅団の司令官と政治委員はこの中隊を陣地に引き戻し、掩体から砲塔を突
出させ位置につかせた（中略）激しい砲撃戦が始まり、それは二時間以上も続いた。敵は9両の戦車を遺棄して
後退した。⁽⁵⁴⁾

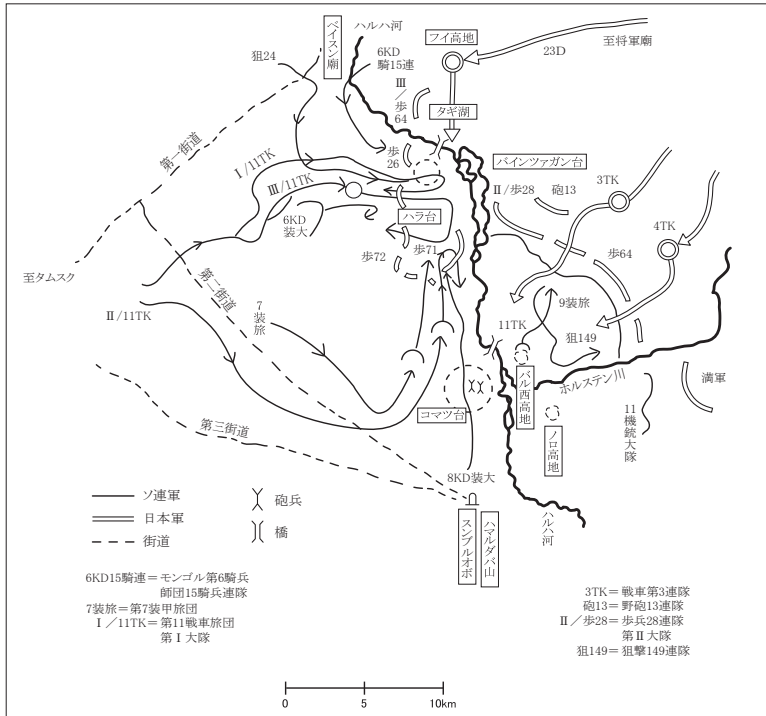
このあと東側から迂回してソ軍右翼の第一四九狙撃連隊に攻撃をかけた軽戦車が主体の戦車第4連隊と、夕方の迎
撃戦がつづくが、玉田連隊長が慎重に進退したため、大きな被害は出さずに後退している。

この戦闘は、日本陸軍が初めて経験した戦車対戦車の対決であった。第二次大戦では、北アフリカ戦線で数百台、
独ソ戦線では数千台規模の大戦車戦さえ出現するが、数十両ばかりの小規模とはいえ、世界戦史でも初例だったかも
しれない。得られた戦訓は少なくなかった。

玉田連隊長がイチ砲手から「隊長殿。私の射つ弾丸はたしかに敵の戦車に命中するのですが跳ねかえりませ⁽⁵⁵⁾」と聞
いたように、八九式中戦車の57ミリ砲は短身低初速のためBT戦車の装甲を貫通できず、有効射距離も八九式が七
八〇〇mに対しBTは一五〇〇〜二〇〇〇mもあった。その半面、高初速の徹甲弾を撃つソ軍の戦車、装甲車の45ミ
リと35ミリ砲は貫徹力にすぐれ、日本戦車の薄い装甲を簡単に撃ち抜いた。

図1 7月2～4日の戦闘経過図

ハルハ河畔の攻防(秦)



半藤一利は戦歩砲の相互支援による対戦車防衛を強調する「赤軍教令」を引用して、「その教えをそのままに実行して日本軍を撃破した」と評価した。そして日本軍の「戦車兵操典」の前身である「教練規定」が「戦車はみだりに対戦車戦闘すべきものに非ず」と規定していたのに、歩兵直協用に設計した戦車を単独で猪突させた罪を問うている。

戦車の設計思想には部内でも議論はあったが、戦車を持たぬ中国軍を相手に見せた「鉄牛」の威力ぶりが改革をおくらせた一因だったろう。

敗退した戦車団はその後の数日、小規模な出撃は試みたが、関東軍は再建のため七月末までに残存する全車を公守嶺へ引きあげた。そのためノモンハン戦の後半を、日本軍は戦車なしで戦うはめになってしまった。

表2 ハルハ渡河の経過

	漕渡開始	渡橋開始	渡橋後退
歩兵第71連隊	7月3日 0230～0400	7月3日	5日0115～0300
歩兵第72連隊	0315～0430		4日0430～
砲13のⅢ大隊	——	0900～0930	3日2130～4日0500
23師団司令部	——	1000	3日夜
歩26のⅠ大隊	——	0800～1100	5日0300～0500
歩26のⅡⅢ大隊	——	1030～1230	5日0300～0500
搜索隊第Ⅰ中隊	——	1700～	5日0400

- (注1) 増水したハルハ河の幅は80m、水深は2m、流速は毎秒2.5m
(平時は0.8m) (斎藤勇手記)
- (注2) 軍橋の長さは80m、幅は2.5m。
- (注3) 漕渡の開始は7月3日0時、架橋作業の開始は0130を予定していたが、実際の漕渡開始は0230に、架橋開始は0300(終了は0640)とおくれた。
- (注4) 軍橋の爆破は7月5日の0530。
- (注5) 7月の日の出は0400～0430、日没は1930頃

火炎びん対戦車の西岸戦

次にハルハ西岸(左岸)のバインツァガン(白銀査干)台地での戦闘へ目を転じよう。

歩兵団長小林恒一少将が指揮する左岸攻撃隊(主力は歩71、72)は工23が輸送してきた二〇隻の折疊鉄舟(15人乗り)による漕渡を七月三日〇時、架橋作業を〇二三〇に開始する予定にしていたが、暗夜の移動で道を迷うなどの手違いが生じ、二時間以上おくれってしまった。

手違いはそれだけではない。架橋材料の強度が足りず、流速が早かったこともあって、トラックは兵員や砲、弾薬などの重量物はいったん卸して一台ずつ渡したあと積み替えるので大混雑となり、渡河終了が予定より五時間以上もおくれた。⁽⁵⁷⁾

とくに先鋒として全員を車載で歩兵団の最外側を迂回進撃する予定の歩26は、渡橋直前にトラックを司令部に取られ、他部隊と同様の徒歩に変更されて、ようやく全

兵力が左岸に渡り終つたのは一二三〇になつていた。それでも渡河点の周辺にソ蒙軍は兵力を配置していなかつたため、渡河作業もハラ台とコマツ台をめざし南下を始めた歩兵団の初動はほとんど妨害を受けていない。

ソ蒙軍が結果的に虚をつかれた形になつたのは、それなりの理由があつた。ジュークフは近く日本軍が攻勢に出ようとしているのを察し七月一日夜、タムスクからウンドルハンにかけて集結していた第十一戦車旅団（ヤコフレフ少将）、第七、第八装甲旅団、狙撃第二四連隊（フェディニンスキー少佐）などの予備隊に、ハルハ河岸へ進出するよう命じた。

七月二日夜、安岡戦車団が東岸のソ蒙軍陣地への攻撃を開始したと知るや、ジュークフはそれを日本軍の主攻正面かと判断して、側面と背後から増援しようと、予備隊の前進を急がせた。とりあえず小林歩兵団に立ち向かえる兵力は一千人余と一群の重砲にすぎなかつたのだが、予備隊の急進はかろうじて間に合つた。

最初に日本軍の渡河に気づいたのは、ベイスン廟（廢墟）付近で東岸から戻りかけていたモンゴル騎兵第6師団で、〇五〇五頃に反転して攻撃をかけたが簡単に追い払われ、しかもその情報がハマルダバの前線司令部に前進したばかりのジュークフに届いたのは〇九〇〇頃とおくれたようだ。もし小林歩兵団と歩26の前進開始が手違いでおくれなければ、川又軍橋を占領してハマルダバまで突進できたかもしれない。

しかしソ蒙軍にとって幸運だったのは、東岸へ増強するつもりでの強力な予備隊がすぐ近くまで到着していたことである。日本軍が対戦車防御陣地を構築する前に反撃すべきだと判断したジュークフの心境を、ノヴィコフは次のように記している。

表3 バインツァガン戦の戦闘経過（7月3日）

○日本軍 ●ソ蒙軍

時刻	事項
0000	●全予備隊を安岡支隊の側面攻撃へ向ける指令
0230	○歩 71 ハルハ河の漕渡開始（辻参謀同行）
0500	●モンゴル第6師団の騎兵・装甲車、日本軍を攻撃後退却
0530	○小林歩兵団の南下進撃開始
0640	○架橋終了
0700	●第8装甲旅は歩 72 を攻撃、9 両のうち 4 両失
0800	○歩 26 渡橋開始
0830	●第 11 戦車旅の 8 両、歩 71 を攻撃、8 両を全損
0915	●ジューコフ、総反撃を決意
1000	○歩 26、敵戦車と交戦 小松原・矢野左岸へ
1100	●ソ蒙軍の第一次総反撃発動 ○橋本少将、軍橋を視察
1130	●第 11 戦車旅 I、II 大隊による攻撃、94 両のうち 51 失 ○草場中隊、師団長の危急を救う
1200	●狙撃 24 連隊、歩 26 を攻撃 ○服部参謀、満航片桐飛行士の小型機で戦場着
1300	●東岸のソ砲兵、西岸の日本軍を砲撃開始
1500	●第 7 装甲旅、歩 72 を攻撃、50 両のうち 36 失 ○関東軍参謀等、小松原と撤退方針を協議
1600	○左岸→右岸撤退の第 23 師団命令（作命甲 111）
1900	●ソ蒙軍、三方向より第二次総反撃

政経研究 第四十九卷第一号（二〇一二年六月）

一〇八（二〇八）

ジューコフは、歩兵と砲兵の到着を待つか、戦車と装甲車だけで直ちに反撃すべきか、判断を迫られた。ソ連野外教令（一八八条）は、砲兵の支援を受けられない戦車の単独攻撃の実施は許さないと規定していたのだが、彼は迷ったのちあえて後者に踏み切った。実際にはその戦車・装甲車も、間に合った部隊ごとの逐次投入になった。それでも手元にあった重砲一個大隊が砲撃に加わったし、東岸にいた砲兵へハルハ河越しで日本軍を砲撃するよう指令を出し、航空隊にも全力出動を命じた。⁽⁸⁸⁾

「戦車と歩兵の白兵戦」（クックス）は断続しつづ〇七〇〇から一六〇〇頃までつづく（表3参照）。現場に近いスンプル・オボの博物館には、大草原を所狭しと駆けまわるソ蒙軍戦車、装甲車の大群と、火炎び

んで立ち向う日本兵の姿を描いた壁画が展示されている。モンゴルにとっては史上唯一ともいえる戦勝のシーンであり、ジューコフにとっても第二次大戦きつての英雄へ躍進する道を拓いた意義深い戦闘だった。

日本軍も炎上する戦車から数十条の黒煙が立ち昇る写真を公開して、兵士たちの勇戦ぶりを宣伝、国民の士気高揚をはかった。それ以来、火炎びん対戦車の構図がノモンハン戦のイメージとして定着するようになる。

左岸攻撃隊が用いた対戦車兵器は、サイダーびんにガソリンをつめた間に合わせの火炎びんだけではない。他に37ミリ速射砲、75ミリ野砲、対戦車地雷も使われ、戦果をあげた。代表的な体験談（要旨）をひとつずつ挙げてみよう。
火炎びん

ハルハ河を渡っていく時には、できるだけ軽装でというわけで、志願者から成る20人の肉薄攻撃班は手榴弾と二、三本の火炎びんを持たされた。大隊の前面に出たとき、六十台ぐらいの戦車は車間5m、横の間隔5mぐらいで散開して迫る。二名一組で伏していると機銃弾の雨、三両目の戦車が目前を通り過ぎようとするとき、点火して逆手に持った火炎びんを履帯に打ちつけた。戦車は火の車となつて、三〇メートル余り走つて止まった⁽⁸⁹⁾（歩26安達大隊の四宮栄上等兵）。

対戦車地雷

敵戦車は二、三台ずつ一組になつて周囲をまわりながら撃つてくる。まるでネコがネズミを捕えるときのようだ。しかし速射砲はまだ来ない。

肉薄攻撃班の一兵士が飛び出した。戦車の死角を利用して弾丸の雨の中の突進である。「あつ危ない」と思った時、兵士は地雷をつけた竹ザオを戦車に向かって突き出した。バーンツと爆破音、同時に戦車はピタツと停止

した。どつと歓声があがる。勇敢な兵士は戦車に飛び乗って、天蓋をこじ開け手榴弾を投げこんでいる(歩72の野村春好中尉)。

速射砲

トラック一台に速射砲一門を乗せて、動かないように土のうで固定。砲を車からおろすひまもなく、車上から撃ちまくった。戦車四十台を焼いた。速射砲は移動物を撃つようできてから直接照準で一〇〇〇m以内なら確実に命中する。近くへ引きつけて撃つと徹甲弾が戦車を貫通してから破裂するので。パツと燃える。

しかし砲一門当り六、七十発しか持つてなく二分間連射すれば、もうおしまい(歩71配属の速射砲2中隊の八川万吉軍曹)。速射砲分隊は距離二〇〇mで撃ち次々に命中、十分間に7両を破壊した(歩71の岡本千蔵少尉)。

75ミリ野砲

巧みに地形を利用し機をうかがっていた敵戦車十数両が矢のように右稜線の斜面を下って師団司令部をめがけ殺到。見れば師団長の乗用車と敵戦車との距離はわずか三十メートル!!である。

撃っていいのか? 悪いのか? ためらう間に、敵戦車群はほとんど直角方向にフルスピードで突っ込んで行く。地の利乗用車に与せず、ついにその差十五メートル! 目測七百メートル。「連続各個に撃てッ」と思わず叫んだ。

見よ! 肉薄していた最先頭の敵戦車はすさまじい火炎、全員叫ぶ万歳の声! 残り是我が放列に肉薄してきたが、五百メートルに引きつけ、一台もあまさず全十四両を破壊しつくした。もつとも近いものは三十メートル(砲13中隊長の草葉栄『ノロ高地』より)。

こうした華々しい戦果で参加兵士たちの士気は高まった。歩71の戦闘詳報は「裾野の巻狩の如し」とか「時ならぬ八幡工場地帯を現出」と余裕たっぷりだが、犠牲をかえりみないソ蒙軍戦車隊の挑戦も無駄ではなかった。防勢に追われた左岸攻撃隊の前進を、上陸点から4 km前後で食い止めたからである。

滞在一〇時間で撤退へ

それでは日本軍が使った対戦車兵器のうち、どれが効果的だったのか。

コロミーエツはノモンハン戦全体を通じて撃破されたソ軍戦車・装甲車への加害兵器を種別に分析して、

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 対戦車砲（速射砲） | 75 ～ 80% |
| 2. 野砲 | 15 ～ 20% |
| 3. 火炎びん | 5 ～ 10% |
| 4. 手榴弾・地雷 | 2 ～ 3% |
| 5. 空襲 | 2 ～ 3% |

という比率を示し、「日本の37ミリ速射砲は、いかなるわが戦車の装甲も無理なく撃破貫通する」と優秀性を認めた。ジューコフ最終報告書も、七月三日の戦闘で全焼した二〇両の戦車（全損害は七七両）を検査して「対戦車砲による射撃は最も効果的で、それに次ぐのは75ミリ野砲で、火炎びんは二両だけ」と結論づけた。どうやら火炎びんは武勇伝の一種にとどまると言えそうだ。

日本側もこの実戦テストで速射砲の威力を認識したようで、関東軍は七月二十二日に参謀長名で、第二十三師団は

第八国境守備隊より速射砲30門、第一、第七師団が装備する速射砲を増加配属したので「辛うじて対機甲戦を遂行するを得たり」と報告している。

もつとも、火炎びんが効果をあげたのは一〇〇km以上の連続走行と晴天下の暑熱で敵戦車の車体が過熱され、ガソリン燃料に引火したせいでもあった。それを知ったソ連軍は鉄製のネットをかぶせ、ガソリンからディーゼル機関に切り換えたため、ノモンハン戦の後半では火炎びんは威力を失ってしまふ。

もうひとつの戦訓として日ソ双方が気づいたのは、歩兵(および砲兵)を随伴しない戦車の脆弱性であったろう。それは何よりも数字によって裏づけられた。東岸の日本戦車隊は参加車の五割近く、西岸のソ連戦車隊は六割を喪失したからだが、対処策は分れた。

ソ軍は必ず歩砲兵の援護をつけ、日本軍は「技術的にも練度でも未熟で現代戦の遂行には不十分⁽⁴⁾」とジューコフに酷評された戦車の戦場投入をあきらめ、後半戦では全満の速射砲を集めて対抗することにした。

とかく見落とされがちだが、バインツァガン戦は舞台廻しが大仕掛で華々しいわりに、双方とも戦死者が三百人前後にすぎない人命節約型の戦闘だった。大草原での不期遭遇戦で、進退自由の機動戦に終始したせいもあらうが、最大の理由は日本軍が早々に西岸への撤退を決意したことにある。この日、関東軍司令官から作戦指導の権限を付与されて戦場に進出した矢野参謀副長は服部、辻の両参謀を帯同し、師団長と行動を共にしつつ戦況の推移を見守っていた。午後になってもソ軍戦車の攻撃は止まず、撃退はしたものの「恐らく敵は今夜更に新鋭を増加して、明朝から反撃に転ずるであろう……ハルハ河岸の戦線も、漸く膠着の色が見える」と判断した参謀たちは協議して、次のような理由で右岸への転進を小松原へ勧告した。

表4 ハルハ両岸戦のソ蒙側統計

(1939年7月2日～5日)

ハルハ河畔の攻防(秦)

	兵力 (歩騎兵)	兵力 (その他)	122ミリ 砲以上	75ミリ砲	対 車 砲	戦 車	装甲車	出 所
1. 西岸 ソ軍a	1,562	4,414	38		6	182	154	ジューコフ報告書
ソ軍b			20	14				
モ軍	1,956							コロミーエツ 同上
2. 東岸 ソ軍	} 3,200		8	20		3/8	?/62	コロミーエツ
モ軍								
3. 合計 (1+2)	11,184	1,000	28	58	23	186	266	ジューコフ報告書
ソ軍の損害 (7月3日～ 12日)	2,431(戦死)					125	67	鎌倉英也 (ロシア・アーカイブ)

- 注(1) 1はa、bの二説を掲げた。
 (2) 戦車、装甲車の右段は参加数、左段は損失。
 (3) 3合計(1+2)は、モンゴル東部の全兵力と思われる。

1. わが補給は唯一本の橋に依拠せねばならないが明朝以後、敵の集中攻撃を受けて破壊される危険がある。しかも代替の渡河材料は皆無である。

2. 弾薬も残り少なく、兵士たちの食糧、水は尽きかけ、疲労も大きい。

3. 進退の責任は関東軍が負う。

師団側も「内心この意見を希望していた」らしく、小松原も同意して一六〇〇に「師団はすみやかに左岸を撤し、爾後右岸のソ蒙軍を撃滅する」との師団命令が発令された。

この決定に対する異論がないわけではなかった。最前線にいて敵砲兵陣地の撃破を準備中の小林歩兵団長は「未だ所期の目的を達せずして甚だ遺憾に堪えず。尚一層徹底するを有利とせしならん」との所見を日記に記し、戦史叢書の筆者でさえ「間もなく迫りくる夜間こそは日本軍歩兵活動の独壇場ではなかったか」と惜しんでいる。だが全体状況を冷静に眺めれば、撤退

の決心は妥当だったと見るべきだろう。

ジューコフは「歩兵の不足は敵残存将兵に河向うに退去するチャンスを与えた」と残念がるが、それでも左岸攻撃隊全員の撤退を見届けて五日朝、斎藤工兵23連隊長が爆破を命じるまで、ソ蒙軍は戦車、飛行機、砲撃によって軍橋を占拠するか破壊して退路を断とうと食いさがった。渡橋点援護の歩71や歩26の健闘によって何とか撃退したが、三日朝から五日朝まで軍橋が無事だったのは、奇蹟に近いと言つてよい。

日本軍当局は日本軍がハルハを越えたのも、西岸から退却した事実も公表しなかった。事情を察していたマスコミも報道を自粛し、「約三百台の戦車を遺棄。今や瀕死の外蒙ソ軍へ空陸、総攻撃を展開」（大阪朝日新聞、七月八日付）とか「越境外蒙ソ軍遂に潰滅す」（同九日付）のような戦勝記事を送りつづけている。

そうなると関東軍はますます引っこみがつかなくなったのだろう。何とか東岸の係争地域だけでも取り返そうと、人命浪費型の陣地攻防戦を重ねるようになる。

注

- (1) アメリカ合衆国戦略爆撃調査団『日本戦争経済の崩壊』（日本評論社、一九五〇）を参照。
- (2) 前掲みすず版「関東軍機密作戦日誌」（みすず書房版）八三ページ。以後はみすず版のページを記す。
- (3) 同、一四二ページ
- (4) 前掲辻『ノモンハン』、一三五ページ
- (5) 関東軍参謀長↓参謀次長（関参一電第二五八号（関東軍機密作戦日誌））
- (6) 全文は大本営陸軍部研究班「関東軍に関する機密作戦日誌抜粋」（防衛研究所蔵）に記載されている。この文書の性格は

やや明確を欠くが、昭和14年秋に始まった戦訓研究委員会のため研究班が、参謀本部ロシア課を中心に対ソ情報と上奏関係文書を収集したものの一部と推定される。今後は「大本営研究班抜粋」として引用したい。

- (7) 前掲『関東軍機密作戦日誌』四七六ページ
- (8) 前掲『関東軍機密作戦日誌』七五ページ
- (9) 「畑俊六日誌」(『続現代史資料(4)』みすず書房、一九八三)、六月二十四日の項。以後は「畑日誌」と略称する。
- (10) 前掲辻政信『ノモンハン』一一九ページ
- (11) 前掲「大本営研究班抜粋」六月二十九日の項
- (12) 『昭和軍事秘話』の今岡豊稿(同台経済懇話会、一九八九)一一五ページ
- (13) 前掲「関東軍機密作戦日誌」七四ページ
- (14) 前掲コロミーエツ四五ページ
- (15) 前掲『ジューコフ元帥回想録』一一九ページ、中山隆志「ノモンハン事件」(『近代日本戦争史』第三編、同台経済懇話会、一九九五)一七七ページ
- (16) 前掲ジューコフ最終報告書、前掲ネデイアルコフ『ノモンハン航空全史』四九一五二ページ
- (17) 前掲『関東軍(1)』四六九ページ
- (18) 前掲辻『ノモンハン』九八ページ
- (19) 前掲『昭和史の天皇(26)』四一―四三三ページ
- (20) 参謀次長に提出した寺田雅雄「ノモンハン事件に関する所見」(昭和14年10月13日)
- (21) 『昭和史の天皇26』の寺田回想(六一ページ)
- (22) 前掲辻、九九ページ
- (23) 全文は前掲「関東軍機密作戦日誌」一一二―一三三ページに収載。未成案に終わったためか、「昭和十四年六月 日調製」となっている。

- (24) 前掲辻、一〇二ページ。
- (25) 『昭和史の天皇26』の三好康之回想（六二ページ）。
- (26) 前掲『関東軍(1)』四七三ページ。関作命一五三〇号の発令から一時間半後の六月十九日深夜に、その要点を参謀総長へ発電し二〇分後に受電しているが、「敵航空根拠地の攻撃実施」と「写真偵察」の部分は省略している。
- (27) 目録は主として前掲「関東軍機密作戦日誌」、「大本営研究班抜粹」、「関東軍(1)」に準拠した。
- (28) 前掲辻、一〇九ページ
- (29) 前掲「関東軍機密作戦日誌」一一五ページ
- (30) 前掲ネディアルコフ、六八ページ
- (31) 前掲クックス『ノモンハン』上、一三四ページ
- (32) 山之口洋『瑠璃の翼』（文藝春秋、二〇〇四）二二四―二五ページ
- (33) 『別冊知性』秘められた昭和史』（一九五六）の稲田正純論稿
- (34) 前掲『昭和史の天皇26』の稲田談（二二七―三〇ページ）
- (35) 前掲「畑日誌」二一六ページ
- (36) ミヤンガド・エルデニバートル「ノモンハン戦史における『関東軍独走』説への疑問」『日本モンゴル学会紀要』27号（一九九六）五ページ
- (37) 前掲辻、一五六ページ
- (38) 前掲クックス上、一七二ページ。橋本へのインタビューから。
- (39) 同右、二〇〇―三〇三ページ
- (40) 扇広（第三師団参謀）『私評ノモンハン』（芙蓉書房、一九八六）二二四ページ。扇は「関東軍は幾組かの渡河材料を持つてはいたが、そのとき、中国戦線に使用されて手持は皆無と記すが、前掲の芦川春雄証言では「当時満州には二組の渡河材料しかなく」と回想していて、確実な情報がない。

東満や北満の師団（チチハルの第七師団をふくむ）の多くは甲式重架橋材料を保有していたが、関東軍としての予備は払底していたと思われる。

- (41) 沢田茂『参謀次長沢田茂回想録』（芙蓉書房、一九八二）二四ページ、小松原の沢田への談話。
- (42) 浅利義成編『工兵第24聯隊』（非売品、一九八二）三七―三八ページ
- (43) 玉田美郎『ノモンハンの真相』（原書房、一九八二）六六ページ
- (44) 前掲コロミーエツ、四六ページ
- (45) 作命甲一〇五と一〇九号の全文は防研所蔵の歩兵第二十六連隊の「戦闘詳報」第壹号（昭和14年7月3日～4日）に収録されている。
- (46) 西岸への渡河兵力は、戦闘詳報の一部が残っていないこともあり推定にならざるをえないが、一万人（小沼治夫）、八千人弱（クックス）、六千人（小田洋太郎）などの諸説に分かれている。
- (47) 服部卓四郎回想（一九六〇年、戦史部蔵）
- (48) 前掲『関東軍(1)』、四九七ページ
- (49) 同右、四七五ページ
- (50) 前掲辻、一〇五ページ
- (51) 前掲「ジューコフ最終報告書」六二九ページ
- (52) 前掲コロミーエツ、四八ページ
- (53) コロミーエツによると、ソ軍は装甲車八両を撃破（うち四両は遺棄）され、死傷者45人を出した。日本軍の死傷は20人。
- (54) 前掲コロミーエツ、八二ページ
- (55) 前掲玉田、一一四ページ
- (56) 半藤一利『ノモンハンの夏』（文春文庫、二〇〇二）一三三―一三三ページ
- (57) 架橋と渡河の詳細は『工兵第二十三連隊記録（総括篇）』（工二十三会、一九七九）、斉藤勇「工兵第二十三連隊ハルハ河

- 渡河資料」（一九六六、防衛研究所蔵）を参照。
- (58) 「ソ連側資料からみたノモンハン事件」〔防衛研究所資料78RO-8H〕（一九七八）に引用されたM・B・ノヴィコフ「ハルハ河における勝利」（一九七二）
- (59) 前掲『昭和史の天皇27』八六一―八九ページ
- (60) 前掲『昭和史の天皇27』五一―五三ページ
- (61) 同右、五六―五七ページ、前掲扇、一二七ページ
- (62) 前掲コロミーエツ、一三〇―三二ページ
- (63) 前掲ジュニコフ最終報告書、六四八ページ
- (64) 同右、六五〇ページ
- (65) 前掲辻、一四三―四四ページ
- (66) 前掲『関東軍(1)』五一―八ページ
- (67) 前掲ジュニコフ、六三〇ページ

西川伸一著

『最高裁判官国民審査の実証的研究』

「もう一つの参政権」の復権をめざして』五月書房二〇一二年一月、
306p. + vii

藤原 孝

二〇一一年三月三日、最高裁は「一票の格差」が最大
二・三〇倍になった二〇〇九年衆院選の選挙区割りを
「違憲状態」と判断した。これを受けてかどうか、民間
市民団体「一人一票実現国民会議」の二〇一一年七月付
け設立趣意書冒頭には「一人一票実現国民会議は、最高
裁判官の国民審査に際し、民主主義の基盤である『一人
一票』に対する最高裁の裁判官の姿勢を統治者である有

権者に広く伝えることを狙いとして、各界の賛同者を得
て発足いたしました」とある。このような趣旨で昨年は
全国紙（朝日・日経・産経）に全面を使った意見広告を
掲載するなど、積極的なキャンペーン活動を展開してい
る。さらに裁判員裁判をはじめ、国民の司法参加が促さ
れる今日、時宜に合った書が世に出た。それがこれから
紹介する本書である。

本書は第一章から第五章、それに序章・終章及び基礎資料(A～F)によつて構成される。最高裁裁判官国民審査(以下国民審査と略記)の問題点を指摘する論考は、これまでも散見できるが、本書のように審査制度の形成過程から説き起こし、第一回から直近の第二一回国民審査執行結果の主要な問題点を分析したものは、他に類を見ない。著者は明治大学政経学部で「国家論」を講じる気鋭の政治学者で、先に『日本司法の逆説』(五月書房、二〇〇五年)、『裁判官幹部人事の研究——「経歴的資源」を手がかりとして』(五月書房、二〇一〇年)などを刊行し、一貫して司法制度の問題点を摘出してきた経歴を持つ。巻末には「基礎資料」として「国民審査全二二回の執行結果」や、「国民審査公報の内容分析」など、資料的な価値も高い。以下本書に沿つて論点を整理しながら概観しよう。

「序章」では現行の国民審査制度の持つ問題点が指摘される。通例指摘されてきたいわゆる順序効果は、有権者が裁判官を個別に審査するのではなく、投票用紙の右側から適当なところまで×印(不信任)を投ずるとされるものであった。ところが直近の二二回国民審査では、

一票の格差是正を訴える「一人一票実現国民会議」のキャンペーンの結果、特定の判事に×印が集中した。ここに着目した著者は、これまでの国民審査を洗い出すことによつて当該制度の問題点を指摘することを宣言する。その方法的留意点は「そもそも、最高裁裁判官国民審査制度は世界的に珍しい制度である。いったいそれはどのような経緯で日本国憲法に規定されることになり、またどのような理由で現行の投票方式に落ち着いたのか。本書では最初に、国民審査制度のルーツをさぐつていく。これを確認した上で、今日まで全部で二一回執行された国民審査の執行状況について、実証的な分析を試みる。その際、主に依拠するのは国民審査全回次の投票結果およびそのたびに発行される国民審査広報の記述内容という客観的データである」(一九頁)として、正確な事実を根拠に説得力のある議論を展開したいと主張する。

第一章は「国民審査制度の成立過程」と題され、現行制度の概要・問題点、それに当該制度が成立する過程を現行憲法生成過程を踏まえながら、当該制度が日本国憲法に規定される過程を丹念に跡付ける。そのうち、問題

点として一、棄権の意思表示ができない点、二、個別の棄権ができない点、三、最高裁判官の任命直後に衆院選挙があれば、裁判官としての実績のないままに審査しなければならない点、四、有権者への情報の不十分な点などを列挙する。こうした問題点を抱えた制度がどのような過程を経て出来上がったのかを検証する。そのために著者は新憲法起草段階からの議論を検証しながら、アメリカの裁判官州民審査、ミズーリ州の裁判官任命・再任手続き、カリフォルニア州における裁判官州民審査などの事例を紹介し、これらをモデルにしながら制定された日本の制度設計の過程を当時の新聞各紙や諸政党の機関紙などの多くの資料を参照しながら検証する。これまで日本国憲法の成立過程の研究の蓄積は多く存在するが、当該問題に特化した纏まった先行研究は内藤頼博『終戦後の司法制度改革の経過』（全四巻 信山社、一九七七―一九九八年）程度のものであり、著者はこの内藤著書を丁寧に渉猟していることが読み取れる。

第二章では「国民審査全二回の実証分析」と題され、それぞれの回の「国民審査および総選挙の投票率の推移」および「国民審査と総選挙の投票率のポイント差」

を摘出し、一貫して国民審査の投票率が総選挙のそれを下回っていることを明らかにする。そのうえ、特徴的な問題点やトピックのあった回を取り上げ、それらを分析する。第一回国民審査（＝第二四回総選挙）では、国民審査と総選挙の投票率が一致していることを指摘し、その理由として総選挙と国民審査の投票用紙が同時に交付され、しかもそれらに同一の投票箱が用いられたことを明らかにする。こうしたケースでは国民審査のみを「棄権する自由」が剥奪されていると著者は主張する。これが改められたのは第三回からであり、その契機は東京の一部弁護士たちによって結成された「国民審査改革協議会」が主張した「国民はこの審査を棄権する自由を持つている」との主張が認められた結果であるとされる。しかしこの第三回では審査対象裁判官が一人であったため、投票用紙を交付されたあと、記載所に向かったかどうかで、その人の投票行動が第三者に把握されてしまったところから、「投票の秘密」をどう確保するのかが改めて浮き彫りにされた。これに関するさまざまな議論を踏まえた結果、著者は「投票の秘密を完全に確保するためには、終章で述べるように、〇×式投票方式など投

票者が必ず鉛筆をもつ投票方式を改める必要がある。」（八六頁）と結論する。さらに著者は二〇〇三年一月一日から開始された期日前投票制度の施行に伴う問題点も指摘する。同制度によれば、総選挙の期日前投票は選挙期日の公示日または告示日の翌日から可能であるが、国民審査の期日前投票は、審査期日の七日前からとされ、それらのタイムラグの問題をあげる。さらに著者は国民審査第一回から第二一回までの罷免要求の推移を参照しながら、国民審査の計量分析についての先駆的業績を残した David J. Danelski の「審査対象裁判官の数が多いほど、全般的罷免要求率は低下する」との仮説を検証する。結果 Danelski が分析した第一回から第七回まででは、彼の仮説は該当するが、第八回以降では必ずしもその仮説は該当しないことを実証する。むしろ順序効果の有効性を主張しながら、しかし第九回の国民審査を除けば「もはや有権者は個別の裁判官はもとより、最高裁全体についても明確な意識をもたずに、惰性的に投票していることここにきわまりである」（一〇一頁）と結論づける。さらに著者は最高裁長官に対する国民審査を要求する。通常最高裁判事として国民審査を受けた

あと、長官に昇進するのであり、事実上長官としての審査を受けることはない。著者は最高裁長官としての審査を受けるべきことを各種の法令をもって主張する。

「組織的罷免要求運動の消長」と題する第三章では、在野の市民運動、各種政党の動向、それに労働団体などの罷免要求運動が分析されている。先の第二章でふれた第九回国民審査ではこれまでの順序効果に特異な点が見られることを指摘したが、その理由が革新諸団体や党の運動の結果であったことが明らかにされる。『社会新報』や『赤旗』では被審査者全員に×をつけることを推奨するが、とりわけ第九回国民審査では特定の二名の実名を挙げて両者の「罪状」（一一一〜一二頁）を記載した。このことよってこの二名が順序効果を破って、罷免要求が高かったことを証明する。この第九回が行われる時期六〇年代後半から七〇年代は一般的に革新陣営と保守陣営が激しく対立する時代であった。司法界においても例外ではなくこの時期を「司法の危機」の時代と呼ぶ著者は、この間の国民審査に関する各種団体の動向を丹念に調査分析する。しかし一九八九年一月総評が、連合の結成によって終焉を迎えると同時に、連合機関紙

『WEEKLY れんごう』には国民審査の投票方針に関する記事は一切掲載されなくなり、「革新政党、労働組合を中心とした組織的罷免要求運動は終焉した」（二二九頁）と断じる。

第四章では『本土』とは異なる沖縄県の国民審査と題され、一九七二年五月に「本土」復帰した沖縄の特殊性を指摘しながら、多くの資料を駆使して分析を加える。概して沖縄では全般的罷免要求率が高いのであるが、それには二つの理由があるという。一つは沖縄県の国民審査投票率の極端な低さが、全般的罷免要求率を押し上げる構造的要因、他の一つは沖縄固有の事情をあげるとりわけ第一七回国民審査では、その前年に起きた沖縄米兵少女暴行事件や、当時の村山首相と大田知事の間で争われた米軍用地をめぐる代理署名訴訟で、沖縄県の敗訴などが重なり司法不信を招いたことなどが理由となつて高い罷免率となつたことを明らかにする。さらに著者は沖縄県の各市町村別の罷免率をあげて、地域の特性を検出し、地域別の事情を考察し、「沖縄県の有権者はすでに先駆的な投票行動を示してきた」と結論づける。そして本章では、沖縄復帰以前の第一回から第八回

までの都道府県別の全般的罷免要求率が最も高かった北海道をも取り上げ、道内地域別の罷免要求率を取り上げて、これも日本炭鉱労働組合の影響であったことを実証する。これらの結果、一定の組織が取り組んだキャンペーンが罷免要求率を左右するのであつて、一般的国民審査への意識は低調であることを証明する。

「多人数審査と国民審査公報」と題された第五章は、本書での著者の主張が明確に表出されている章である。本章では、最高裁判事任命時期が遅いために、在任期間が短く次回総選挙との関係から国民審査を経ずに退官する実例などを示し、これでは憲法問題をめぐる最高裁での議論は盛んにはならないと指摘する。著者によれば、これの解決策は「最高裁判官の任命年齢を六〇歳前後にまで引き下げる以外にない」（一六四頁）と結論づける。さらに国民審査公報の記述内容の変遷については、これまでの公報の記載制限の経緯を示すにとどまる。

終章「国民審査をどうすべきか」は言わば本書の結論部分である。一九五八年五月当時の首相岸信介は「国民審査は憲法を改正して廃止したい」と述べ、一九六四年池田内閣に設置された憲法調査会では、「国民審査会

での報告書にも「国民審査制度は適切ではないとし、これを廃止すべき」との意見が多数を占めた。二〇〇〇年衆参両院にそれぞれ設置された憲法調査会でも廃止論・見直し論がしきりに唱えられたという。しかし著者は国民の司法参加という点からもこの制度の重要性を指摘し、「憲法に規定された現行制度を前提にそれをいかに改善し、実質化するかを検討する」(一八一頁) ことを主張する。それにはたとえ判定を○×式にすることによってこれまでの白紙委任を撤回すること、最高裁判官の任命過程をオープンにして、最高裁判官について国民の知る権利を充実させること(一八四頁)などを主張する。

冒頭に記したように、これだけ多くの資料を駆使して国民審査制度を集中的に取り上げた著書は類例を見ない。「実証的研究」と銘打った本書は、著者の前著『裁判官幹部人事の研究』を含めて、司法制度への並々ならぬ関心がうかがえる好著である。従来国民審査制度の形骸化は叫ばれて久しいが、どこに問題があるのか、それを解決するにはどのような手法があるのかを実証的、かつ体系的に論じられていると言えよう。サブタイトルに

示されたように、最高裁判官の国民審査はまさしく「もうひとつの参政権」(傍点―引用者)なのである。国民の司法参加が喧伝される昨今、本書の刊行は非常に大きな意味を持つことにもなろう。

産業連関分析による地域間生産格差の 要因分析⁽¹⁾

武 縄 卓 雄

はじめに

バブル崩壊以降、失われた 10 年、20 年と評価されている経済状況下で、日本経済はデフレ経済に突入し、抜け出せない今日である。さらに、産出活動水準の高低差が地域別に生じ、悪循環から脱出できない状況でもある。

本研究の目的は、所得発生源である地域別産出額に着目し、その地域別産出額に差を生じさせている要因は何か、地域別産出額の差が地域間でどのように影響し合っているかを考察することにある。

最初に地域別産出額の変化分を「技術構造の変化による部分」、「最終需要構造の変化による部分」および「交絡項による部分」に分類する手法を通じて、産出額の変化要因を把握し、地域間の産出格差要因を明らかにする⁽²⁾。これに関しては、井出（2003）および武縄（2008）が産業×地域表を用いて行った分析手法を、地域×地域表に転用した。

次に、経済活動において各地域が相互にどのように依存しているかを明らかにする。先行研究は多数ある。経済産業省の 9 地域の地域間産業連関表を使った分析以外にも、宮城俊彦他（2003）や人見和見（2008）による 47 都道府県に対応する地域間産業連関表を使った分析、唐渡広志他（2002）による電力供給 10 地域に対応する 1995 年 10 地域間

産業連関表を使った分析がある。それらの研究は詳細な分析結果を得るには適しているが、例えば、基本表や投入係数表を一瞥することは不可能なため、経済構造を概観するのに手間がかかるのが現状である。そこで、本稿では1地域内を分類せず一括統合した9地域間の基本表を準備し、上記の欠点を回避すること試みた⁽³⁾。

本稿における分析時点は、いずれの分析も平成7(1995)年と平成17(2005)年の2時点である。平成12(2000)年のデータが使用できない状態のため、本稿では5年ごとの比較分析が不可能になっている⁽⁴⁾。

以上の分析から、日本の地域別経済構造の現状と将来像について私見を提示する予定であった。しかし、平成23年3月11日に生じた東日本大震災の影響を加味できなかったため、平成17年までの地域別経済構造分析にとどまっている。

1 分析の準備

1.1 分析期間と使用データ

分析期間は、平成7(1995)年から平成17(2005)年の10年間である。各種の産業連関表は西暦年の一桁に5もしくは0がつく年の5年毎に作成される。しかし、平成12(2000)年の試算地域間産業連関表は経済産業省の公式なものではなく、平成22(2010)年3月に、10年ぶりに公式のものが公表された。したがって、5年ごとの分析が不可能となり、分析期間が10年となった。

基礎データは、経済産業省：平成7年地域間産業連関表の「《参考》9地域3部門統合表(XLS/133KB)」および、同じく平成17年地域間産業連関表(12部門)を使用した。いずれも暦年・名目値である。

上記基礎データは9地域(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄)で構成されている点で共通している。しかし、中間投入部門を、平成7年版は3部門(農林水産業、鉱工業、建設・サービス業)で構成し、平成17年版は12部門(農林水産業、鉱業、飲食料品、金属、機械、その他の製造業、建設、公益事業、商業・運輸、金

融・保険・不動産、情報・通信、サービス) で構成している。

今回、分析に使用しやすい形式にこれらのデータを加工し、新たに基本表として、平成7年版と平成17年版の二つの地域間産業連関表を準備した。付表1-1(後掲)と付表1-2(後掲)がそれである。これら二表の特徴は、各地域の産業部門分割を行わない地域×地域表となっている点にある。

1.2 平成17年の地域経済状況

分析を進める前に、平成7年から平成12年の期間を「前5年」、平成12年から平成17年の期間を「後5年」、平成7(1995)年から平成17(2005)年の期間を「全期間」として、経済状況を概括しておく。

1.2.1 地域別産出額の推移

表1では、平成17年の総産出額は948兆1,930億円で、平成7年と比較して19兆9,250億円(2.15%)の増加となった。地域別に産出額の変化率をみると、中部(7年比7.79%増)、中国(同、7.22%増)、沖縄(同、6.6%増)、関東(同、4.4%増)、九州(同、2.00%増)が増加となった。一方、近畿(同、5.00%減)、東北(同、4.31%減)、四国(同、2.99%減)、北海道(同、2.56%減)が減少となった。

表1 地域別産出額とその変化率の状況

	生産額(10億円単位)			変化分(10億円単位)			変化率		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7~平成12	平成12~平成17	平成7~平成17	平成7~平成12	平成12~平成17	平成7~平成17
北海道	34,817	34,719	33,925	-98	-794	-892	-0.28%	-2.29%	-2.56%
東北	59,848	59,847	57,267	-1	-2,580	-2,580	0.00%	-4.31%	-4.31%
関東	391,440	403,891	408,644	12,451	4,753	17,204	3.18%	1.18%	4.40%
中部	114,578	114,533	123,501	-45	8,968	8,924	-0.04%	7.83%	7.79%
近畿	160,281	156,864	152,269	-3,417	-4,595	-8,013	-2.13%	-2.93%	-5.00%
中国	57,669	56,983	61,834	-686	4,851	4,164	-1.19%	8.51%	7.22%
四国	26,457	25,762	25,665	-695	-97	-792	-2.63%	-0.38%	-2.99%
九州	77,770	78,692	79,322	922	630	1,552	1.19%	0.80%	2.00%
沖縄	5,410	5,934	5,767	524	-167	357	9.69%	-2.82%	6.60%
地域計	928,269	937,223	948,193	8,956	10,968	19,925	0.96%	1.17%	2.15%

資料出所：生産額に関する平成7年のデータは資料5、平成12年のデータは資料2のP.1「第1表 地域別生産額の状況」、平成12年のデータは資料6より加工作成。四捨五入のため合計が合わない場合もある。

同じく表1で全期間の変化率の推移をみると、地域計では増加傾向が継続している。地域別にみると、近畿、東北、北海道、四国の4地域で下落傾向が継続している。ただし、四国は下落傾向が継続しているものの、前5年と比較して後5年の下落傾向は弱まっている。残りの5地域では増加している。特に、中部、中国では、前5年での下落を上回る後5年の増加で増加傾向が強まっている。関東、九州では前5年の増加を下回る後5年の増加で、増加傾向が弱まっている。沖縄は増加傾向ではあるが、前5年の増加を下回る後5年の下落が生じている。以上、産出額の値と変化率の推移では、中部地域、中国地域で生産活動が活発になっている。

表1から得られる地域別産出額構成比を順位別に表2でみると、平成7年と平成12年では関東、近畿、中部、九州、東北、中国、北海道、四国、沖縄であったが、平成17年には中国が東北を抜いて4位へ上がった。関東、中部、中国で構成比が上昇しているが、中部、中国は前5年の下落を後5年の増加が大きく上回っており、関東は頭打ちである。全期間の構成比の変化で見ると、関東(7年比、0.93%増)、中部(同、0.68%増)、中国(同、0.31%増)、沖縄(同、0.03%増)が増加し、近畿(同、1.21%減)、東北(同、0.41%減)、北海道(同、0.17%減)、四国(同、0.14%減)、九州(同、0.01%減)が減少している。

表2 地域別産出額構成比と寄与度の状況

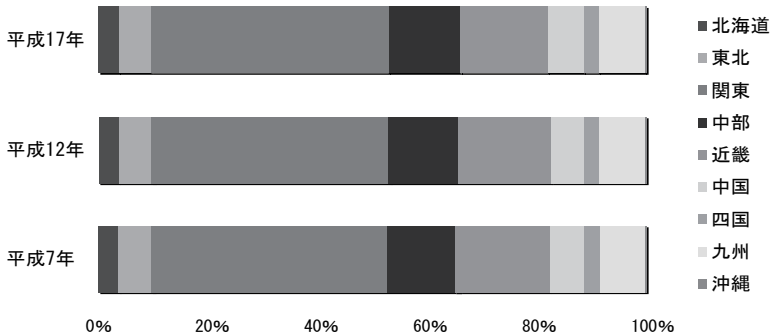
	構成比			構成比の変化			寄与度		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7～平成12	平成12～平成17	平成7～平成17	平成7～平成12	平成12～平成17	平成7～平成17
北海道	3.75%	3.70%	3.58%	-0.05%	-0.13%	-0.17%	-0.01%	-0.08%	-0.10%
東北	6.45%	6.39%	6.04%	-0.06%	-0.35%	-0.41%	0.00%	-0.28%	-0.28%
関東	42.17%	43.09%	43.10%	0.93%	0.00%	0.93%	1.34%	0.51%	1.85%
中部	12.34%	12.22%	13.02%	-0.12%	0.80%	0.68%	0.00%	0.96%	0.96%
近畿	17.27%	16.74%	16.06%	-0.53%	-0.68%	-1.21%	-0.37%	-0.49%	-0.86%
中国	6.21%	6.08%	6.52%	-0.13%	0.44%	0.31%	-0.07%	0.52%	0.45%
四国	2.85%	2.75%	2.71%	-0.10%	-0.04%	-0.14%	-0.07%	-0.01%	-0.09%
九州	8.38%	8.40%	8.37%	0.02%	-0.03%	-0.01%	0.10%	0.07%	0.17%
沖縄	0.58%	0.63%	0.61%	0.05%	-0.02%	0.03%	0.06%	-0.02%	0.04%

資料出所：同、表1。

同じく表2で地域別の寄与度の推移をみると、前5年の平成12年の寄与度は、関東(1.34%)、九州(0.10%)、沖縄(0.06%)がプラスで貢献しているが、関東地域の一人勝ちである。また、後5年の平成17年の寄与度は、中部(0.96%)、中国(0.52%)、関東(0.51%)、九州(0.07%)が増加している。したがって、平成7年を基準にした平成17年の寄与度が、関東(1.85%)、中部(0.96%)、中国(0.45%)、九州(0.17%)、沖縄(0.04%)がプラスであることを考慮すると、平成7年から平成17年の10年間における中部、中国の日本経済への貢献の大きさが読み取れる。

以上より、経済活動のウェイトおよび寄与度においても中部地域および中国地域が躍進している。

図1 地域別産出額構成比



資料：同、表1。

1.2.2 中間投入額の推移

表3を見ると、平成17年における総産出額に占める中間投入額は、456兆1,860億円で、平成7年と比較して7.96%の増加となり、総産出額の増加(同、2.15%増)を上回った。地域別に中間投入額の動きをみると、近畿(7年比、1.00%減)が減少しただけで、他の地域は全て増加となった。特に、後5年において中間投入額が減少したのは東北だけであった。

表3 中間投入額の状況

	中間投入額 (10億円単位)			変化分 (10億円単位)			変化率		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7～平成12	平成12～平成17	平成7～平成17	平成7～平成12	平成12～平成17	平成7～平成17
北海道	14,732	14,778	14,840	46	62	109	0.31%	0.42%	0.74%
東北	25,817	26,321	26,282	504	-39	466	1.95%	-0.15%	1.80%
関東	177,620	184,591	193,551	6,971	8,960	15,931	3.92%	4.85%	8.97%
中部	56,425	57,835	66,270	1,410	8,435	9,845	2.50%	14.58%	17.45%
近畿	71,960	70,223	71,238	-1,737	1,015	-722	-2.41%	1.45%	-1.00%
中国	27,896	27,874	32,757	-22	4,883	4,861	-0.08%	17.52%	17.43%
四国	11,897	11,459	12,052	-438	593	155	-3.68%	5.18%	1.30%
九州	34,029	34,217	36,676	188	2,459	2,647	0.55%	7.19%	7.78%
沖縄	2,180	2,474	2,519	294	45	339	13.49%	1.83%	15.57%
地域計	422,555	429,773	456,186	7,217	26,414	33,630	1.71%	6.15%	7.96%

資料出所：中間投入額に関する平成7年のデータは資料5、平成12年のデータは資料2のP.7「第1表 地域別中間投入額の状況」、平成12年のデータは資料6より加工作成。四捨五入のため合計が合わない場合もある。

表3から得られる全期間における中間投入比率の変化を表4でみると、10年間に全ての地域で増加している。地域計では10年間に2.59%増加した。地域別では特に、中国(4.60%)、中部(4.41%)、沖縄(3.39%)の上昇率が大きい。

表4 中間投入比率の状況

	中間投入比率			中間投入比率の変化		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7～平成12	平成12～平成17	平成7～平成17
北海道	42.31%	42.56%	43.75%	0.25%	1.18%	1.43%
東北	43.14%	43.98%	45.89%	0.84%	1.91%	2.76%
関東	45.38%	45.70%	47.36%	0.33%	1.66%	1.99%
中部	49.25%	50.50%	53.66%	1.25%	3.16%	4.41%
近畿	44.90%	44.77%	46.78%	-0.13%	2.02%	1.89%
中国	48.37%	48.92%	52.98%	0.54%	4.06%	4.60%
四国	44.97%	44.48%	46.96%	-0.49%	2.48%	1.99%
九州	43.76%	43.48%	46.24%	-0.27%	2.75%	2.48%
沖縄	40.29%	41.69%	43.68%	1.40%	1.99%	3.39%
地域計	45.52%	45.86%	48.11%	0.34%	2.26%	2.59%

資料出所：同、表3。

1.2.3 粗付加価値額の推移

表5 粗付加価値額の状況

	粗付加価値額（10億円単位）			変化分（10億円単位）			変化率		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7～平成12	平成12～平成17	平成7～平成17	平成7～平成12	平成12～平成17	平成7～平成17
北海道	20,077	19,934	19,063	-143	-871	-1,014	-0.71%	-4.37%	-5.05%
東北	34,006	33,512	30,952	-494	-2,560	-3,054	-1.45%	-7.64%	-8.98%
関東	213,644	219,221	214,940	5,577	-4,281	1,295	2.61%	-1.95%	0.61%
中部	58,054	56,677	57,122	-1,377	445	-932	-2.37%	0.78%	-1.61%
近畿	88,214	86,612	80,934	-1,602	-5,678	-7,280	-1.82%	-6.56%	-8.25%
中国	29,745	29,099	29,056	-646	-43	-689	-2.17%	-0.15%	-2.32%
四国	14,557	14,297	13,597	-260	-700	-960	-1.79%	-4.90%	-6.59%
九州	43,720	44,458	42,614	738	-1,844	-1,106	1.69%	-4.15%	-2.53%
沖縄	3,229	3,458	3,246	229	-212	17	7.08%	-6.13%	0.52%
地域計	505,246	507,268	491,522	2,022	-15,746	-13,724	0.40%	-3.10%	-2.72%

資料出所：粗付加価値額に関する平成7年のデータは資料5、平成12年のデータは資料2のP.9「第1表 地域別粗付加価値額の状況」、平成12年のデータは資料6より加工作成。

表5を見ると、平成17年の粗付加価値額は491兆5,220億円で、平成7年と比較して2.72%の減少となった。地域別にみると、関東（7年比、0.61%増）と沖縄（同、0.52%増）がわずかに増加しただけで、東北（同、8.98%減）、近畿（同、8.25%減）など他の地域は減少した。

表6 粗付加価値率の状況

	粗付加価値率			粗付加価値率の変化		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7～平成12	平成12～平成17	平成7～平成17
北海道	57.67%	57.42%	56.19%	-0.25%	-1.22%	-1.47%
東北	56.82%	56.00%	54.05%	-0.82%	-1.95%	-2.77%
関東	54.58%	54.28%	52.60%	-0.30%	-1.68%	-1.98%
中部	50.67%	49.49%	46.25%	-1.18%	-3.23%	-4.42%
近畿	55.04%	55.21%	53.15%	0.18%	-2.06%	-1.89%
中国	51.58%	51.07%	46.99%	-0.51%	-4.08%	-4.59%
四国	55.02%	55.50%	52.98%	0.48%	-2.52%	-2.04%
九州	56.22%	56.50%	53.72%	0.28%	-2.77%	-2.49%
沖縄	59.69%	58.27%	56.29%	-1.42%	-1.99%	-3.41%
地域計	54.43%	54.12%	51.84%	-0.30%	-2.29%	-2.59%

資料出所：同、資料5。

表6では、平成17年の粗付加価値率は51.84%で、平成7年(54.43%)と比較して2.59%の減少となった。地域別にみると、全ての地域で減少している。中間投入比率が上昇した中国、中部での低下が大きいのが、特に中部は後5年に唯一、粗付加価値額が4,450億円増加したものの、付加価値率では3.23%減と中国(4.08%減)に次いで低下率の変化が大きい。以上より、全国的に付加価値額、付加価値率ともに低下傾向にある。

1.3 使用する産業連関表

ここでは、まず、産業連関表の基本構造を整理する。ついで、本稿で使用する地域間産業連関を用いた地域別産出額 X^s の導出法を整理する。

1.3.1 一国の産業連関表

表7は生産部門を二部門に単純化した一国の競争輸入型産業連関表である。競争輸入型(competitive import type)とは、同じ部門に分類されている財であれば、輸入品と国産品を同一財とみなして区別しない分類法である。非競争輸入型(non-competitive import type)とは、同じ部門に分類されている財であっても、輸入品と国産品を同一財とみなさず区別する分類法である。競争輸入型モデルでは、例えば、

表7 二部門の競争輸入型モデルの産業連関表

需要部門→ 供給部門↓		産業部門		国内最終 需要	輸 出	輸入 (控除)	総産出額
		1	2				
産業部門	1	x_{11}	x_{12}	FD_1	E_1	$-M_1$	X_1
	2	x_{21}	x_{22}	FD_2	E_2	$-M_2$	X_2
粗付加価値		v_1	v_2				
総産出額		X_1	X_2				

農業部門の生産活動において投入される国産品と輸入品との比率だけが変化した場合でも、それは産業連関表に反映されない。しかし、国産品も輸入品も同一財とみなしているため、投入係数の安定性が維持され、部門間の相互依存関係を分析するためには優れている。

表7を横行方向へ読むと、次の需給均衡式が成立する。

$$\begin{aligned} \text{中間需要額} + \text{国内最終需要額} + \text{輸出額} - \text{輸入額} &= \text{総産出額} \\ (x_{11} + x_{12}) + FD_1 + E_1 - M_1 &= X_1 \\ (x_{21} + x_{22}) + FD_2 + E_2 - M_2 &= X_2 \end{aligned} \quad (1-1)$$

ここで投入係数 a_{ij} を次のように定義する⁽⁵⁾。

$$a_{ij} \equiv x_{ij} / X_j \quad (1-2)$$

その結果、(1-1)式は、

$$\begin{aligned} \text{中間需要額} + \text{国内最終需要額} + \text{輸出額} - \text{輸入額} &= \text{総産出額} \\ (a_{11} \cdot X_1 + a_{12} \cdot X_1) + FD_1 + E_1 - M_1 &= X_1 \\ (a_{21} \cdot X_2 + a_{22} \cdot X_2) + FD_2 + E_2 - M_2 &= X_2 \end{aligned} \quad (1-3)$$

と書き改められる。

なお本稿の分析では、次の二つの仮定がなされている。まず、中間需要部門と国内最終需要部門だけに輸入が混在し、輸出部門には含まれないと仮定されている。その結果、

中間需要額 + 国内最終需要額 + 輸出額 - 輸入額 = 総産出額
は、

$$\text{輸入を除いた中間需要額} + \text{輸入を除いた国内最終需要額} + \text{輸出額} = \text{総産出額}$$

と書き改められる。換言すると、

$$\text{自給率ベースの中間需要額} + \text{自給率ベースの国内最終需要額} + \text{輸出額} = \text{総産出額}$$

となる。

次に、第*i*部門の中間需要額と国内最終需要額には一定比率 m_i で

輸入が含まれていると仮定されている。したがって、第 i 部門の自給率は $(1 - m_i)$ となる。以上のことを考慮すると (1-3) 式は、

自給率ベースの中間需要額 + 自給率ベースの国内最終需要額 + 輸出額 = 総産出額

$$\begin{aligned} (1 - m_1) (a_{11} \cdot X_1 + a_{12} \cdot X_2) + (1 - m_1) FD_1 + E_1 &= X_1 \\ (1 - m_2) (a_{21} \cdot X_1 + a_{22} \cdot X_2) + (1 - m_2) FD_2 + E_2 &= X_2 \end{aligned} \quad (1-4)$$

となる。以上を行列表示すると、

$$(I - M) \cdot AX + (I - M) \cdot FD + E = X$$

となり、これを総産出額ベクトル X について整理すると、

$$X = [I - (I - M) \cdot A]^{-1} \cdot [(I - M) \cdot FD + E] \quad (1-5)$$

となる。この式の右辺第1項 $[I - (I - M) \cdot A]^{-1}$ は生産技術構造を表すレオンチェフの逆行列 B 、第2項 $[(I - M) \cdot FD + E]$ は最終需要額行列 F である。二部門ベースでの各行列は次のようになっている。

$$\text{単位行列 } I = \begin{pmatrix} 1 & 0 \\ 0 & 1 \end{pmatrix}, \quad \text{総産出額列ベクトル } X = \begin{pmatrix} X_1 \\ X_2 \end{pmatrix}$$

$$\text{輸入係数行列 } M = \begin{pmatrix} m_1 & 0 \\ 0 & m_2 \end{pmatrix}, \quad \text{国内最終需要額列ベクトル } FD = \begin{pmatrix} FD_1 \\ FD_2 \end{pmatrix}$$

$$\text{投入係数行列 } A = \begin{pmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{pmatrix}, \quad \text{輸出額列ベクトル } E = \begin{pmatrix} E_1 \\ E_2 \end{pmatrix}$$

$$\text{逆行列係数行列 } B = \begin{pmatrix} b_{11} & b_{12} \\ b_{21} & b_{22} \end{pmatrix}, \quad \text{最終需要額列ベクトル } F = \begin{pmatrix} F_1 \\ F_2 \end{pmatrix}$$

1.3.2 本稿で使用した地域間産業連関

本研究の目的は地域別の生産格差要因の分析であるため、各地域の産業部門分割をしない表8で示される形式の地域間産業連関表を使用した。

表8 二地域の地域間競争輸入型モデルの産業連関表

需要地域→ 供給地域↓	地域1	地域2	地域内 最終需要	輸 出	輸入 (控除)	地域別 総産出額
地域1	x^{11}	x^{12}	F^1	E^1	$-M^1$	X^1
地域2	x^{21}	x^{22}	F^2	E^2	$-M^2$	X^2
粗付加価値	v^1	v^2				
地域別総産出額	X^1	X^2				

ここで表8における地域1と地域2を産業1と産業2、地域内最終需要を最終需要、地域内産出額を産出額に読み替えると、表8は表7と同じになる。したがって(1-5)式の導出法と同様の手順で、地域別産出額 X^r を導出できる。

表8の需給均衡式は次のようになる。

$$\begin{aligned} x^{11} + x^{12} + F^1 + E^1 - M^1 &= X^1 \\ x^{21} + x^{22} + F^2 + E^2 - M^2 &= X^2 \end{aligned} \quad (1-6)$$

前述した投入係数 a_{ij} と同様に、地域別投入係数 a^{rs} は $a^{rs} = x^{rs} / X^s$ と定義できる。したがって、(1-6)式は次のように書き改められる。

$$\begin{aligned} a^{11} X^1 + a^{12} X^2 + F^1 + E^1 - M^1 &= X^1 \\ a^{21} X^1 + a^{22} X^2 + F^2 + E^2 - M^2 &= X^2 \end{aligned} \quad (1-7)$$

ここで(1-7)式の各項は、

$$\begin{aligned} &\text{地域別中間需要額} + \text{地域別最終需要} + \text{地域別輸出} - \text{地域別輸入} \\ &= \text{地域別産出額} \end{aligned}$$

である。また、地域別輸入額 M^s は地域別中間需要額 x^{rs} と地域別最終需要 F^r に一定割合で振り分けられると仮定する。その一定割合である地域別輸入係数 m^s を $m^s = M^s / X^s$ と定義すると、(1-7)式は自給率ベースでさらに書き改められる。

$$\begin{pmatrix} 1-m^1 & 0 \\ 0 & 1-m^2 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} a^{11} + a^{12} \\ a^{21} + a^{22} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} X^1 \\ X^2 \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} 1-m^1 & 0 \\ 0 & 1-m^2 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} F^1 \\ F^2 \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} E^1 \\ E^2 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} X^1 \\ X^2 \end{pmatrix} \quad (1-8)$$

(1-8) 式に行列記号を用いると、地域別産出額 X' が導出できる。

$$\begin{aligned} (I-M') \cdot A' \cdot X' + (I-M') \cdot F' + E' &= X' \\ \therefore X' - (I-M') \cdot A' \cdot X' &= (I-M') \cdot F' + E' \\ \therefore [I - (I-M') \cdot A'] \cdot X' &= (I-M') \cdot F' + E' \\ \therefore X' &= [I - (I-M') \cdot A']^{-1} \cdot [(I-M') \cdot F' + E'] \end{aligned} \quad (1-9)$$

(1-9) 式の右辺第一項 $[I - (I-M') \cdot A']^{-1}$ は地域別の生産技術構造を示す地域別レオンチェフ逆行列、第二項 $[(I-M') \cdot F' + E']$ は地域別最終需要額行列である。その第一項を B 、第二項を F とし、さらに以下では地域別産出額 X' を X で表すと、(1-9) 式は次式で示することができる。

$$X = B \cdot F \quad (1-10)$$

2 分析

本稿では (1-10) 式を使い、二つの分析を行う。まず、地域別生産格差をもたらしている要因として、最終需要額の変化、技術構造の変化、交絡項の変化を確認した後に、それぞれの値を地域別に求めることにより、地域別産出額に影響を与える生産波及要因の違いを明らかにする。次に、地域別生産誘発額を求め、それを利用することにより、地域間の依存関係の違いを明らかにする。なお、すでに本稿 (1.2 平成 17 年の地域経済状況) において中部と中国の二地域の動きが最近の日本経済に対してプラスの影響を与えていることを見た。この点を視野に入れて以下の分析を行う。

2.1 生産波及要因分析

2.1.1 分析準備

まず、変化前のデータに下添え字 0、変化後のデータに下添え字 1 をつけると、(1 - 10) 式は、

$$X_0 = B_0 \cdot F_0 \quad (2 - 1)$$

$$X_1 = B_1 \cdot F_1 \quad (2 - 2)$$

と書き改めることができる。ここで、

$$\Delta X \equiv X_1 - X_0 \quad (2 - 3)$$

$$\Delta B \equiv B_1 - B_0 \quad (2 - 4)$$

$$\Delta F \equiv F_1 - F_0 \quad (2 - 5)$$

とすると、(2 - 4) 式より、

$$B_1 \equiv B_0 + \Delta B \quad (2 - 6)$$

を得る。また、(2 - 5) 式より、

$$F_1 \equiv F_0 + \Delta F \quad (2 - 7)$$

を得る。(2 - 6) 式と (2 - 7) 式を (2 - 2) 式に代入すると、

$$X_1 = B_1 \cdot F_1 = (B_0 + \Delta B) \cdot (F_0 + \Delta F) \quad (2 - 8)$$

を得る。(2 - 3) 式に (2 - 1) 式と (2 - 8) 式とを代入し整理すると、

$$\begin{aligned} \Delta X \equiv X_1 - X_0 &= (B_0 + \Delta B) \cdot (F_0 + \Delta F) - B_0 \cdot F_0 \\ &= B_0 \cdot \Delta F + \Delta B \cdot F_0 + \Delta B \cdot \Delta F \\ \therefore \Delta X &= B_0 \cdot \Delta F + \Delta B \cdot F_0 + \Delta B \cdot \Delta F \end{aligned} \quad (2 - 9)$$

を得る。

(2 - 9) 式の左辺は産出額の変化分、右辺は産出額の変化分が三つの部分で構成されていること示している。つまり、(2 - 9) 式の右辺第 1 項は最終需要額の変化分 ΔF によって生じた産出額の変化分 $B_0 \cdot \Delta F$ 、第 2 項は技術構造の変化分 ΔB によって生じた産出額の変化分 $\Delta B \cdot F_0$ 、そして第 3 項は交絡項によって生じた産出額の変化分 $\Delta B \cdot \Delta F$ を表している。

次に、変化前を 1995 年 (添え字 0)、変化後を 2005 年 (添え字 1)

として、(2-9)式左辺の三項目の計算手順を整理しておく⁽⁶⁾。

i) 最終需要額の変化 ΔF による産出額の変化分 $B_0 \cdot \Delta F$ の計算

最終需要額の変化によって生じる産出額の変化分 $\Delta X_F (= B_0 \cdot \Delta F)$ を、

$$\Delta X_F = B_0 \cdot \Delta F = B_0 \cdot (F_1 - F_0) = B_0 \cdot F_1 - B_0 \cdot F_0$$

として求める⁽⁷⁾。その計算結果が表9である。表9によると、最終需要額の変化は全体で3兆2,840億円の産出増加をもたらしている。地域別では、中部、九州、関東、中国、沖縄が増加効果、近畿、東北、北海道、四国で減少効果を示している。

表9 最終需要額の変化による地域別生産誘発額の変化額 ΔX_F (単位: 10億円)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	域内輸出額	地域別誘発額
北海道	-1,531	-37	-327	113	-147	5	-27	-30	3	436	-1,541
東北	72	-3,947	-778	44	-239	12	-2	36	5	2,850	-1,946
関東	-759	-1,218	-6,478	323	-2,388	-197	-436	-984	-46	15,564	3,382
中部	-294	-727	-1,562	-1,452	-281	-125	-218	-147	-58	10,476	5,615
近畿	-249	-328	-1,537	393	-11,538	-171	-144	-264	-35	7,303	-6,571
中国	-47	-202	-520	-167	-915	-1,063	-198	-240	-20	4,929	1,558
四国	-24	-72	-428	-24	-583	9	-680	-73	-2	1,135	-697
九州	-14	-27	-1,054	369	-654	-30	-80	-1,341	7	6,223	3,398
沖縄	4	1	44	47	-9	3	3	-44	119	-82	88
地域計	-2,842	-6,558	-12,640	-354	-16,708	-1,557	-1,781	-3,086	-26	48,834	3,284

資料出所: 資料5、資料6より作成。

ii) 技術構造の変化分 ΔB による産出額の変化分 $\Delta B \cdot F_0$ の計算

技術構造の変化によって生じる産出額の変化分 $\Delta X_B (= \Delta B \cdot F_0)$ を、

$$\Delta X_B = \Delta B \cdot F_0 = B_1 \cdot F_0 - B_0 \cdot F_0$$

として求める⁽⁸⁾。その計算結果が表10である。表10によると、技術構造の変化は全体で16兆9,310億円の産出増加をもたらしている。この大きさは最終需要額の変化による誘発額の約5倍である、地域別では、関東、中部、中国、北海道、沖縄が増加効果、九州、近畿、東北、四国で減少効果を示している。

表10 技術変化による地域別生産誘発額の変化額 ΔX_B (単位: 10億円)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	域内輸出入	地域別誘発額
北海道	-116	114	214	164	83	38	9	23	8	128	666
東北	26	89	-798	72	-35	17	6	51	3	-66	-636
関東	293	920	6,078	1,625	1,334	463	271	878	77	2,009	13,947
中部	22	51	566	539	780	186	40	610	8	547	3,349
近畿	-41	-97	-833	138	-100	-154	-25	-138	-31	-154	-1,434
中国	57	55	27	274	181	1,073	106	414	13	491	2,691
四国	26	24	2	47	-139	-11	-106	88	-0	-2	-70
九州	-1	-31	-789	14	-289	-49	-23	-443	-6	-238	-1,856
沖縄	2	3	22	15	8	-3	0	25	185	17	275
地域計	268	1,128	4,490	2,889	1,824	1,560	279	1,508	256	2,731	16,931

資料出所: 資料5、資料6より作成。

iii) 交絡項による産出額の変化分 $\Delta B \cdot \Delta F$ の計算交絡項による産出額の変化分 $\Delta B \cdot \Delta F$ は、

$$\Delta X = B_o \cdot \Delta F + \Delta B \cdot F_o + \Delta B \cdot \Delta F$$

より、

$$\Delta B \cdot \Delta F = \Delta X - B_o \cdot \Delta F - \Delta B \cdot F_o$$

として求める⁽⁹⁾。つまり、総産出額の差額 ΔX から先に得られた i) と ii) の値を差し引くことにより交絡項に関する産出額の変化分 $\Delta B \cdot \Delta F$ を求めることができる。

あるいは、i) で求めた ΔF と ii) で求めた ΔB を利用し、 ΔB の右側から ΔF を掛け合わせることも求めることができる。その計算結果が表 11 である。表 11 によると、交絡項の変化は全体で 290 億円の産出減少をもたらしている。地域別では、九州 (11 億円増)、東北 (2 億円増) の 2 地域で増加効果、それ以外の 7 地域で減少効果を示している。

表11 交絡項による地域別生産誘発額の変化額 ΔX_{BF} (単位: 10億円)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	域内輸送額	地域別誘発額
北海道	-7	15	9	4	8	1	1	1	0	-50	-17
東北	0	12	-12	4	-6	1	-0	-1	-0	4	2
関東	28	111	198	16	156	14	22	38	1	-708	-124
中部	4	9	40	5	97	6	4	18	1	-225	-40
近畿	-3	-9	-20	7	-18	-5	-2	-6	1	48	-7
中国	4	11	24	9	33	38	10	15	1	-229	-84
四国	1	3	-1	1	-21	-0	-5	2	-0	-5	-25
九州	-1	-2	-26	7	-41	-1	-2	-14	-0	90	11
沖縄	-0	0	-1	-2	0	-0	-0	2	-5	-0	-5
地域計	27	151	210	51	209	53	29	56	-2	-1,076	-290

資料出所: 資料5、資料6より作成。

2.1.2 波及要因に関する分析結果

以上の i) ~ iii) をまとめたものが表 12 である。平成 7 (1995) 年から平成 17 (2005) 年の 10 年間に 19 兆 9,250 億円の総産出増があった。そのうち、技術構造の変化による部分が 16 兆 9,310 億円と 70% 以上を占め、最終需要の変化による産出増 3 兆 2,840 億円の約 5 倍強の規模である。

井出 (2003, P. 158) によると、平成 2 (1990) 年から平成 7 年 (1995) 年における産出増 50 兆 7,400 億円のうち、最終需要の変化による産出増が 54 兆 5,227 億円で、他の二要因は減少を示し、最終需要の変化が大きく影響していることを示している。さらに武繩 (2008, P. 15) では、平成 7 (1995) 年から平成 12 (2000) 年における産出増 22 兆 1,509 億円のうち、最終需要の変化による産出増 26 兆 4,611 億円、技術構造の変化による産出減 4 兆 6,975 億円、交絡項による産出増 3,873 億円で、継続して最終需要が経済の牽引車であることが示されている。

井出 (2003) と武繩 (2008) の分析を考慮すると、平成 2 (1990) 年から平成 12 (2000) 年の 10 年間は最終需要の変化が経済をけん引してきたが、平成 12 (2000) 年から平成 17 (2005) 年の 5 年間は、技術構造の変化が経済活動に貢献したと推察する。

表12 9地域による生産誘発額の変化要因一覧表（平成7年～平成17年）

	生産額（10億円）			変化額の内訳		
	平成7年	平成17年	変化額	$\triangle X_B$	$\triangle X_F$	$\triangle X_{BF}$
北海道	34,817	33,925	-892	666	-1,541	-17
東北	59,848	57,267	-2,580	-636	-1,946	2
関東	391,440	408,644	17,204	13,947	3,382	-124
中部	114,578	123,501	8,924	3,349	5,615	-40
近畿	160,281	152,269	-8,013	-1,434	-6,571	-7
中国	57,669	61,834	4,164	2,691	1,558	-84
四国	26,457	25,665	-792	-70	-697	-25
九州	77,770	79,322	1,552	-1,856	3,398	11
沖縄	5,410	5,767	357	275	88	-5
地域計	928,269	948,193	19,925	16,931	3,284	-290

資料出所：資料5、資料6より作成。

2.2 依存関係の分析

2.2.1 地域別生産誘発額の推移

(1-10)式を用いた計算結果が地域別生産誘発額である。この地域別生産誘発額は、地域別に生じる最終需要を満たすのに必要な地域別産出額の大きさを示している。平成17年の地域別生産誘発額を表したのが表13である。この表13を概観して、地域別の依存関係を整理する。

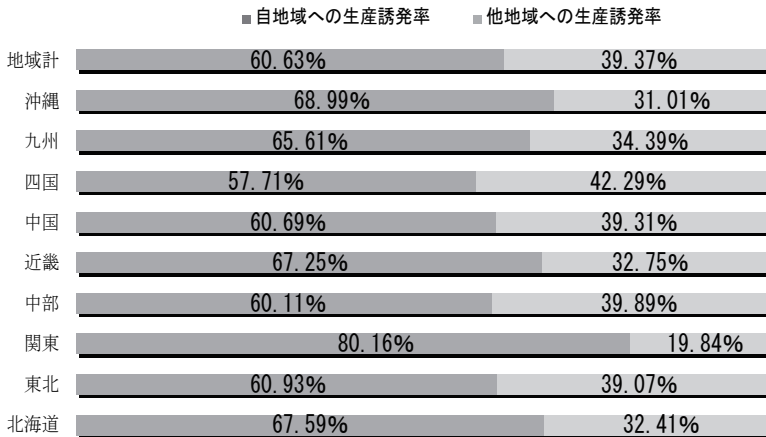
表13 平成17年地域別生産誘発額（名目値、10億円単位）

	地域計										自地域からの	他地域からの	
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	域内輸出額	A+B	生産誘発額A	生産誘発額B
北海道	24,362	970	4,043	1,031	1,203	362	149	495	35	1,274	33,925	24,362	9,563
東北	1,037	33,221	10,779	1,842	2,107	728	366	1,077	73	6,037	57,267	33,221	24,047
関東	6,219	12,985	272,727	19,573	19,630	7,826	3,993	11,620	902	53,168	408,644	272,727	135,917
中部	1,502	2,598	19,022	55,872	9,863	2,790	1,341	4,041	267	26,205	123,501	55,872	67,630
近畿	1,663	2,578	17,653	8,615	88,470	4,428	2,507	5,086	324	20,945	152,269	88,470	63,799
中国	598	918	6,835	2,664	4,732	30,008	1,336	3,530	137	11,076	61,834	30,008	31,826
四国	200	385	2,672	995	1,886	1,003	14,279	919	43	3,283	25,665	14,279	11,386
九州	446	839	6,096	2,253	3,521	2,268	756	51,321	302	11,519	79,322	51,321	28,001
沖縄	18	28	411	106	148	34	16	129	4,638	240	5,767	4,638	1,129
地域計	36,043	54,521	340,238	92,951	131,559	49,448	24,742	78,218	6,723	133,749	948,193	574,898	373,295

資料出所：資料6より作成。

表 13 を縦列方向に数値を読むと、「表頭の地域の最終需要が表側の地域の産出額をどれだけ誘発したか」が分かる。さらに、縦列方向の構成比を求めると、表頭の地域が与える自地域への誘発率と他地域への誘発率が得られる。これらの地域別誘発率を表したのが図 2 である。図 2 を地域別にみると、どの地域も自地域への生産誘発率が他地域への生産誘発率を上回っている。自地域への誘発率が地域計では 60.63% であるのに対して、関東が 80.16%、続いて沖縄 68.99%、九州 65.61% となっている。関東が突出していることが分かる。

図 2 平成 17 年 自地域・他地域別生産誘発率



資料：資料 6 より作成。

表 13 を横行方向に数値を読むと、「表頭の地域の最終需要が表側の地域の生産活動をどれだけ誘発したか」が分かる。表 13 の表頭と表側の同じ地域名が交差する箇所の数値は、自地域の最終需要から誘発された自地域への誘発額である。例えば平成 17 年の北海道では、誘発された産出額 33 兆 9,250 億円のうち、自地域からの生産誘発額 A が 24 兆 3,620 億円であるから、海外を含む他地域からの誘発分額 B は 9 兆 5,630 億円となる。自地域からの生産誘発額と他地域からの生産誘発額を示したのが表 14 である。

表14 平成17年地域別生産誘発額の構成（名目値、10億円単位）

	平成7年					平成17年				
	自地域からの 生産誘発額：A	他地域からの 生産誘発額：B	地域計 A + B	自地域依存度 A / (A + B)	他地域依存度 B / (A + B)	自地域からの 生産誘発額：A	他地域からの 生産誘発額：B	地域計 A + B	自地域依存度 A / (A + B)	他地域依存度 B / (A + B)
北海道	26,015	8,801	34,817	74.72%	25.28%	24,362	9,563	33,925	71.81%	28.19%
東北	37,066	22,781	59,848	61.93%	38.07%	33,221	24,047	57,267	58.01%	41.99%
関東	272,930	118,509	391,440	69.72%	30.28%	272,727	135,917	408,644	66.74%	33.26%
中部	56,779	57,798	114,578	49.56%	50.44%	55,872	67,630	123,501	45.24%	54.76%
近畿	100,126	60,155	160,281	62.47%	37.53%	88,470	63,799	152,269	58.10%	41.90%
中国	29,961	27,709	57,669	51.95%	48.05%	30,008	31,826	61,834	48.53%	51.47%
四国	15,070	11,387	26,457	56.96%	43.04%	14,279	11,386	25,665	55.64%	44.36%
九州	53,119	24,651	77,770	68.30%	31.70%	51,321	28,001	79,322	64.70%	35.30%
沖縄	4,339	1,071	5,410	80.20%	19.80%	4,638	1,129	5,767	80.43%	19.57%
地域計	595,405	332,864	928,269	64.14%	35.86%	574,898	373,295	948,193	60.63%	39.37%

資料出所：資料5、資料6より作成。

全体としては平成7（1995）年から平成17（2005）年にかけて、自地域からの生産誘発額は595兆4,050億円から574兆8,980億円へ減少し、他地域からの生産誘発額は332兆8,640億円から373兆2,950億円へ増加している。

これを地域別にみると、平成7（1995）年においては、中部を除く他の地域で、自地域からの生産誘発額が他地からの域生産誘発額を上回っている。平成17（2005）年においては中部と中国において自地域からの生産誘発額が他地域からの生産誘発額を下回っている。これらの生産誘発額を構成比でみると、自地域からの生産誘発額構成比が低下し、他地域生産誘発額構成比は増加している。

生産誘発額の構成比は依存度ともみなせる。したがって、中部と中国では自地域への依存度が低下し、他地域への依存度が上昇していることになる。地域別産出額において中部と中国の増加を前節で指摘したが、この二地域の経済構造が他地域依存型に移行したこととどの程度関連があるかは今後の研究となる。

2.2.2 各地域の依存関係

次に、表13の値を加工して、生産誘発額に関する地域間の相互依存関係を表しているのが表15である。表中の上段の数値は、表頭の地域の最終需要によって誘発された表側の地域の産出額を表している。対角線の下部に示されている取引額を1としてある。その取引関係の逆の数値との比率が対角線上部の下段に示されている。

例えば、関東地域の最終需要によって誘発される近畿地域の産出額は17兆6,530億円である。一方、近畿地域の最終需要によって誘発される関東地域の産出額は19兆6,300億円である。後者の数値を前者の数値で除した結果が対角線上部の表中下段の数値1.112である。この数値が1以上（以下）の場合には、表頭の地域が表側の地域へ与える影響が大きい（小さい）が、表頭の地域が表側の地域から受ける影響が小さい（大きい）ことを意味している。したがって、この値が1から乖離するほど、その地域間で一方的な誘発関係があることになる。以下ではこの値を生産依存係数と呼ぶ。

表15 平成17年地域別生産誘発額の依存関係（名目値、10億円単位）

最終需要地域 生産誘発地域	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
北海道		970 0.936	4,043 0.650	1,031 0.687	1,203 0.723	362 0.606	149 0.744	495 1.109	35 2.007
東北	1,037		10,779 0.830	1,842 0.709	2,107 0.817	728 0.794	366 0.950	1,077 1.284	73 2.620
関東	6,219	12,985		19,573 1.029	19,630 1.112	7,826 1.145	3,993 1.494	11,620 1.906	902 2.196
中部	1,502	2,598	19,022		9,863 1.145	2,790 1.047	1,341 1.347	4,041 1.794	267 2.523
近畿	1,663	2,578	17,653	8,615		4,428 0.936	2,507 1.330	5,086 1.445	324 2.193
中国	598	918	6,835	2,664	4,732		1,336 1.332	3,530 1.556	137 4.016
四国	200	385	2,672	995	1,886	1,003		919 1.215	43 2.693
九州	446	839	6,096	2,253	3,521	2,268	756		302 2.351
沖縄	18	28	411	106	148	34	16	129	

資料出所：資料6より作成。

経済産業省（2010b）では生産依存係数が0.8以下または1.4以上がアンバランスな関係としている。この基準に従うと、以下のような関係⁽¹⁰⁾が分かる。

[生産依存係数が0.8以下の関係にある地域]

この関係にあるのは、北海道（生産誘発地域）と関東、中部、近畿、中国、四国（最終需要地域）および東北（生産誘発地域）と中部・中国（最終需要地域）である。

[生産依存係数1.4以上の関係にある地域]

この関係にあるのは、四国（最終需要地域）と関東（生産誘発地域）、九州（最終需要地域）と関東、中部、近畿、中国（生産誘発地域）および沖縄（最終需要地域）と全地域（生産誘発地域）である。特に、沖縄は他地域への生産誘発額は大きい、他地域から生産が誘発される効果が小さい。

これらのアンバランス地域では、前者の地域の最終需要による後者の地域への生産誘発額が大きいことを意味し、関東、中部、近畿、中国の4地域が波及効果を多く受ける地域である。

表16 地域間の依存関係

生産依存係数が 0.8以下の関係	生産誘発地域	最終需要地域
	北海道	関東、中部、近畿、中国、四国
東北	中部、中国	
生産依存係数が 1.4以上の関係	最終需要地域	生産誘発地域
	四国	関東
	九州	関東、中部、近畿、中国
	沖縄	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州

2.2.3 生産誘発係数の推移

平成17年の地域別生産誘発係数（地域別生産誘発額／地域別最終需要額）をみると、地域計では1.932と平成7年と比較して0.085ポイントの上昇となった（表19）。これを自地域と他地域に分けてみると、自地域生産誘発係数が1.171で-0.014ポイントの低下、他地域生産誘発係数は0.761で0.098ポイントの上昇となった。

表17 地域別生産誘発係数の推移

	平成7（1995）年			平成17（2005）年			変化分		
	自地域生産誘発係数	他地域生産誘発係数	地域計 A+B	自地域生産誘発係数	他地域生産誘発係数	地域計 A+B	自地域生産誘発係数	他地域生産誘発係数	地域計 A+B
北海道	1.179	0.399	1.578	1.138	0.447	1.585	-0.041	0.048	0.007
東北	1.047	0.644	1.691	1.008	0.730	1.737	-0.039	0.086	0.047
関東	1.297	0.563	1.860	1.294	0.645	1.940	-0.002	0.082	0.080
中部	1.050	1.069	2.119	1.040	1.259	2.300	-0.010	0.191	0.181
近畿	1.150	0.691	1.840	1.106	0.797	1.903	-0.044	0.107	0.063
中国	1.037	0.959	1.996	1.056	1.120	2.177	0.020	0.162	0.181
四国	1.005	0.759	1.764	0.996	0.794	1.790	-0.009	0.035	0.026
九州	1.161	0.539	1.699	1.131	0.617	1.749	-0.029	0.079	0.049
沖縄	1.159	0.286	1.445	1.196	0.291	1.487	-0.037	-0.005	0.042
地域計	1.185	0.662	1.847	1.171	0.761	1.932	-0.013	0.098	0.085

資料出所：資料5、資料6より作成。

地域別に地域計（A+B）をみると、平成7年（地域計1.847）には関東（1.860）、中部（2.119）、中国（1.996）の3地域が、平成17年（地域計1.932）年には中部（2.300）、中国（2.117）の2地域が2ポイント台で地域計を上回っている。沖縄が平成7年1.445、平成17年1.487と特に低い。

地域別に自地域生産誘発係数をみると、いずれの年も関東だけが地域計を上回っている。四国はいずれの年も最低ポイントを示しており、特に平成17年には1.000以下になっている。

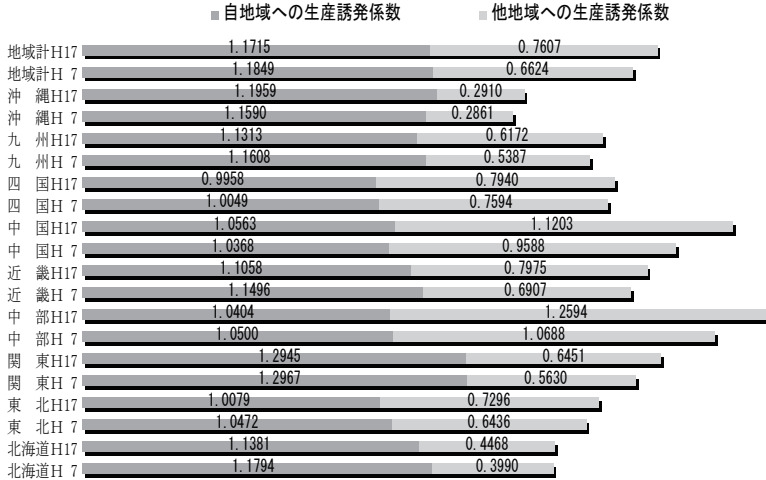
地域別に他地域生産誘発係数をみると、中部、近畿、中国、四国の4地域が両年において地域計を上回っている。特に沖縄は両年において地域系の半分以下のポイントである。

以上のことから、関東は他の地域と比較すると自地域へ与える影響が比較的大きく、中部、近畿、中国、四国はその他の地域と比較する

と他地域へ与える影響が比較的大きい。

表 17 の地域計 A+B の値を図にしたのが図 3 である。この 10 年間に
おける生産誘発係数においても中部、中国が高いレベルにある。

図 3 地域別生産誘発係数の推移



結びにかえて

1 平成 17 年の地域別経済状況について

[全体像について]

地域計では産出額、中間投入額が増加し粗付加価値額が減少している。

地域別にみると、産出額が増加しているのは、関東、中部、中国、九州、沖縄の 5 地域だけである。特に、中部、中国の増加が大きく、構成比でもこの 2 地域で 2 割ほどを占めている。中間投入額では近畿だけが減少した。中間投入比率では全地域で上昇し、特に、中国、中部、沖縄の上昇率が大きい。粗付加価値では、関東と沖縄だけでわずかな上昇があっただけで、他の地域では低下している。

[中部、中国に関して]

生産依存係数により他地域から影響を受けやすい他地域依存型だけでなく、生産誘発係数により他地域へ与える影響が比較的大きいこと

が示された。

地域別産出額において中部と中国が大きく増加したことと、この二地域の経済構造が他地域依存型に移行したことによるどの程度関連があるかは今後の研究となる。

2 産出額の変化要因に関して

最終需要額の変化により、地域計、中部、九州、関東、中国、沖縄で増加効果、近畿、東北、北海道、四国で減少効果を示している。

技術構造の変化より、最終需要の変化の場合と同様に、地域計、中部、九州、関東、中国、沖縄で増加効果、近畿、東北、北海道、四国で減少効果を示している。

交絡項の変化は地域計に産出減少をもたらしている。九州、東北の2地域で増加効果、それ以外の7地域で減少効果を示している。

井出(2003)と武縄(2008)の分析を考慮すると、平成12(2000)年から平成17(2005)年の5年間に我が国の技術構造の変化が経済活動に貢献したことが分かる。

3 地域間の依存関係および生産誘発係数に関して

どの地域も自地域への生産誘発率が他地域への生産誘発率を上回っている。関東が突出している。中部と中国では自地域への依存度が低下し、他地域への依存度が上昇している。そのような中部、中国の誘発係数から、他地域へ与える影響が大きいことが分かる。

以上の1～3から、中部、中国の各要素の動きが地域計の動きにプラス要因となっている様子が明らかになった。したがって、この2地域の経済活動が今後の日本経済の動きを決めるセクターとして重要な位置になるのか、換言すれば、この2地域が日本の経済構造的に重要な地位を占めるのかどうかについて、あるいは一時的な状態なのかについて引き続き調査する必要がある。さらに、日本経済における中部、

中国の経済力のウェイトを高めている要因を探る必要がある。

4 本稿において扱わなかった分析

第一に、各地域の産業部門を考慮外に置いたため、ある地域の産業1と他地域の産業2との相互関連の分析ができなかった。第二に、最終需要項目を一括したため、消費財需要、投資財需要など最終需要項目別生産誘発額を利用した分析ができなかった。

内生部門に関しては、本稿では9地域の9×9行列で構成されていた。分析の精度を高めるには、各地域に少なくとも50部門程度の産業を設定する必要がある。つまり、(50×9地域)×(50×9地域)行列の内生部門だけでも、2,500倍の情報量になる。さらに、最終需要部門も拡張すると、分析すべき情報量が増加する。したがって、分析にはかなりの時間を必要とするが、そのような拡張作業を通じて、中部、中国の各産業が他地域・自地域のどの産業と誘発し合っているかが明らかになるとともに、日本の経済活動を牽引している地域と産業に関する具体的な結論も得られる。本研究を継続して行う予定である。

- (1) 本稿は、平成20年度日本大学学術研究助成金(課題番号:個08-011)の報告書を兼ねている。
- (2) 雇用マトリックスおよび固定資本マトリックスのデータを利用した労働の生産性および資本の生産性を考慮した分析は本稿の範囲外である。なお、それらの重要性は認識しているが、本稿と同様に膨大な数値計算と分析の時間が必要なため、それらに関しては今後の研究課題である。
- (3) 9地域の構成内容は、経済産業省の地域区分と同様に、次のようになっている。

地域区分表

地域区分	対象地域範囲(域内都道府県)	作成担当
北海道	北海道	北海道経済産業局
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北経済産業局
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	関東経済産業局
中部	富山、石川、岐阜、愛知、三重	中部経済産業局
近畿	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	近畿経済産業局
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国経済産業局
四国	徳島、香川、愛媛、高知	四国経済産業局
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州経済産業局
沖縄	沖縄	内閣府沖縄総合事務局 沖縄県

資料出所:資料4(P.95「2」対象地域)より引用。

このような部門統合により得られる利便性と引き替えに、投入係数、逆行行列係数の値にバイアスが生じる。特に逆行行列係数へのバイアスはそれを用いて計算される諸結果、例えば、表9以降の諸表の結果へも影響すると思うが、このバイアスに関しては本稿では考察していない。

- (4) 経済産業省、地域間産業連関表の注意事項より以下の内容を抜粋。

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tiikiio/kekka.html#menu02>

平成12年試算地域間表については、下記の3点で大きく異なるため注意されたい。

- 1) 平成12年地域内表から屑・副産物の扱いが「再生資源回収・加工処理」経由に変更となった点に対応
 - 2) 平成12年試算地域間表以外は、全ての取引額セルで9地域の合計が全国表(中間製品などの地域表独自の部門・概念調整をしたもの)と完全一致しているが、平成12年試算地域間表は、地域内表段階で完全整合を行っていないため、その分地域合計の値は全国の数値と差が出ている点
 - 3) 最終的なバランス調整作業において、機械的な誤差調整を多用し、人的調整を極力減らしていることから、細部をみると誤差の配分先に偏りが生じている可能性がある点
- (5) この定義により、いかなる生産額 X_i に対してもこの関係が成立することになる。

つまり、産業連関表の背後には線型性の生産関数が仮定されている。

- (6) 付表2参照。平成7(1995)年の技術構造行列 B_0 、最終需要構造行列 F_0 、平成17年の技術構造行列 B_1 、最終需要構造行列 F_1 の四つの行列表と、技術構造の変化行列 ΔB 、最終需要構造の変化行列 ΔF の二つの行列表の合計6つの表を作成した。
- (7) B_0 は付表2-1、 F_0 は付表2-2、 F_1 は付表2-3を参照。
- (8) B_1 は付表2-4を参照。
- (9) ΔB は付表2-5、 ΔF は付表2-6を参照。
- (10) 表15の数値が、資料3のp.60「第6-3表」の数値と異なっているのは、部門統合のバイアスによるものと考ええる。ただし、0.8以下の地域と1.4以上の地域は上記資料3の結果と同じである。

参考文献・論文

- 1 上田孝行編著(2010)『Excelで学ぶ 地域・都市経済分析』コロナ社。
- 2 武繩卓雄(2008)「国内生産額の変化要因分析」『法學紀要』第49巻(P.1~P.24)。
- 3 仁平耕一(2008)『産業連関分析の理論と適用』白桃書房。
- 4 人見和美(2008)「47都道府県多地域産業連関表の開発 一内部・外部乗数による都道府県間生産誘発構造の分析一」電力中央研究所 研究報告

書 (Y07035) .

- 5 井出眞弘 (2003) 『Excel による産業連関分析入門』産能大学出版部.
- 6 宮城俊彦, 石川良文, 由利昌平, 土谷和之 (2003) 「地域内産業連関表を用いた都道府県間産業連関表の作成」土木計画学研究 20 巻 (87-95 ページ).
- 7 唐渡広志, 山野紀彦, 人見和美 (2002) 「電力供給地域に対応する 1995 年全国 10 地域間産業連関表の開発」電力中央研究所 研究報告書 (Y01019).

参考資料

資料 1 経済産業省 (2007a) 平成 7 年地域間産業連関表について (概要).

http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tiikio/result/result_1/pdf/h2rio95k.pdf

資料 2 経済産業省 (2010a) 平成 17 年地域間産業連関表 (ポイント).

http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tiikio/result/result_02/pdf/h17_irio_point.pdf

資料 3 経済産業省 (2010b) 平成 17 年地域間産業連関表 (概要).

http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tiikio/result/result_02/pdf/h17_irio_gaikyo.pdf

pdf

資料 4 経済産業省 (2010c) 平成 17 年地域間産業連関表 (作成結果報告書).

http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tiikio/result/result_02/pdf/h17_irio_hokokusyo.pdf

参考データ

資料 5 経済産業省 (2007b) 平成 7 年地域間産業連関表の「《参考》 9 地域 3 部門統合表 (XLS/133KB)」.

http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tiikio/result/result_1.html

資料 6 経済産業省 (2010d) 平成 17 年地域間産業連関表データ (12 部門).

http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tiikio/result/result_02.html

産業連関分析による地域間生産格差の要因分析(武蔵)

(一七二)(二二七)

付表一-1 平成7(1995)年地域間産業連関(12部門) 取引額(10億円)

北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州 沖縄	最終需要																				
	中国需要						中国外需要														
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	中国外	北海道	東北	関東	中部	近畿									
10,726	387	1,697	327	482	1,091	58	180	13,974	19,058	324	266	465	110	152	5	22,059	255	-1,471	34,817		
379	16,526	6,233	716	968	248	114	292	25,447	342	28,219	610	760	226	111	12	35,394	1,606	-2,599	59,846		
2,281	5,616	144,548	9,084	7,888	3,443	1,596	4,332	179,047	2,432	4,891	6,570	7,278	2,623	1,471	299	210,484	20,637	-18,728	391,446		
530	1,289	8,311	3,823	4,389	1,266	581	1,235	87	196,867	618	1,055	3,046	851	524	115	54,076	8,989	-9,084	114,573		
539	1,211	8,989	4,528	5,214	2,597	1,268	2,232	133	72,311	708	2,960	71,166	1,691	999	1,335	125	87,937	7,570	-7,597	160,281	
135	348	3,330	1,448	2,767	1,823	1,444	41	26,326	183	325	798	1,816	2,138	1,208	48	28,839	3,240	-2,989	57,685		
52	147	1,419	542	1,317	604	722	372	16	11,931	56	142	321	998	381	11	14,996	1,206	-1,425	26,457		
114	307	3,350	936	1,985	1,194	318	2,913	126	32,304	140	265	581	1,663	946	301	38,908	103	45,191	3,092	-3,381	77,710
3	7	142	22	48	21	5	38	1,463	1,771	3	7	13	71	10	3	3,403	3,744	202	-308	7,710	
14,322	25,917	177,620	56,425	71,960	27,899	11,897	34,029	2,180	422,335	23,382	38,184	51,837	87,303	24,674	15,723	48,008	4,722	502,310	46,798	-43,582	922,248
20,077	34,008	213,044	50,554	82,214	29,745	14,557	43,720	3,228													
34,817	59,848	391,440	114,578	160,281	57,689	26,457	77,770	5,410													

資料：資料G-5分析表。

付表一-2 平成17(2005)年地域間産業連関(12部門) 取引額(10億円)

北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州 沖縄	最終需要																				
	中国需要						中国外需要														
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	中国外	北海道	東北	関東	中部	近畿									
10,650	511	1,960	590	522	1,511	58	184	14,619	18,469	352	363	427	122	144	6	21,405	374	-2,473	33,925		
371	16,409	5,505	952	906	307	128	377	25	24,930	23,922	665	729	251	128	358	19	32,381	3,325	-3,998	57,287	
2,393	6,199	161,068	11,589	8,437	3,915	1,762	4,994	322	206,867	479	4,733	7,073	6,990	2,855	1,315	3,648	277	210,884	28,212	-30,944	408,444
520	1,221	9,169	4,039	5,132	1,925	978	1,884	91	64,311	477	747	39,973	3,483	831	422	11,611	777	59,701	15,148	-1,659	132,300
512	1,079	8,179	5,245	5,075	2,539	1,252	2,165	113	71,829	617	800	3,862	6,455	1,692	956	1,764	104	80,003	11,463	-11,209	152,289
195	389	3,244	1,904	2,719	22,202	768	1,881	50	34,436	181	245	717	1,436	221	464	1,138	38	28,408	6,007	-6,071	61,334
82	177	1,543	694	1,092	642	732	511	16	1,939	46	114	317	704	418	115,070	280	11	14,339	1,808	-2,271	25,885
134	307	2,723	1,161	1,632	1,263	373	2,461	131	32,368	151	291	891	1,862	978	278	39,058	110	45,384	7,107	-5,527	79,322
4	3	147	40	46	12	4	63	1,726	2,082	6	9	48	70	15	6	48	3,460	3,878	126	-320	5,716
14,840	28,232	193,351	66,270	71,239	32,751	12,052	38,676	2,513	456,108	22,319	33,260	55,425	78,624	24,088	15,226	47,397	4,729	490,762	73,597	-72,331	946,131
19,083	30,932	214,340	57,122	60,934	29,059	13,597	42,614	3,246													
33,925	57,287	408,444	124,501	152,289	61,344	28,685	78,322	5,707													

資料：資料G-5分析表。

付表2-1 平成7年 逆行列係数表 B₀

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
北海道	1.420997	0.013719	0.010086	0.007602	0.007327	0.005530	0.005628	0.005914	0.003391
東北	0.021323	1.364656	0.033603	0.017170	0.015087	0.012801	0.012271	0.010891	0.010235
関東	0.149121	0.201764	1.561936	0.188544	0.122883	0.148036	0.142794	0.132055	0.113899
中部	0.037871	0.050061	0.051524	1.489442	0.063142	0.058541	0.053021	0.040485	0.038454
近畿	0.038984	0.049189	0.054003	0.091137	1.461094	0.100732	0.101618	0.066178	0.055111
中国	0.012435	0.015747	0.021322	0.030953	0.038174	1.437767	0.052487	0.040061	0.018647
四国	0.004324	0.006345	0.008641	0.011423	0.017015	0.021627	1.351216	0.010905	0.006992
九州	0.009712	0.013840	0.020663	0.021465	0.028213	0.044473	0.031716	1.421276	0.045974
沖縄	0.000287	0.000339	0.000786	0.000517	0.000687	0.000823	0.000560	0.001014	1.349592

資料出所: 資料5より作成。

付表2-2 平成7年 自給率調整済み最終需要額行列 F₀

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	域内輸出	域内輸出
北海道	18,280	311	1,560	255	446	216	49	146	5	255	255
東北	327	27,013	4,592	584	747	106	106	284	13	1,606	1,606
関東	2,315	4,855	172,150	6,254	6,928	2,497	1,406	3,875	284	20,837	20,837
中部	590	1,055	6,800	37,703	2,926	812	500	1,100	110	8,989	8,989
近畿	695	864	6,397	2,819	67,793	1,611	923	1,748	119	7,570	7,570
中国	173	308	2,033	757	1,721	20,699	514	1,143	45	3,240	3,240
四国	53	134	973	304	944	360	11,117	293	11	1,206	1,206
九州	134	253	2,726	556	1,591	905	294	37,217	98	3,092	3,092
沖縄	3	6	145	13	67	9	3	75	3,215	202	202
地域計	22,571	34,600	197,376	49,246	83,163	27,216	14,912	45,881	3,900	46,798	46,798

資料出所: 資料5より作成。

付表2-3 平成17年 自給率調整済み最終需要額行列 F₁

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	域内輸出	域内輸出
北海道	17,201	328	1,379	338	397	114	35	134	8	374	374
東北	409	24,143	4,135	619	679	234	117	333	17	3,325	3,325
関東	1,969	4,377	168,463	6,540	6,186	2,453	1,217	3,373	256	28,212	28,212
中部	438	686	5,995	36,702	3,198	763	388	1,066	71	15,146	15,146
近畿	572	770	5,601	3,137	59,960	1,541	881	1,636	96	11,463	11,463
中国	164	221	1,816	648	1,341	19,989	409	1,026	33	6,007	6,007
四国	44	103	707	289	640	380	10,615	255	10	1,808	1,808
九州	140	276	2,065	827	1,284	908	256	36,280	102	7,137	7,137
沖縄	6	9	181	46	66	12	6	45	3,299	126	126
地域計	20,943	30,913	190,341	49,146	73,751	26,393	13,924	44,149	3,892	73,997	73,997

資料出所: 資料6より作成。

付表2-4 平成17年 逆行列係数表 B₁

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
北海道	1.413875	0.018185	0.011100	0.011757	0.008342	0.007017	0.006262	0.006233	0.005594
東北	0.023200	1.369126	0.028619	0.019894	0.014736	0.014034	0.013159	0.012601	0.011307
関東	0.159906	0.231813	1.594919	0.224152	0.138469	0.162975	0.160586	0.150557	0.132385
中部	0.037978	0.050784	0.053751	1.502243	0.074723	0.065464	0.054472	0.055984	0.039537
近畿	0.037264	0.040608	0.049140	0.096159	1.459958	0.093728	0.100131	0.062982	0.046305
中国	0.015004	0.017284	0.020438	0.037214	0.039449	1.490590	0.059979	0.049728	0.021579
四国	0.005850	0.007356	0.008658	0.012909	0.014657	0.021268	1.341313	0.013370	0.006822
九州	0.010362	0.013587	0.016214	0.023276	0.024044	0.043875	0.030627	1.409650	0.044830
沖縄	0.000348	0.000435	0.000836	0.000838	0.000726	0.000583	0.000471	0.001621	1.405689

資料出所: 資料6より作成。

付表2-5 B

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
北海道	-0.007122	0.004466	0.001014	0.004155	0.001016	0.001487	0.000434	0.000319	0.002203
東北	0.001878	0.004470	-0.004984	0.002724	-0.000352	0.001233	0.000888	0.001709	0.001072
関東	0.010785	0.030049	0.032993	0.035608	0.015586	0.014939	0.017793	0.018502	0.018486
中部	0.000107	0.000723	0.002227	0.012800	0.011581	0.006923	0.001450	0.015498	0.001063
近畿	-0.001720	-0.003122	-0.004983	0.005022	-0.001136	-0.007003	-0.001487	-0.003128	-0.006906
中国	0.002569	0.001537	-0.000984	0.006261	0.001275	0.052823	0.007491	0.009667	0.002932
四国	0.001526	0.001011	0.000017	0.001486	-0.002358	-0.000359	-0.000903	0.002565	-0.000170
九州	0.000650	-0.000253	-0.004450	0.001811	-0.004169	-0.001099	-0.001089	-0.011626	-0.001144
沖縄	0.000061	0.000096	0.000050	0.000321	0.000039	-0.000241	-0.000028	0.000607	0.056097

資料出所: 資料5、資料6より作成。

付表2-6 F

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	域内輸出	域内輸出
北海道	-1,079	17	-180	83	-49	8	-14	-12	3	119	119
東北	82	-2,870	-457	35	-68	18	11	49	5	1,719	1,719
関東	-346	-279	-3,687	287	-742	-44	-189	-502	-28	7,575	7,575
中部	-152	-368	-805	-1,001	272	-49	-112	-33	-39	6,157	6,157
近畿	-123	-94	-797	317	-7,834	-69	-42	-112	-23	3,893	3,893
中国	-10	-87	-217	-109	-380	-711	-105	-117	-13	2,767	2,767
四国	-8	-31	-266	-16	-304	20	-502	-39	-1	602	602
九州	6	22	-662	271	-307	3	-38	-938	4	4,045	4,045
沖縄	3	2	36	34	-1	3	3	-30	85	-75	-75
地域計	-1,628	-3,687	-7,035	-100	-9,412	-822	-988	-1,733	-7	26,801	26,801

資料出所: 資料5、資料6より作成。

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 49 No. 1 June 2012

~~~~~  
**CONTENTS**  
~~~~~

ARTICLES

Yasuyuki Yanaba, *Globalization, Business Corruption in China, and Risk for Foreign Companies: Corruption by Foreign Companies and the Scandal of Melamine Contamination by the Sanlu Group (Joint Venture with the New Zealand Firm Fonterra)*

Joichi Tanaka, *Integration of Disclosure*

Tatsuo Urano, *The South China Sea's Security and Strategic Environment (1)*

Ikuhiko Hata, *A Border Struggle in the Mongolian Steppes in 1939 (2)*

BOOK REVIEW

NOTE

Takuo Takenawa, *Factor Analysis of the Regional Gross Output Difference with Inter-Regional Input-Output Table*